学　生　便　覧

2025 年度

高専

佐世保工業高等専門学校

この便覧は、これから君たちが本校で学習し、生活するうえで知っておかなければならない重要な規則や注意事項を掲載したものです。

よく読んで、卒業するまで大切に保管してください。

教　育　理　念

教育理念

準学士課程（本科）５年間に亘る一貫教育を通じて、ものづくりの基盤を支える技術者に要求される基礎学力と高い専門知識を身につけ、創造性と実践力に富み、豊かな教養と人間性、国際性を備え、社会に貢献できる人材を育成する。専攻科では、他分野の専門的基礎を学ぶ融合型教育を通して、複眼的視野をもつ人材の育成を目指す。

教育目的

１）ものづくりや創造する喜びと学ぶ楽しさを早期に知ることを通して、明確な職業意識、学習意欲を養成する。
２）高度科学技術を中核となって推進するための基礎知識と基礎技能、専門知識を身につけ、自ら課題を探究し、解決できる能力を養成する。
３）実験実習など体験学習を重視して豊かな創造性と実践力を養成する。
４）論理的な思考力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を養成する。
５）情報技術の進展に対応できるよう、全学科において情報リテラシーを養う。
６）豊かな教養と倫理感を身につけ、地球的な視野で人類の幸福のために貢献できる能力を養成する。

教育の特色

本校では、受験競争から開放されたのびやかな雰囲気の中で、入学当初から専門分野への導入教育を行う一方、専門に偏らない広い知識と豊かな教養を身につけることに配慮したカリキュラムを実施しています。また、実験実習やクラブ活動を重視し、実践的な技術者・行動的な職業人の育成を目指しています。

卒業生への求人は多く、高専卒業後直ちに就職する者は約６割であり、専攻科への進学、大学３年生への編入学のコースを選ぶ者は約４割です。

複合型もの創り工学

◆ 育成しようとする自立した技術者像

グローバル化した社会において、高度化、複合化した工学分野の諸問題を解決して「もの創り」を行うために、各専門分野（機械工学、電気電子工学、情報工学、化学・生物工学）について深い専門性を養いつつ、先進的な他の専門分野の知識と技術も身につける複合的な教育を行うことにより、複眼的な問題解決能力を備えた創造性豊かな、世界に通用する**「もの創り技術者」**を育成します。

◆ 学習・教育到達目標

（A）工学の基礎と専門

1) 数学（微分積分学、線形代数、微分方程式、確率・統計など）と自然科学（物理、化学など）の基礎知識を身につけて、工学的諸問題の解決に応用できること
2) 情報技術の基礎知識を身につけて、情報収集、実験データの解析・評価のツールとしてコンピュータを活用できること
3) 基礎工学の知識を身につけて、複合化した「もの創り」の実務における工学的諸問題の解決に応用できること
4) それぞれの専門分野における“もの創り専門工学”の知識を身につけて、工学的諸問題の解決に応用できること

（B）地球的視点と技術者倫理

1) 他の国の歴史的・文化的背景や国際問題に関する基礎知識を身につけて、グローバルな視点でものごとを考えることができること
2) 技術が自然や社会に与える影響・効果を理解して、技術者としての責任を自覚できること

（C）コミュニケーション能力

1) 技術的な内容を日本語により文章や口頭で論理的に説明できること
2) 相手の質問や意見を聞いて日本語で適切に答えることができること
3) 英語による基礎的なコミュニケーションができること
4) 基礎的な技術英語の文章を読み書きできること

（D）複眼的かつ実践的能力

1) 自分で具体的な計画や手順を決めて基礎的な実験を実施し、得られた結果を正しく評価・解析して考察し、論理的に説明できること
2) いくつかの専門分野の知識や利用可能な情報・技術・手段を駆使するとともに創造性を発揮して、調査・解析をおこない、解決策を組み立てて実行し、課題を解決できること
3) 社会の要求する課題を解決するにあたって、その内容を分析して、計画や方策を複眼的にデザインできること
4) 実験、実習、研究、インターンシップなどを通して実践的能力を身につけ、技術者が経験する実務上の問題や課題を理解して適切な対応ができること

（E）自主・自立と協調性

1) 社会の要請に迅速に対応し、科学技術の進展を先導するため、自主的・継続的に学習できること
2) 要求された課題に対して、自立して、あるいは他の人と協力しながら計画的に作業を進め、期限内に終わらせることができること
3) 健全な心身を持ち、学内外の人々と協調して行動できること

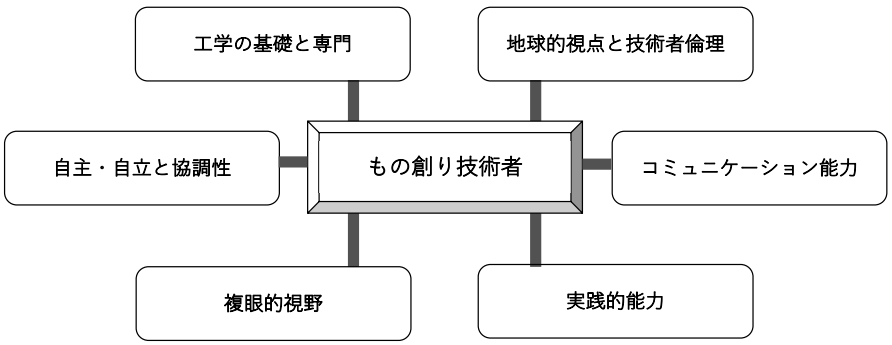

佐世保工業高等専門学校校歌

作詞　高　橋　和　彦
作曲　森　脇　憲　三

校　歌

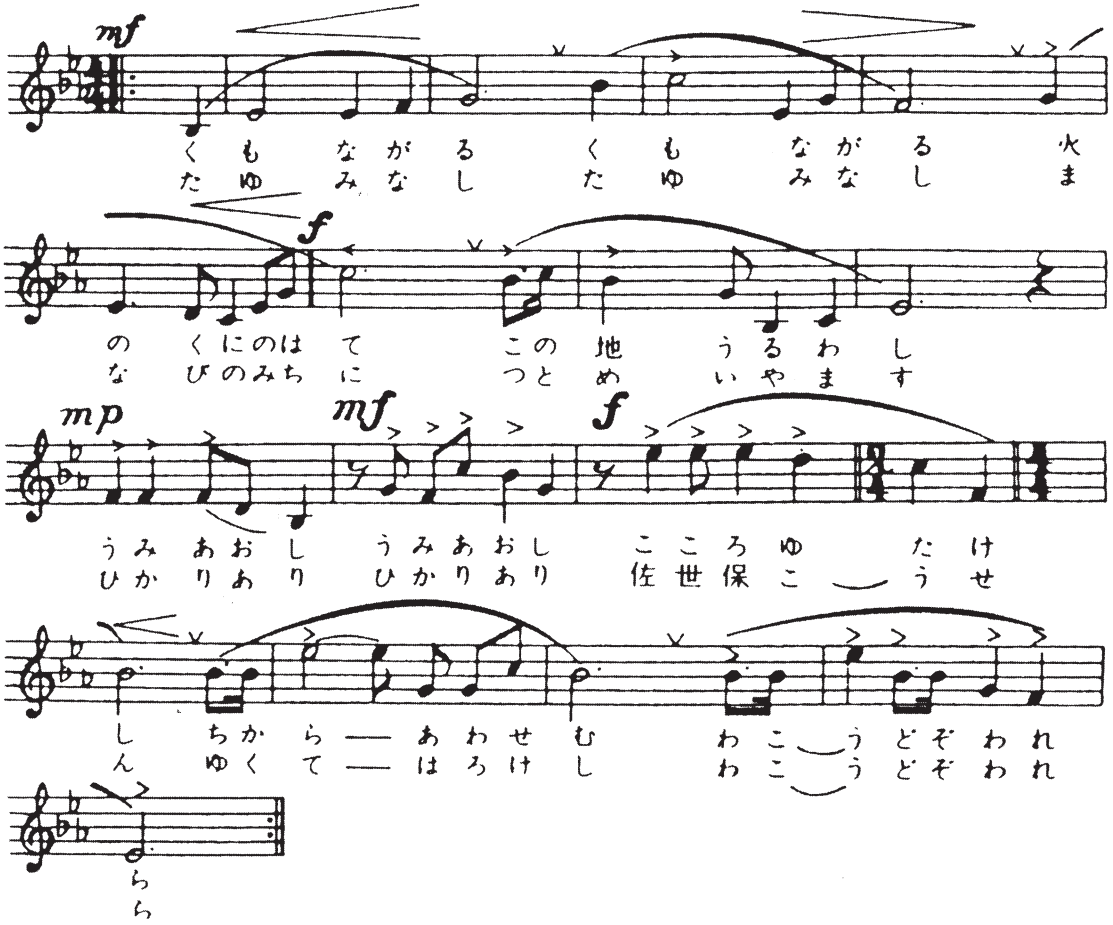

校　歌

一、雲流る　雲流る
火の国の果て
この地　麗し
海青し　海青し
心ゆたけし
ちから　合わせむ
若人ぞ　われら

二、たゆみなし　たゆみなし
学びの道に
使命　いやます
光あり　光あり
佐世保高専
ゆくて　はろけし
若人ぞ　われら

佐世保工業高等専門学校学生歌

作詞　久保石　征　志
作曲　西　川　　敏
編曲　下　川　光　明

学　生　歌

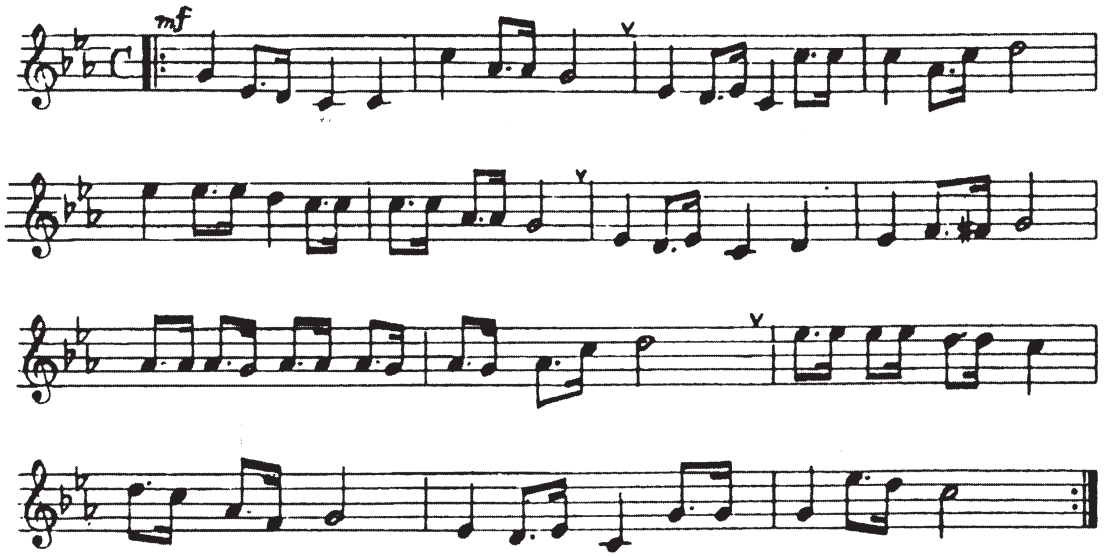

学　生　歌

一、
ああ青春の血に騒ぐ
清き心の若人は
高き栄華の夢に湧く
英雄の樹に成り立ち
試練の嵐と闘わん
その名を誇る佐高専
その名を誇る佐高専

二、
ああ情熱の陽を浴びて
血潮に燃ゆる若人は
紺碧の空絢爛と
勝利に輝く栄冠を
仰ぎて今や闘わん
その名を誇る佐高専
その名を誇る佐高専

目　　次

学　年　歴
1．沿　　革 …… 1
2．学則及び諸規程 …… 2
　1）佐世保工業高等専門学校学則 …… 2
　2）佐世保工業高等専門学校の教育理念等に関する規則 …… 33
　3）佐世保工業高等専門学校の三つの方針 …… 36
　4）佐世保工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則 …… 44
　5）他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等における
　　学修等に関する規則 …… 50
　6）佐世保工業高等専門学校・技術者教育プログラム「複合型もの創り工学」に関する規程 …… 54
　7）佐世保工業高等専門学校授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 …… 57
　8）佐世保工業高等専門学校学生準則 …… 70
　9）学習心得 …… 87
　10）試験に関する注意事項 …… 90
　11）ＢＹＯＤに関する注意事項 …… 94
　12）学生生活心得 …… 96
　13）学生生活細則 …… 98
　14）車両運転等に関する学生心得 …… 102
　15）学生懲戒等の標準指針 …… 109
　16）学生褒章基準 …… 110
　17）学生が行う掲示に関する取扱い基準 …… 111
　18）佐世保工業高等専門学校学生会会則 …… 113
　19）佐世保工業高等専門学校学生会準則 …… 120
　20）佐世保工業高等専門学校学生会選挙細則 …… 122
　21）佐世保工業高等専門学校学寮管理運営規則 …… 125
　22）佐世保工業高等専門学校寮生会会則 …… 132
　23）佐世保工業高等専門学校図書館利用規程 …… 137
3．諸手続一覧 …… 141
4．諸 納 金 …… 142
5．学生証（身分証明書） …… 143
6．福利厚生 …… 144
（1）奨学生（日本学生支援機構） …… 144
（2）学校学生生徒旅客運賃割引証 …… 145
（3）保 健 室 …… 145
（4）学生相談室 …… 146
（5）独立行政法人日本スポーツ振興センター …… 147
（6）佐世保工業高等専門学校の人権問題への取り組み …… 148
（7）佐世保工業高等専門学校いじめ防止対策の取り組み …… 156
7．同窓会会則 …… 163

学　　年　　歴

４月１日　学年始め並びに春季休業始め、前学期始め
４月３日　入学式
４月６日　春季休業終わり
４月23日　開校記念日
４月29日　昭和の日
５月３日　憲法記念日
５月４日　みどりの日
５月５日　こどもの日
７月21日　海 の 日
８月９日　夏季休業始め
８月11日　山 の 日
９月15日　敬老の日
９月23日　秋分の日
９月28日　夏季休業終わり
９月29日　後学期始め
10月13日　スポーツの日
11月３日　文化の日
11月23日　勤労感謝の日
12月20日　冬季休業始め
１月１日　元　　日
１月５日　冬季休業終わり
１月12日　成人の日
２月11日　建国記念の日
２月21日　学年末休業始め
２月23日　天皇誕生日
３月20日　春分の日
３月31日　学年末休業終わり、後学期終わり

1．沿　　革

高等専門学校は、高度経済成長期に入った昭和30年代に、成長の基盤を支える優れた技術者を養成することを求める強い社会的要請に沿って創設された。中学校の卒業生を受入れて５年間の一貫教育を施すという新しい制度の学校で、現在、国立51校、公立３校、私立３校計57校の高専が設置されている。本校は、昭和37年度に設置された一期校12校の一つで、現在九州地区にある９高専中最初に設置された高専である。

創立当初は機械工学科と電気工学科の２学科であったが､昭和41年度に工業化学科を設置した。また、昭和63年度に、２学級であった機械工学科の１学級を電子制御工学科に改組し､現在の４学科になった。次いで、平成３年度に従来の工業化学科を、化学系カリキュラムに生物系を加えた物質工学科に改組した。さらに、平成９年度には高専卒業生を受入れて、より高度の教育と研究を推進する機関として専攻科（修学年限２年）を設置した。

昭和37年４月１日	国立高等専門学校第１期校の一つとして佐世保高専創設。 創立当初の定員、機械工学科２学級80名、電気工学科40名。
昭和37年４月１日	元九州大学教授工学博士　大脇策一が初代校長に任ぜられた。
昭和37年４月23日	開校式並びに第１回入学式を挙行した。
昭和40年４月１日	事務部制が施行され、庶務課・会計課が設置された。
昭和41年４月１日	工業化学科１学級・定員40名が増設され、１学年の定員が160名となった。
昭和44年４月１日	低学年（１年・２年）の全寮制を実施した。
昭和46年４月１日	事務部に学生課が設置された。
昭和63年４月１日	機械工学科２学級・定員80名を、機械工学科１学級・定員40名および電子制御工学科１学級・定員40名に改組した。
平成３年４月１日	工業化学科を、生物系を加えた物質工学科に改組した。
平成９年４月１日	主に高専卒業生の教育・研究機関として、２年間を在学期間とする専攻科（機械工学専攻・定員４名、電気電子工学専攻・定員８名、物質工学専攻・定員４名）が設置された。
平成16年４月１日	独立行政法人国立高等専門学校機構法の制定により、国立高等専門学校は、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する機関となった。
平成17年４月１日	電気工学科を電気電子工学科に名称変更。
平成17年５月12日	「複合型もの創り工学」プログラムがJABEE認定
平成19年４月１日	事務部が２課制（総務課・学生課）となった。
平成21年４月１日	技術室が組織された。
平成24年４月１日	専攻科（機械工学専攻、電気電子工学専攻、物質工学専攻）が１専攻制に改組され、複合工学専攻に統合された。
平成28年４月１日	専攻科に産業数理技術者育成プログラムが設置された。
令和２年４月１日	一般科目を基幹教育科に名称変更した。
令和７年４月１日	機械工学科を機械制御工学科に、電子制御工学科を情報知能工学科に、物質工学科を化学・生物工学科に改組した。 ４学科各１学級・入学定員40名を45名に増員した。

２．学則及び諸規程

1）佐世保工業高等専門学校学則

（平成１６年４月１日制　　定
平成１９年４月１日全部改定）

目次

第１章　目的（第１条）
第２章　組織（第２条～第３条）
第３章　職員組織（第４条～第６条）
第４章　修業年限，学年，学期，休業日及び授業終始の時刻（第７条～第１１条）
第５章　入学，編入学，転入学，再入学及び転科（第１２条～第２１条）
第６章　教育課程等（第２２条～第２７条）
第７章　休学，復学，出席停止，転学，留学，退学及び除籍（第２８条～第３４条）
第８章　課程修了，卒業及び称号（第３５条～第３７条）
第９章　学生準則及び賞罰（第３８条～第４０条）
第１０章　研究生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生（第４１条～第４２条の３）
第１１章　外国人留学生（第４３条）
第１２章　専攻科（第４４条～第５４条）
第１３章　学寮，図書館及び福利厚生施設（第５５条～第５７条）
第１４章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第５８条～第６６条）
第１５章　公開講座（第６７条）

第１章　目的

（目的）

第１条　佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）は，教育基本法の精神にのっとり，学校教育法に基づいて，深く専門の学芸を教授し，職業に必要な能力を養い，もって創造的な知性と豊かな人間性を備えた有為な技術者を育成することを目的とする。

２　本校は，前項の目的を達成するための教育研究を行い，その成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与するものとする。

３　本校の学科ごとの人材の養成に関する目的，その他の教育上の目的に関し必要な事項は，別に定める。

（自己評価等）

第１条の２　本校は，その教育研究水準の向上を図り，本校の目的及び社会的使命を達成するため，本校における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は，別に定める。

３　本校は，第１項の点検及び評価の結果について，本校の職員以外の者による検証を行うものとする。

第２章　組織

（学科，学級数及び入学定員）

第２条　本校に，次の学科を置く。

機械制御工学科
電気電子工学科

情報知能工学科
化学・生物工学科

2　前項の学科の学級数，入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学　　科	学級数	入学定員		収容定員
			うち，DIGI ＋特別選抜	
機械制御工学科	1	４５人	5人	２２５人
電気電子工学科	1	４５人	5人	２２５人
情報知能工学科	1	４５人	5人	２２５人
化学・生物工学科	1	４５人	5人	２２５人

3　前項に定める入学定員のうち，DIGI ＋特別選抜で入学した者は，「情報系基盤技術教育プログラム」の履修生となる。「情報系基盤技術教育プログラム」に関する事項については，別に定める。

4　教育上有益と認めるときには，異なる学科の学生をもって学級を編制することができる。

（事務部）

第３条　本校に，総務及び学生支援に関する事務を処理するため事務部を置く。

第３章　職員組織

（職員組織）

第４条　本校に，校長，教授，准教授，講師，助教，助手，事務職員及び技術職員を置く。

2　前項の職員の職務は，学校教育法その他法令の定めるところによる。

（主事）

第５条　本校に，教務主事，学生主事及び寮務主事を置く。

2　教務主事は，校長の命を受け，教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3　学生主事は，校長の命を受け，学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4　寮務主事は，校長の命を受け，学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

（内部組織）

第６条　前３条に規定するもののほか，本校の内部組織に関し必要な事項は，校長が定める。

第４章　修業年限，学年，学期，休業日及び授業終始の時刻

（修業年限）

第７条　修業年限は，５年とする。

（学年）

第８条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月３１日に終る。

（学期）

第９条　学年を次の学期に分ける。

前学期　４月１日から９月３０日まで

後学期　１０月１日から翌年３月３１日まで

2　前項の規定にかかわらず，本校の事情により，校長が変更することがある。

（休業日）

第１０条　休業日は，次のとおりとする。 ただし，特別の必要があるときは，校長は，これらの休業日を授業日に振り替えることができる。

一　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日

二　日曜日及び土曜日
三　春季休業
四　夏季休業
五　冬季休業
六　学年末休業
２　前項第３号から第６号に規定する休業日の期間は，校長がその都度定める。
３　第１項に規定する休業日のほか，臨時の休業日は，校長がその都度定めることができる。
（授業終始の時刻）
第１１条　授業終始の時刻は，校長が別に定める。

第５章　入学，編入学，転入学，再入学及び転科

（入学の時期）
第１２条　入学の時期は，学年の始めとする。ただし，第１７条，第１８条及び第１９条に規定するものについては，相当学年の学期の始めとすることができる。
（入学資格）
第１３条　本校に入学することのできる者は，次の各号の一に該当するものとする。
一　中学校を卒業した者
二　中学校に準ずる学校を卒業した者
三　義務教育学校を卒業した者
四　中等教育学校の前期課程を修了した者
五　外国において，学校教育における９年の課程を修了した者
六　文部科学大臣の指定した者
七　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
八　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
九　その他相当年齢に達し，本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
（入学の出願）
第１４条　本校に入学を志願する者は，入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
（入学者の選抜）
第１５条　校長は，前条の入学志願者について，学力検査の成績，出身学校の校長から送付された調査書その他必要な書類を資料として入学者の選抜を行う。
２　校長は，前項に規定する入学者の選抜方法によるほか，入学定員の一部について，出身学校の校長の推薦に基づき，学力検査を免除し，出身学校の校長から送付された調査書その他必要な書類を資料として入学者の選抜を行うことができる。
３　校長は，前２項に規定する入学者の選抜方法によるほか，入学定員の一部について，学力検査を免除し，エントリーシートその他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行うことができる。
（入学許可）
第１６条　校長は，前条の選抜の結果に基づき合格した者で，所定の期日までに第５８条に規定する入学料（入学料免除又は入学料の徴収猶予の申請を受理された者を除く。）を納付し，誓約書，保証書その他校長が定めた書類を提出したものに入学を許可する。

（学年途中の入学及び編入学）
第１７条　第１学年の途中又は第２学年以上に入学を志願する者があるときは，その者が相当年齢に達し，当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ，教育上支障がない場合には，相当学年に入学を許可することがある。
（転入学）
第１８条　他の高等専門学校の学生で，本校へ転入学を志願する者があるときは，校長は，教育上支障がない場合には，転入学を許可することがある。
（再入学）
第１９条　第３３条の規定により退学した者で，退学後２年以内に再入学を志願するものがあるときは，校長は，相当学年に入学を許可することがある。
（準用規定）
第２０条　第１４条，第１５条及び第１６条の規定は，学年の途中の入学，編入学，転入学及び再入学に，これを準用する。
（転科）
第２１条　本校の学生で，所属の学科以外の学科に転科を希望する者があるときは，校長は，選考の上，学年の始めにおいて許可することがある。
２　前項の許可は，第３学年までに限るものとする。

第６章　教育課程等

（授業を行う期間）
第２２条　１年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，３５週にわたることを原則とする。
（授業科目）
第２３条　授業科目は，一般科目及び学科ごとの専門科目とする。
（教育課程の編成）
第２４条　本校の教育課程は，授業科目及び特別活動により編成するものとする。
２　授業科目，履修単位及び学修単位は，一般科目にあっては別表第１，専門科目にあっては別表第２のとおりとする。
３　各授業科目の単位数は，３０単位時間（１単位時間は，標準５０分とする。第７項において同じ。）の履修を１単位として計算するものとする。
４　前項の規定にかかわらず，校長が定める授業科目については，１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算することができる。
一　講義及び演習については，１５時間から３０時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって１単位とする。
二　実験，実習及び実技については，３０時間から４５時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって１単位とする。
５　前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は６０単位を超えないものとする。
６　前３項の規定にかかわらず，校長は卒業研究等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。
７　特別活動は，第１学年から第３学年までの各学年毎に３０単位時間計９０単位時間を実

施する。
（メディアを利用して行う授業）
第２４条の２　校長は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用した授業を，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
２　校長は，授業を外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用した授業を，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
３　メディアを利用して行う授業に関し必要な事項は，別に定める。
（他の高等専門学校における授業科目の履修）
第２５条　校長は，教育上有益と認めるときは，学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を，６０単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項に関し必要な事項は，校長が別に定める。
（高等専門学校以外の教育施設等における学修等）
第２５条の２　校長は，教育上有益と認めるときは，学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。
２　前項により認定することができる単位数は，前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
３　第１項の規定は，第３２条に定める留学をする場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は６０単位を超えないものとする。
４　第１項に関し必要な事項は，校長が別に定める。
（成績）
第２６条　各学年の課程の修了又は卒業を認定するに当たっては，学年の平素の成績を評価して行うものとする。
（再履修）
第２７条　前条の認定の結果，原学年にとどめられた者は，当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。ただし，再履修が免除された科目を除く。

第７章　休学，復学，出席停止，転学，留学，退学及び除籍

（休学）
第２８条　学生は，疾病その他やむを得ない理由により，３月以上継続して修学することができないときは，校長の許可を受けて休学することができる。
２　休学の期間は，１年以内とする。ただし，特別な理由がある場合は１年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。
３　休学の期間は，通算して３年を超えることができない。
（復学）
第２９条　休学期間中にその理由が消滅したときは，校長の許可を得て復学することができる。
（出席停止）
第３０条　学生に伝染病その他疾病があるときは，校長は，出席停止を命ずることがある。
（転学）
第３１条　学生が，他の学校へ入学，転学又は編入学を志願しようとするときは，校長の許可を受けなければならない。

（留学）
第３２条　学生が，外国の高等学校又は大学で修学することを志願するときは，校長の許可を得て留学することができる。
２　前項の許可を得て留学した期間は，本校の在学期間に含めることができる。
３　校長は，第１項の規定により留学した学生について，外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし，３０単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
４　前３項に関し必要な事項は，校長が別に定める。
（退学）
第３３条　学生は，疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは，校長の許可を得て退学することができる。
（除籍）
第３４条　次の各号の一に該当する場合は，校長が除籍する。
一　長期間にわたり行方不明の者
二　第２８条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
三　授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しない者
四　第６５条に規定する入学料免除又は入学料の徴収猶予の申請書を受理され，免除又は徴収猶予を不許可とされ，又は半額免除の許可をされた者で，所定の期日までに入学料を納付しないもの

第８章　課程修了，卒業及び称号

（各学年の課程修了）
第３５条　各学年において，別に定める課程の修了の条件を満たした者については，校長が当該学年の課程の修了を認定する。
（卒業）
第３６条　本校の全学年の課程を修了した者については，校長が卒業を認定する。
２　校長は，卒業を認定した者に対して，所定の卒業証書を授与する。
（称号）
第３６条の２　前条により卒業した者は，準学士と称することができる。
（学年の途中の課程修了及び卒業）
第３７条　校長は，特別な必要があり，かつ，教育上支障がないときは，第８条に規定する学年の途中においても，学期の区分に従い，各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

第９章　学生準則及び賞罰

（学生準則の遵守）
第３８条　学生は，この学則に定めるもののほか，別に定める学生準則を遵守しなければならない。
（表彰）
第３９条　学生として表彰に値する行為があるときは，表彰することがある。
（懲戒）
第４０条　教育上必要があるときは，学生に退学，停学，訓告及びその他の懲戒を加えることがある。
２　懲戒のうち，退学，停学及び訓告の処分は，校長がこれを行う。

３　前項の退学は，次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。
一　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
二　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
三　正当の理由がなく出席常でない者
四　学校の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者
４　同学年における２か月以内の停学の期間は修業年限に算入する。

第１０章　研究生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生

（研究生）
第４１条　本校において，特定の専門事項について研究を志願する者があるときは，教育研究に支障のない限り，校長は，選考の上，研究生として入学を許可することがある。
２　この学則に定めるもののほか，研究生に関し必要な事項は，校長が別に定める。
（聴講生）
第４２条　本校において，特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは，教育研究に支障のない限り，校長は，選考の上，聴講生として入学を許可することがある。
２　この学則に定めるもののほか，聴講生に関し必要な事項は，校長が別に定める。
（科目等履修生）
第４２条の２　本校において，特定の授業科目について履修を志願する者があるときは，教育研究に支障のない限り，校長は，選考の上，科目等履修生として入学を許可し，単位を認定することがある。
２　この学則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，校長が別に定める。
（特別聴講学生）
第４２条の３　本校において，学校間相互単位互換協定に基づいて，本校が開設する特定の科目の履修を志願する者があるときは，教育研究に支障がない限り，校長は，選考の上，特別聴講学生として入学を許可し，単位を認定することがある。
２　この学則に定めるもののほか，特別聴講学生に関し必要な事項は，校長が別に定める。

第１１章　外国人留学生

（外国人留学生）
第４３条　外国人で，本校に入学を志願する者があるときは，校長は，選考の上，外国人留学生として，相当学年に入学を許可することがある。
２　外国人留学生は，定員外とすることができる。
３　外国人留学生に関し必要な事項は，校長が別に定める。

第１２章　専攻科

（設置）
第４４条　本校に，専攻科を置く。
（目的）
第４５条　専攻科は，高等専門学校における教育の基礎の上に，精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し，もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。
２　本校の専攻科の人材の育成に関する目的，その他の教育上の目的に関し必要な事項は，別に定める。
（専攻及び入学定員）

第４６条　専攻科の専攻，入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

専　　攻	入学定員	収容定員
複合工学専攻	１６人	３２人

２　専攻科において，大学と連携して行う教育プログラムを実施することができる。

３　第１項に定める入学定員には，第２項で定める連携教育プログラムの定員を含めるものとする。

（修業年限及び在学期間）

第４７条　専攻科の修業年限は，２年とする。ただし，４年を超えて在学することはできない。

（入学資格）

第４８条　専攻科に入学できる者は，次の各号の一に該当する者とする。

一　高等専門学校を卒業した者

二　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第５８条の２（同法第７０条第１項及び第８２条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入することができるもの

三　短期大学を卒業した者

四　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第１３２条の規定により大学に編入学することができるもの

五　外国において，学校教育における１４年の課程を修了した者

六　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１４年の課程を修了した者

七　我が国において，外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１４年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

八　その他専攻科において，高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選抜）

第４９条　校長は，専攻科の入学志願者について，別に定めるところにより選抜を行う。

（教育課程）

第５０条　専攻科の授業科目及び単位数は，一般科目及び専門基礎科目については別表第３，専門科目については別表第４のとおりとする。

２　授業科目の単位計算方法は，１単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，次の各号の基準によるものとする。

一　講義及び演習については，１５時間から３０時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。

二　実験及び実習については，３０時間から４５時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。

（休学の期間）

第５１条　専攻科学生の休学の期間は，通算して２年を超えることができない。

２　休学の期間は，第４７条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

（修了）

第５２条　専攻科の修了は，別に定める課程の修了要件を満たした者について，校長が修了を認定する。

２　校長は，修了を認定した者に対し，所定の修了証書を授与する。

（準用規定）

第５３条　専攻科学生については，第８条から第１２条まで，第１４条，第１６条，第１９条，第２０条，第２２条，第２５条の２第１項及び第４項，第２８条第１項，第２９条，第３０条，第３２条第１項，第２項及び第４項，第３３条，第３４条，第３８条から第４０条まで，第５８条から第６６条までの規定を準用する。この場合において，第１６条中「前条」とあるのは「第４９条」と，第２０条中「学年の途中の入学，編入学，転入学及び再入学」とあるのは「再入学」と第３２条第１項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と，同条第４項中「前三項」とあるのは「第１項及び第２項」と，第３４条第２号中「第２８条」とあるのは「第５１条」とそれぞれ読み替えるものとする。

（その他）

第５４条　本章に定めるもののほか，専攻科に関する必要な事項は別に定める。

第１３章　学寮，図書館及び福利厚生施設

（学寮）

第５５条　本校に学寮を置く。

２　学寮に関し必要な事項は，校長が別に定める。

（図書館）

第５６条　本校に，図書館を置く。

２　図書館に関し必要な事項は，校長が別に定める。

（福利厚生施設）

第５７条　本校に，福利厚生施設を置く。

２　福利厚生施設に関し必要な事項は，校長が別に定める。

第１４章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料

（検定料等の額及びその徴収方法等）

第５８条　検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等は，この学則に定めるもののほか，独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

（授業料の納付）

第５９条　授業料は，年額の２分の１に相当する額を，次の２期に分けて納付するものとする。

区　　分	納　　期
前期（４月から９月まで）	５月
後期（１０月から翌年３月まで）	１０月

２　前項の規定にかかわらず，学生（保護者を含む。）の申出があった場合には，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

３　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第１項の規定にかかわらず，入学を許可される者は，申し出により入学のための手続きを行うときに納付することができる。

（復学等の場合の授業料）

第６０条　前期又は後期の途中において，復学，入学，編入学，転入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者の前期又は後期において納付する授業料は，授業料の年額の１２分の１に相当する額に復学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得

た額とし，復学等の日の属する月に納付するものとする。

（退学及び停学の場合の授業料）

第６１条　前期又は後期の途中において，退学する者又は退学を命ぜられた者は，当該期に係る授業料を納付しなければならない。

２　停学期間中の授業料は，納付するものとする。

（休学の場合の授業料）

第６２条　休学を許可された者については，休学した月の翌月から復学した月の前月までの月の授業料を免除することができる。

（学年の途中で卒業する場合の授業料）

第６３条　学年の途中で卒業する者の授業料は，授業料の年額の１２分の１に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし，当該学年の始めの月に納付するものとする。ただし，卒業する月が後期の納付の時期後であるときは，後期の納付の時期後の在学期間に係る授業料は後期の納付の時期に納付するものとする。

（寄宿料の納付）

第６４条　学寮に入寮している学生は，入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間，寄宿料を毎月所定の期日までに納付しなければならない。ただし，休業期間中の寄宿料については，当該休業期間の開始の前までに納付しなければならない。

（入学料，授業料及び寄宿料の免除又は入学料及び授業料の徴収猶予）

第６５条　経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は，入学料，授業料又は寄宿料の全部若しくは一部を免除し，又は入学料，授業料の徴収を猶予することがある。

２　入学料，授業料及び寄宿料の免除又は入学料及び授業料の徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

（既納の検定料等）

第６６条　納入した検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，返付しない。

２　前項の規定にかかわらず，第５９条第３項により授業料を納付した者が３月３１日までに入学を辞退した場合には，納付した者の申し出により当該授業料相当額を返付する。

第１５章　公開講座

（公開講座）

第６７条　本校以外の者の教養を高め，教育・文化の向上に資するため，本校に公開講座を開設することがある。

２　公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この学則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　佐世保工業高等専門学校学則（昭和３７年４月１日制定）は廃止する。

３　平成１６年３月３１日現在本校に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成１６年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，旧佐世保工業高等専門学校学則は，この学則の施行後も，なおその効力を有する。

附　則

この学則は，平成１７年１１月１日から施行し，改正後の佐世保工業高等専門学校学則の規定は平成１７年４月１日から適用する。

附　則

この学則は，平成１８年１０月１日から施行し，改正後の佐世保工業高等専門学校学則の規定は平成１８年４月１日から適用する。

附　則

１　この学則は，平成１９年４月１日から施行する。

２　平成１８年度以前に入学した者の教育課程の取り扱いは，校長が別に定める。

附　則

この学則は，平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は，平成２４年４月１日から施行する。

２　機械工学専攻，電気電子工学専攻及び物質工学専攻は，改正後の第４６条の規定に関わらず，平成２４年３月３１日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

３　この規則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については，別表第５及び第６のとおりとする。

附　則

この学則は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成２５年７月１６日から施行する。

附　則

この学則は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成２６年１０月２１日から施行し，平成２６年１０月１日から適用する。

附　則

この学則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成２８年７月２１日から施行し，改正後の第１３条及び第４８条の規定は，平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この学則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和２年５月７日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

附　則

この学則は，令和２年６月２日から施行し，改正後の第１条の規定は，令和２年４月１日

から適用する。

附　則

この学則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和３年９月２８日から施行し，改正後の第４０条の規定は，令和３年４月１日から適用する。

附　則

この学則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年７月５日一部改正）

この学則は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月７日一部改正）

この学則は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１月５日一部改正）

この学則は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和５年１１月７日から施行し，令和５年４月１日から適用する。

附　則

この学則は，令和６年２月２９日から施行し，令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年８月６日一部改正）

この学則は，令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１２月１０日一部改正）

１　この学則は，令和７年４月１日から施行する。

２　機械工学科，電子制御工学科及び物質工学科は，改正後の第２条の規定に関わらず，令和７年３月３１日に当該学科に在学する者が，当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則

この学則は，令和７年２月７日から施行し，改正後の第２７条については，令和６年４月１日から適用する。

別表第１（第２４条関係）

教　育　課　程　表

令和７年度入学以降

一般科目（機械制御・電気電子・情報知能工学科）

授業科目			単位数	形態	学年別単位数					備考
					1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	国語Ⅰ	2	履	2					
		文学探究	2	履	2					
		国語Ⅱ	2	履		2				
		国語Ⅲ	2	履			2			
	社会	社会総合Ⅰ	1	履	1					
		社会総合ⅡA	1	履		1				
		社会総合ⅡB	1	履		1				
		世界の情勢と日本の歩み	2	履			2			
		国際関係論	1	学				①		
		技術者倫理	1	学				①		
		科学技術と社会	1	学					①	
	数学	基礎数学Ⅰ	4	履	4					
		基礎数学Ⅱ	4	履	4					
		基礎線形代数	2	履		2				
		微分積分	8	履		4	4			
	理科	物理	4	履		2	2			
		化学	4	履	2	2				
		生物	1	履	1					
	体育	保健体育	6	履	2	2	2			
		スポーツと健康Ⅰ	2	履				2		
		スポーツと健康Ⅱ	1	履					1	
	芸術		1	履		1				
	外国語	英語	12	履	4	4	4			
		科学英語	2	学				①	①	
		英会話	3	履	1	1	1			
		コミュニケーション	2	学				①	①	
	リベラルアーツⅠ		2	履	2					
	リベラルアーツⅡ		1	履		1				
	地域課題探究		2	履		2				
	グローカルリテラシー		2	履			2			
	デジタルヒューマニティーズ		1	学				①		
	情報リテラシー		1	履	1					
	小計		81		26	25	19	7	4	
選択科目	中国語		2	履					2	
	小計		2						2	
開設単位数計			83		26	25	19	7	6	
修得単位数計			81		26	25	19	7	4	
特別活動			3		1	1	1			

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位１」の単位数を表す。

別表第１（第２４条関係）

教　育　課　程　表

令和５年度～令和６年度入学

一般科目（機械・電気電子・電子制御工学科）

授業科目			単位数	形態	学年別単位数					備考
					1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	国語Ⅰ A	2	履	2					
		国語Ⅰ B	2	履	2					
		国語Ⅱ	2	履		2				
		国語Ⅲ	2	履			2			
		文章表現演習	1	学				①		
	社会	社会総合Ⅰ	1	履	1					
		社会総合Ⅱ A	1	履		1				
		社会総合Ⅱ B	1	履		1				
		世界の情勢と日本の歩み	2	履			2			
		国際関係論	1	学				①		
		技術者倫理	1	学				①		
		科学技術と社会	1	学					①	
	数学	基礎数学Ⅰ	4	履	4					
		基礎数学Ⅱ	4	履	4					
		基礎線形代数	2	履		2				
		微分積分	8	履		4	4			
	理科	物理	4	履		2	2			
		化学	4	履	2	2				
		生物	1	履	1					
	体育	保健体育	6	履	2	2	2			
		健康と科学	3	履				2	1	
	芸術		1	履		1				
	外国語	英語	11	履	3	4	4			
		科学英語	2	学				①	①	
		英語表現	4	履	2	2				
		英会話	3	履	1	1	1			
		コミュニケーション	2	学				①	①	
	西九州地域研究		2	履		2				
	グローカルリテラシー		2	履			2			
	情報リテラシー		1	履	1					
	小計		81		25	26	19	7	4	
選択科目	中国語		2	履					2	
	小計		2						2	
開設単位数計			83		25	26	19	7	6	
修得単位数計			81		25	26	19	7	4	
特別活動			3		1	1	1			

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。

2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。

3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位」の単位数を表す。

別表第１（第２４条関係）

教　育　課　程　表

令和２年度～令和４年度入学

一般科目（機械・電気電子・電子制御工学科）

授業科目			単位数	形態	学年別単位数					備考
					1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	国語	8	履	3	3	2			
		文章表現演習	1	学				①		
	社会	地球・環境と社会	1	履	1					
		現代社会	1	履	1					
		世界の歴史	1	履		1				
		政治経済	1	履		1				
		世界の情勢と日本の歩み	2	履			2			
		国際関係論	1	学				①		
		技術者倫理	1	学				①		
		科学技術と社会	1	学					①	
	数学	基礎数学Ⅰ	4	履	4					
		基礎数学Ⅱ	4	履	4					
		基礎線形代数	2	履		2				
		微分積分	8	履		4	4			
	理科	物理	4	履		2	2			
		化学	4	履	2	2				
		生物	1	履	1					
	体育	保健体育	6	履	2	2	2			
		健康と科学	3	履				2	1	
	芸術		1	履		1				
	外国語	英語	11	履	3	4	4			
		科学英語	2	学				①	①	
		英語表現	4	履	2	2				
		英会話	3	履	1	1	1			
		コミュニケーション	2	学				①	①	
	西九州地域研究		2	履		2				
	グローカルリテラシー		2	履			2			
	小計		81		24	27	19	7	4	
選択科目	中国語		2	履					2	
	小計		2						2	
開設単位数計			83		24	27	19	7	6	
修得単位数計			81		24	27	19	7	4	
特別活動			3		1	1	1			

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。

2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。

3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位」の単位数を表す。

別表第１（第２４条関係）

教　育　課　程　表

令和７年度入学以降

一般科目（化学・生物工学科）

授業科目			単位数	形態	学年別単位数					備考
					1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	国語Ⅰ	2	履	2					
		文学探究	2	履	2					
		国語Ⅱ	2	履		2				
		国語Ⅲ	2	履			2			
	社会	社会総合Ⅰ	1	履	1					
		社会総合ⅡA	1	履		1				
		社会総合ⅡB	1	履		1				
		世界の情勢と日本の歩み	2	履			2			
		国際関係論	1	学				①		
		技術者倫理	1	学				①		
		科学技術と社会	1	学					①	
	数学	基礎数学Ⅰ	4	履	4					
		基礎数学Ⅱ	4	履	4					
		基礎線形代数	2	履		2				
		微分積分	8	履		4	4			
	理科	物理	4	履		2	2			
		化学	4	履	4					
		生物	1	履	1					
	体育	保健体育	6	履	2	2	2			
		スポーツと健康Ⅰ	2	履				2		
		スポーツと健康Ⅱ	1	履					1	
	芸術		1	履		1				
	外国語	英語	12	履	4	4	4			
		科学英語	2	学				①	①	
		英会話	3	履	1	1	1			
		コミュニケーション	2	学				①	①	
	リベラルアーツⅠ		2	履	2					
	リベラルアーツⅡ		1	履		1				
	地域課題探究		2	履		2				
	グローカルリテラシー		2	履			2			
	デジタルヒューマニティーズ		1	学				①		
	情報リテラシー		1	履	1					
	小計		81		28	23	19	7	4	
選択科目	中国語		2	履					2	
	小計		2						2	
開設単位数計			83		28	23	19	7	6	
修得単位数計			81		28	23	19	7	4	
特別活動			3		1	1	1			

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位１」の単位数を表す。

令和５年度～令和６年度入学

一般科目（物質工学科）

授業科目			単位数	形態	学年別単位数					備考
					1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	国語Ⅰ A	2	履	2					
		国語Ⅰ B	2	履	2					
		国語Ⅱ	2	履		2				
		国語Ⅲ	2	履			2			
		文章表現演習	1	学				①		
	社会	社会総合Ⅰ	1	履	1					
		社会総合Ⅱ A	1	履		1				
		社会総合Ⅱ B	1	履		1				
		世界の情勢と日本の歩み	2	履			2			
		国際関係論	1	学				①		
		技術者倫理	1	学				①		
		科学技術と社会	1	学					①	
	数学	基礎数学Ⅰ	4	履	4					
		基礎数学Ⅱ	4	履	4					
		基礎線形代数	2	履		2				
		微分積分	8	履		4	4			
	理科	物理	4	履		2	2			
		化学	4	履	4					
		生物	1	履	1					
	体育	保健体育	6	履	2	2	2			
		健康と科学	3	履				2	1	
	芸術		1	履		1				
	外国語	英語	11	履	3	4	4			
		科学英語	2	学				①	①	
		英語表現	4	履	2	2				
		英会話	3	履	1	1	1			
		コミュニケーション	2	学				①	①	
	西九州地域研究		2	履		2				
	グローカルリテラシー		2	履			2			
	情報リテラシー		1	履	1					
	小計		81		27	24	19	7	4	
選択科目	中国語		2	履					2	
	小計		2						2	
開設単位数計			83		27	24	19	7	6	
修得単位数計			81		27	24	19	7	4	
特別活動			3		1	1	1			

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。

2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。

3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，〇付数字は「学修単位」の単位数を表す。

令和２年度～令和４年度入学

一般科目（物質工学科）

授業科目			単位数	形態	学年別単位数					備考
					1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	国語	8	履	3	3	2			
		文章表現演習	1	学				①		
	社会	地球・環境と社会	1	履	1					
		現代社会	1	履	1					
		世界の歴史	1	履		1				
		政治経済	1	履		1				
		世界の情勢と日本の歩み	2	履			2			
		国際関係論	1	学				①		
		技術者倫理	1	学				①		
		科学技術と社会	1	学					①	
	数学	基礎数学Ⅰ	4	履	4					
		基礎数学Ⅱ	4	履	4					
		基礎線形代数	2	履		2				
		微分積分	8	履		4	4			
	理科	物理	4	履		2	2			
		化学	4	履	4					
		生物	1	履	1					
	体育	保健体育	6	履	2	2	2			
		健康と科学	3	履				2	1	
	芸術		1	履		1				
	外国語	英語	11	履	3	4	4			
		科学英語	2	学				①	①	
		英語表現	4	履	2	2				
		英会話	3	履	1	1	1			
		コミュニケーション	2	学				①	①	
	西九州地域研究		2	履		2				
	グローカルリテラシー		2	履			2			
	小計		81		26	25	19	7	4	
選択科目	中国語		2	履					2	
	小計		2						2	
開設単位数計			83		26	25	19	7	6	
修得単位数計			81		26	25	19	7	4	
特別活動			3		1	1	1			

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。

2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。

別表第２（第２４条関係）

教　育　課　程　表

令和７年度入学以降
専門科目（機械制御工学科）

	授業科目	単位数	形態	学年別単位数 1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修科目	確率統計	2	学				②		
	情報セキュリティ基礎	1	履	1					
	プログラム基礎	2	履			2			
	ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ工学	2	学				2		
	機械デザイン学	6	履	3	3				
	設計法	2	履			2			
	機構と設計	2	学				②		
	機械工作法	3	履		1	2			
	デザイン工学	1	履			1			
	ＮＣ精密加工	1	学					①	
	材料学	2	履		1	1			
	機能性材料	1	履			1			
	材料力学	4	履			2			
			学				2		
	弾性力学	1	学					①	
	電気工学	2	履			2			
	メカトロニクス	1	学				①		
	電気磁気学	2	学				2		
	ＩｏＴマイコン	1	学				①		
	数値シミュレーション	1	学				①		
	デジタル計測工学	1	学				①		
	応用解析学	2	学				2		
	制御工学	2	学					②	
	機械力学	2	学				②		
	機械振動学	2	学					2	
	ロボット力学	2	学					2	
	熱力学	2	学				②		
	熱工学	2	学					2	
	水力学	2	学				②		
	流体力学	2	学					2	
	エネルギー変換工学	1	学					①	
	機械工学基礎	2	履	2					
	創作実習	1	履	1					
	機械工作実習	4.5	履	1.5	3				
	ものづくり総合実習	5.5	履			5.5			
	機械工学実験	2	学				②		
	機械情報工学実験	2	学					②	
	英語文献ゼミ	1	学					①	
	卒業研究	8	履					8	
	小計	83		8.5	8	18.5	24	24	
選択必修科目	機械システム設計Ⅰ	2	学					②	3単位以上選択
	機械システム設計Ⅱ	2	学					②	
	情報セキュリティ応用	1	学					①	
	マイクロマシニング	1	学					①	
選択科目	ロジスティクス	1	履				1		A
	ロボット工学基礎	1	履				1		A
	半導体工学概論	1	履				1		A
	半導体製造プロセス	1	履				1		A
	画像工学基礎	1	履				1		A
	ＩｏＴ基礎	1	履				1		A
	機器分析基礎	1	履				1		A
	社会実装技術	1	履				1		A
	離散数学	1	履				1		A
	工場実習	2	履				2		4年・5年いずれかで選択可
	技術国際研修	1	履				1		
	国際研修Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	B ┐各学年２単位
	国際研修Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	B ┘まで履修可
	イノベーション創成Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	B ┐各学年２単位
	イノベーション創成Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	B ┘まで履修可
	小計	48		6	6	6	18	21	
開設単位数計		131		14.5	14	24.5	42	45	
修得単位数計		86		8.5	8	18.5	24	27	
情報系基盤技術教育プログラム修得単位数計		89		8.5	8	18.5	24	27	各学年での修得単位に加え注記4のとおり

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位１」，
□付数字は「学修単位２」の単位数を表す。
4. 情報系基盤技術教育プログラム履修生は，通常の卒業要件となる単位に加え，選択科目の内，
「Ａ群から３単位以上」若しくは，「Ａ群から２単位以上＋Ｂ群から１単位以上」を修得。

別表第２（第２４条関係）

教　育　課　程　表

令和２年度～令和６年度入学
専門科目（機械工学科）

	授業科目	単位数	形態	学年別単位数					備考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学Ⅰ	2	学				□2		
	応用数学Ⅱ	2	学				□2		
	情報セキュリティ基礎	1	履	1					
	プログラム基礎	2	履			2			
	ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ工学	2	学				□2		
	機械デザイン学	6	履	3	3				
	設計法	2	履			2			
	機構と設計	2	学				②		
	機械工作法	4	履		1	2			
			学				①		
	工作機械	2	学					□2	
	材料学	2	履		1	1			
	材料力学	4	履			2			
			学				②		
	弾性力学	1	学					①	
	電気工学	2	履			2			
	メカトロニクス	2	学				②		
	制御工学	2	学					②	
	計測工学	2	学					□2	
	電気磁気学	2	学					□2	
	機械力学	2	学				②		
	機械振動学	2	学					□2	
	熱力学	2	学				②		
	熱工学	2	学					□2	
	水力学	2	学				②		
	流体力学	2	学					□2	
	機械工学基礎	2	履	2					
	創作実習	1	履	1					
	機械工作実習	4.5	履	1.5	3				
	ものづくり総合実習	5.5	履			5.5			
	機械工学実験	2	学				②		
	工学応用演習	2	学				②		
	機械情報工学実験	2	学					②	
	卒業研究	8	履					8	
	小計	81		8.5	8	16.5	23	25	
選択科目	機械システム設計Ⅰ	2	学					②	
	機械システム設計Ⅱ	2	学					②	
	文献講読	1	学					①	
	機械工学特別演習	1	学					①	
	情報処理	1	学					①	5年の選択科目は
	材料強度学	1	学					①	5単位以上選択
	精密加工学	1	学					①	
	エネルギー変換工学	1	学					①	
	航空工学	1	学					①	
	ロボット工学	1	学					①	
	トライボロジー	1	学					①	
	工場実習	2	履				2		
	技術国際研修	1	履				1		
	社会人基礎力育成セミナー	2	履				2		
	半導体工学概論	1	履				1		
	半導体デバイス工学	1	履				1		
	国際研修Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	□ 各学年２単位まで履修可
	国際研修Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	
	イノベーション創成Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	□ 各学年２単位まで履修可
	イノベーション創成Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	
	小計	50		6	6	6	13	19	
開設単位数計		131		14.5	14	22.5	36	44	
修得単位数計		86		8.5	8	16.5	23	30	

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位１」，
□付数字は「学修単位２」の単位数を表す。

令和７年度入学以降
専門科目（電気電子工学科）

	授業科目	単位数	形態	学年別単位数 1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修科目	確率統計	2	学				②		
	ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ工学	2	学				2		
	一般物理	2	学				2		
	電気電子工学基礎	2	履	2					
	電気磁気学Ⅰ	3	履		1	2			
	電気磁気学Ⅱ	2	学				②		
	電気回路Ⅰ	4	履		2	2			
	電気回路Ⅱ	2	学				②		
	計測工学	1	履		1				
	電気電子計測	1	学				①		
	電子回路Ⅰ	1	履			1			
	電子回路Ⅱ	2	学				2		
	電子工学	1	履			1			
	電気電子材料	2	学				②		
	半導体デバイス工学	2	学					2	
	高電圧工学	2	学					2	
	通信工学	2	学				2		
	制御工学	2	学					2	
	情報セキュリティ基礎	1	履	1					
	情報工学基礎演習	1	履	1					
	プログラミング	3	履		1	2			
	ディジタル回路	2	履			2			
	情報応用工学	2	学				②		
	コンピュータ工学	2	学					②	
	電気機器	2	履			2			
	ﾊﾟﾜｰｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ	2	学				②		
	エネルギー変換工学	2	学				2		
	発変電工学	2	学					2	
	電力ネットワーク	2	学					2	
	電気法規・施設管理	2	学					②	
	電気電子製図演習	2	履	2					
	創作実習	1	履	1					
	電気電子情報工学実験Ⅰ	6	履		3	3			
	電気電子情報工学実験Ⅱ	6	学				④	②	
	卒業研究	11	履					11	
	小計	84		7	8	15	27	27	
選択必修科目	プラズマ工学	1	学					①	2単位以上選択
	アルゴリズムとデータ構造	1	学					①	
	電気電子設計	1	学					①	
	信号処理	1	学					①	
選択科目	無線通信概論	1	履					1	
	ロジスティクス	1	履				1		A
	ロボット工学基礎	1	履				1		A
	半導体工学概論	1	履				1		A
	半導体製造プロセス	1	履				1		A
	画像工学基礎	1	履				1		A
	IoT基礎	1	履				1		A
	機器分析基礎	1	履				1		A
	社会実装技術	1	履				1		A
	離散数学	1	履				1		A
	工場実習	2	履				2		
	技術国際研修	1	履				1		
	国際研修Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	B 各学年２単位まで履修可
	国際研修Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	B 各学年２単位まで履修可
	イノベーション創成Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	B 各学年２単位まで履修可
	イノベーション創成Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	B 各学年２単位まで履修可
	小計	47		6	6	6	18	20	
開設単位数計		131		13	14	21	45	47	
修得単位数計		86		7	8	15	27	29	
情報系基盤技術教育プログラム修得単位数計		89		7	8	15	27	29	各学年での修得単位に加え注記4のとおり

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位１」，
□付数字は「学修単位２」の単位数を表す。
4. 情報系基盤技術教育プログラム履修生は，通常の卒業要件となる単位に加え，選択科目の内，
「A群から３単位以上」若しくは，「A群から２単位以上＋B群から１単位以上」を修得。

令和２年度～令和６年度入学
専門科目（電気電子工学科）

	授業科目	単位数	形態	学年別単位数					備考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学Ⅰ	2	学				□2		
	応用数学Ⅱ	2	学				□2		
	ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ工学	2	学				□2		
	一般物理	2	学				②		
	ｴﾈﾙｷﾞｰ環境工学	2	学					□2	
	電気電子工学基礎	2	履	2					
	電気磁気学Ⅰ	3	履		1	2			
	電気磁気学Ⅱ	2	学				②		
	電気回路Ⅰ	4	履		2	2			
	電気回路Ⅱ	2	学				②		
	電気電子計測	1	履		1				
	IoTセンシング	2	学				□2		
	電子回路Ⅰ	1	履			1			
	電子回路Ⅱ	2	学				□2		
	電子工学	2	学					□2	
	電気電子材料	2	学					□2	
	通信工学	2	学				□2		
	制御工学	2	学				□2		
	情報セキュリティ基礎	1	履	1					
	情報工学基礎演習	1	履	1					
	プログラミング	3	履		1	2			
	ディジタル回路	2	履			2			
	情報処理	2	学				□2		
	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰﾈｯﾄﾜｰｸ	2	学					②	
	電気機器	2	履			2			
	ﾊﾟﾜｰｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ	2	学				②		
	ｽﾏｰﾄｴﾈﾙｷﾞｰ	2	学					②	
	電気法規・施設管理	2	学					②	
	電気電子製図演習	2	履	2					
	創作実習	1	履	1					
	電気電子情報工学実験Ⅰ	6	履		3	3			
	電気電子情報工学実験Ⅱ	6	学				④	②	
	卒業研究	11	履					11	
	小計	82		7	8	14	28	25	
選択科目	先端ｴﾈﾙｷﾞｰ応用	2	学					□2	5年生の選択科目は4単位以上選択
	情報工学	2	学					□2	
	電気設計	2	学					□2	
	信号処理	2	学					□2	
	無線通信概論	1	履					1	
	半導体工学概論	1	履				1		
	半導体デバイス工学	1	履				1		
	工場実習	2	履				2		
	技術国際研修	1	履				1		
	国際研修Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	□ 各学年２単位まで履修可
	国際研修Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	
	イノベーション創成Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	□ 各学年２単位まで履修可
	イノベーション創成Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	
	小計	44		6	6	6	11	15	
開設単位数計		126		13	14	20	39	40	
修得単位数計		86		7	8	14	28	29	

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位１」，
□付数字は「学修単位２」の単位数を表す。

	授業科目	単位数	形態	学年別単位数 1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修科目	確率統計	2	学				②		
	データサイエンス工学	2	学				2		
	情報セキュリティ基礎	1	履	1					
	情報工学基礎	1	履	1					
	ものづくり基礎	1	履	1					
	情報工学概論	2	履	2					
	プログラミングⅠ	2	履	2					
	プログラミングⅡ	2	履		2				
	コンピュータアーキテクチャ	2	履		2				
	WEBプログラミング	1	履		1				
	電気回路	2	履			2			
	電子回路	2	履			2			
	電気磁気学Ⅰ	1	履			1			
	電気磁気学Ⅱ	2	学				2		
	ネットワークアーキテクチャ	1	履			1			
	データ構造とアルゴリズム	2	履			2			
	データベース	1	履			1			
	画像処理	2	履			2			
	オペレーティングシステム	1	履			1			
	一般物理	2	学				②		
	制御工学	2	学				2		
	ゲーム情報学	2	学				2		
	情報理論	2	学				2		
	ソフトウェア開発	2	学				2		
	数値解析	2	学				2		
	コンピュータグラフィックス	2	学				2		
	人工知能	2	学				2		
	情報通信理論	2	学					2	
	情報数学	2	学					2	
	システム設計	2	学					2	
	ロボティクス	2	学					2	
	自然言語処理	1	学					1	
	情報セキュリティ	2	学					2	
	コンピュータビジョン	2	学					2	
	ビッグデータ解析	2	学					2	
	創作実習	1	履	1					
	情報知能工学実験Ⅰ	3	履		3				
	情報知能工学実験Ⅱ	3	履			3			
	情報知能工学実験Ⅲ	3	学				③		
	情報知能工学実験Ⅳ	3	学					③	
	卒業研究	10	履					10	
	小計	84		8	8	15	25	28	
選択必修科目	生体情報処理	2	学					2	2単位以上選択
	情報資格Ⅰ	1	履					1	
	情報資格Ⅱ	1	履					1	
選択科目	ロジスティクス	1	履					1	A 4年・5年いずれかで選択可
	ロボット工学基礎	1	履					1	A
	半導体工学概論	1	履					1	A
	半導体製造プロセス	1	履					1	A
	画像工学基礎	1	履					1	A
	IoT基礎	1	履					1	A
	機器分析基礎	1	履					1	A
	社会実装技術	1	履					1	A
	離散数学	1	履					1	A
	工場実習	2	履				2		
	技術国際研修	1	履				1		
	国際研修Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	B 各学年２単位まで履修可
	国際研修Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	B 各学年２単位まで履修可
	イノベーション創成Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	B
	イノベーション創成Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	B
小計		46		6	6	6	18	19	
開設単位数計		130		14	14	21	43	47	
修得単位数計		86		8	8	15	25	30	
情報系基盤技術教育プログラム修得単位数計		89		8	8	15	25	30	各学年での修得単位に加え注記4のとおり

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，〇付数字は「学修単位１」，
□付数字は「学修単位２」の単位数を表す。
4. 情報系基盤技術教育プログラム履修生は，通常の卒業要件となる単位に加え，選択科目の内，
「Ａ群から３単位以上」若しくは，「Ａ群から２単位以上＋Ｂ群から１単位以上」を修得。

令和２年度～令和６年度入学
専門科目（電子制御工学科）

	授業科目	単位数	形態	学年別単位数 1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修科目	応用数学Ⅰ	2	学				□2		
	応用数学Ⅱ	2	学				□2		
	データサイエンス工学	2	学				□2		
	一般物理	2	学				○2		
	情報セキュリティ基礎	1	履	1					
	情報工学基礎	1	履	1					
	プログラミング	1	履	1					
	情報処理	3	履	1	2				
	CADシミュレーション	1	履		1				
	ディジタル回路	2	履			2			
	知的システム基礎	1	履			1			
	計算機工学	1	履			1			
	ソフトウェア科学Ⅰ	2	履			2			
	ソフトウェア科学Ⅱ	2	学				□2		
	ネットワークアーキテクチャ	2	学				□2		
	情報通信	2	学					□2	
	情報工学応用	2	学					□2	
	システム工学	2	学					□2	
	システム・プログラム論	2	学					□2	
	知識工学	2	学					□2	
	数値プログラミング	1	学					□1	
	画像工学	2	学					□2	
	ものづくり基礎	1	履	1					
	基礎電気工学	2	履	2					
	電気工学	2	履		2				
	電気回路Ⅰ	2	履			2			
	電気回路Ⅱ	2	学				□2		
	電気磁気学Ⅰ	2	履			2			
	電気磁気学Ⅱ	2	学				□2		
	電子回路Ⅰ	2	履			2			
	電子回路Ⅱ	2	学				□2		
	通信工学	2	学				□2		
	制御工学	2	学				□2		
	電子制御工学	2	学					□2	
	ロボティクス	2	学					□2	
	創作実習	1	履	1					
	工学実験・実習	12	履		3	3			
			学				○3	○3	
	卒業研究	10	履					10	
	小計	86		8	8	15	25	30	
選択科目	半導体工学概論	1	履				1		
	半導体デバイス工学	1	履				1		
	工場実習	2	履				2		
	技術国際研修	1	履				1		
	国際研修Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	□ 各学年２単位まで履修可
	国際研修Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	
	イノベーション創成Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	□ 各学年２単位まで履修可
	イノベーション創成Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	
小計		35		6	6	6	11	6	
開設単位数計		121		14	14	21	36	36	
修得単位数計		86		8	8	15	25	30	

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位１」，
□付数字は「学修単位２」の単位数を表す。

	授業科目	単位数	形態	学年別単位数					備考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	基礎物質化学	1	履	1					
	基礎生物工学	1	履	1					
	工学基礎	1	履	1					
	情報セキュリティ基礎	1	履	1					
	情報処理	1	履		1				
	プログラミング	1	履			1			
	データ解析	2	学					□2	
	データサイエンス工学	2	学				□2		
	分析化学	2	履		2				
	無機化学	2	履			2			
	有機化学Ⅰ	1	履		1				
	有機化学Ⅱ	2	履			2			
	有機化学Ⅲ	2	学				□2		
	有機化学Ⅳ	2	学				□2		
	高分子化学	2	学				□2		
	微生物学序論	1	履		1				
	生物化学Ⅰ	1	履			1			
	生物化学Ⅱ	2	学				□2		
	生物化学Ⅲ	2	学					□2	
	生物工学	2	学				□2		
	物理化学Ⅰ	1	履			1			
	物理化学Ⅱ	2	学				□2		
	物理化学Ⅲ	2	学					□2	
	化学工学Ⅰ	2	履			2			
	化学工学Ⅱ	2	学				□2		
	反応工学	2	学				□2		
	プロセス解析工学	1	学					□1	
	確率統計	2	学				②		
	一般物理	2	学				□2		
	機器分析	2	学				□2		
	機能材料科学	1	学					□1	
	細胞・遺伝子工学	1	学					□1	
	環境工学	1	学					□1	
	計算科学	2	学				□2		
	創作実習	1	履	1					
	物質化学実験１	5	履		5				
	物質化学実験２	5	履			5			
	物質化学実験３	5	学				⑤		
	物質化学実験４	2	学				②		
	物質化学実験５	3	学					③	
	卒業研究	11	履					11	
	小計	86		5	10	14	33	24	
選択科目	ロジスティクス	1	履				1		A
	ロボット工学基礎	1	履				1		A
	半導体工学概論	1	履				1		A
	半導体製造プロセス	1	履				1		A
	画像工学基礎	1	履				1		A
	ＩｏＴ基礎	1	履				1		A
	機器分析基礎	1	履				1		A
	社会実装技術	1	履				1		A
	離散数学	1	履				1		A
	工場実習	2	履				□2		
	技術国際研修	1	履				□1		
	国際研修Ⅰ	5	履	1	1	1	□1	□1	B
	国際研修Ⅱ	10	履	2	2	2	□2	□2	B
	イノベーション創成Ⅰ	5	履	1	1	1	□1	□1	B
	イノベーション創成Ⅱ	10	履	2	2	2	□2	□2	B
	小計	42		6	6	6	18	15	
開設単位数計		128		11	16	20	51	39	
修得単位数計		86		5	10	14	33	24	
情報系基盤技術教育プログラム修得単位数計		89		5	10	14	33	24	

4年・5年いずれかで選択可

B：各学年２単位まで履修可

B：各学年２単位まで履修可

各学年での修得単位に加え注記4のとおり

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位１」，
□付数字は「学修単位２」の単位数を表す。
4. 情報系基盤技術教育プログラム履修生は，通常の卒業要件となる単位に加え，選択科目の内，
「Ａ群から３単位以上」若しくは，「Ａ群から２単位以上＋Ｂ群から１単位以上」を修得。

令和２年度～令和６年度入学
専門科目（物質工学科）

	授業科目	単位数	形態	学年別単位数					備考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	基礎物質化学	1	履	1					
	基礎生物工学	1	履	1					
	工学基礎	1	履	1					
	情報セキュリティ基礎	1	履	1					
	基礎情報処理	1	履		1				
	情報処理Ⅰ	1	履			1			
	情報処理Ⅱ	1	学					[1]	
	データサイエンス工学	2	学				[2]		
	分析化学	2	履		2				
	無機化学	2	履			2			
	有機化学Ⅰ	1	履		1				
	有機化学Ⅱ	2	履			2			
	有機化学Ⅲ	2	学				[2]		
	高分子化学	2	学				[2]		
	微生物学序論	1	履		1				
	生物化学Ⅰ	1	履			1			
	生物化学Ⅱ	2	学				[2]		
	生物化学Ⅲ	2	学					[2]	
	生物工学	2	学				[2]		
	物理化学Ⅰ	1	履			1			
	物理化学Ⅱ	2	学				[2]		
	物理化学Ⅲ	2	学					[2]	
	量子化学	1	学					[1]	
	化学工学Ⅰ	2	履			2			
	化学工学Ⅱ	2	学				[2]		
	反応工学	2	学					[2]	
	プロセス工学	1	学					[1]	
	応用数学Ⅰ	1	学				①		
	応用数学Ⅱ	2	学				[2]		
	一般物理	2	学				[2]		
	機器分析	2	学				[2]		
	機能材料解析学	1	学					[1]	
	細胞・遺伝子工学	1	学					[1]	
	環境工学	1	学					[1]	
	資源化学	1	学					[1]	
	計算化学	1	学					[1]	
	複合工学	1	学					[1]	
	創作実習	1	履	1					
	物質化学実験１	5	履		5				
	物質化学実験２	5	履			5			
	物質化学実験３	5	学				⑤		
	物質化学実験４	2	学				②		
	物質化学実験５	3	学					③	
	卒業研究	11	履					11	
	小計	86		5	10	14	28	29	
選択科目	半導体工学概論	1	履				1		
	半導体デバイス工学	1	履				1		
	工場実習	2	履				2		
	技術国際研修	1	履				1		
	国際研修Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	各学年２単位まで履修可
	国際研修Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	
	イノベーション創成Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	各学年２単位まで履修可
	イノベーション創成Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	
	小計	35		6	6	6	11	6	
開設単位数計		121		11	16	20	39	35	
修得単位数計		86		5	10	14	28	29	

1. 形態欄「履」は学則第２４条第３項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第２４条第４項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数，○付数字は「学修単位１」，
□付数字は「学修単位２」の単位数を表す。

専攻科教育課程

別表第3(第50条関係)

令和7年度入学以降
一般科目及び専門基礎科目

授業科目			単位数	標準履修年次	系	備考	専攻の区分				連携教育プログラム認定科目
							機械工学	電気電子工学	情報工学	応用化学	
一般科目	必修科目	日本語表現法	1	1年			△	△	△	△	
		総合英語Ⅰ	2	1年			△	△	△	△	◎me,ee,it,cb
		総合英語Ⅱ	2	1年			△	△	△	△	◎me,ee,it,cb
		応用コミュニケーション	1	2年			△	△	△	△	
		近代国際社会論	2	1年			△	△	△	△	
		必修科目修得単位数計	8								
専門基礎科目	必修科目	技術者総合ゼミⅠ	1	1年			○	○	○	○	◎me,ee,it,cb
		技術者総合ゼミⅡ	1	2年			○	○	○	○	
		総合創造実験	2	1年			◎	◎	◎	◎	◎me,ee,it,cb
		総合創造演習	2	1年			◎	◎	◎	◎	◎me,ee,it,cb
		応用線形代数	2	1年			○	○	○	○	
		産業数理	2	1年			○	○	○	○	
		応用化学	2	1年			○	○	○	○	◎me,ee,it,cb
		現代物理学	2	1年			○	○	○	○	◎me,ee,it,cb
		環境論	2	1年			○	○	○	◎	◎me,ee,it,cb
		必修科目修得単位数計	16								
	選択必修科目	機械工学概論	2	1年	機以外	6単位修得		○	○	○	◎ee,it,cb
		電気電子工学概論	2	1年	電以外		○		○	○	◎me,it,cb
		情報工学概論	2	1年	情以外		○	○		○	◎me,ee,cb
		化学・生物工学概論	2	1年	化生以外		○	○	○		◎me,ee,it
		選択必修科目開設単位数計	8								
		選択必修科目修得単位数計	6								
	専門基礎科目修得単位数計		22			専攻に係わる単位 専門的な内容の授業科目の単位(専門科目の単位) →◎で表示 専門に関連する授業科目の単位(関連科目の単位) →○で表示 専攻に係わる単位以外の単位→△で表示					
一般科目及び専門基礎科目開設単位数計			32								
一般科目及び専門基礎科目修得単位数計			30								

専攻科教育課程

別表第3(第50条関係)

令和5年度～令和6年度入学
一般科目及び専門基礎科目

授業科目			単位数	標準履修年次	備考	専攻の区分 機械工学		電気電子工学		情報工学		応用化学		連携教育プログラム認定科目
							MI		MI		MI		MI	
一般科目	必修科目	日本語表現法	2	1年		△	△	△	△	△	△	△	△	
		総合英語Ⅰ	2	1年		△	△	△	△	△	△	△	△	◎me,ee,it,cb
		総合英語Ⅱ	2	1年		△	△	△	△	△	△	△	△	◎me,ee,it,cb
		応用コミュニケーション	1	2年		△	△	△	△	△	△	△	△	
		線形代数	2	1年		○	○	○	○	○	○	○	○	
		確率統計	2	1年		○	○	○	○	○	○	○	○	
		必修科目修得単位数計	11											
	選択必修科目	一般化学	2	1年		○		○		○		○		
		離散数学	2	1年		○	○	○	◎	○	○	○	○	
		選択必修科目開設単位数計	4											
		選択必修科目修得単位数計	2											
	選択科目	国際協力論	2	1年	←2単位以上修得 4単位以上修得	△	△	△	△	△	△	△	△	
		対外交渉史論	2	1年		△	△	△	△	△	△	△	△	
		産業経済と技術者倫理	2	2年		△	△	○	○	△	△	△	△	
		社会福祉論	2	1年	←機械・電気・情報のMI履修者はいずれか2単位修得	△	△	△	△	△	△	△	△	
		選択科目開設単位数計	8											
		選択科目修得単位数計	4以上											
	一般科目修得単位数計		17以上											
専門基礎科目	必修科目	技術者総合ゼミⅠ	2	1年		○	○	○	○	○	○	○	○	◎me,ee,it,cb
		技術者総合ゼミⅡ	1	2年		○	○	○	○	○	○	○	○	
		総合創造実験	2	1年		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎me,ee,it,cb
		総合創造演習	2	1年		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎me,ee,it,cb
		計算科学	2	1年		○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	◎me,ee,it,cb
		必修科目修得単位数計	9											
	選択必修科目	現代物理学	2	1年	2単位修得	○		○		○		○		○me,ee,it,cb
		位相数学	2	1年			○		○		○		○	
		機能材料論	2	1年	4単位修得	○	○	◎	◎	◎	◎	◎		○me,ee,it,cb
		環境論	2	1年		○		○		○		◎	◎	○me,ee,it,cb
		代数学概論	2	1年		○	○	○	○	○	○	○	○	
		選択必修科目開設単位数計	10											
		選択必修科目修得単位数計	6											
	専門基礎科目修得単位数計		15											
一般科目及び専門基礎科目開設単位数計			42											
一般科目及び専門基礎科目修得単位数計			32以上											

専攻に係わる単位
専門的な内容の授業科目の単位(専門科目の単位)→◎で表示
専門に関連する授業科目の単位(関連科目の単位)→○で表示
専攻に係わる単位以外の単位→△で表示

必須→◎
選択→○
※選択科目は4科目以上を選択すること

別表第4(第50条関係)

令和7年度入学以降
専門科目

授業科目			単位数	標準履修年次	系	備考	専攻の区分				連携教育プログラム認定科目
							機械工学	電気電子工学	情報工学	応用化学	
専門科目	必修科目	総合創造研究	8	1年			◎	◎	◎	◎	◎me,ee,it,cb
		特別研究	8	2年			◎	◎	◎	◎	
		科学英語文献ゼミ	2	2年			○	○	○	○	
		応用情報処理	2	1年			◎	◎	◎	○	◎me,ee,it,cb
		必修科目修得単位数計	20								
	選択必修科目	精密加工特論	2	2年	機	12単位修得	◎				
		場の力学	2	1年	機		◎				◎me
		熱流動工学	2	2年	機		◎				
		機械振動論	2	1年	機		◎				◎me
		粘性流体力学	2	1年	機		◎				◎me
		現代制御論	2	2年	機		◎				
		電気回路特論	2	1年	電			◎			◎ee
		電気エネルギー工学	2	1年	電			◎			◎ee
		放電プラズマ工学	2	2年	電			◎			
		電子材料工学	2	2年	電			◎			
		半導体工学	2	1年	電			◎			◎ee
		通信工学特論	2	2年	電			◎			
		画像情報工学	2	1年	情				◎		◎it
		通信方式	2	1年	情				◎		◎it
		ネットワーク・セキュリティ	2	2年	情				◎		
		情報科学	2	2年	情				◎		
		知識情報工学	2	1年	情				◎		◎it
		ソフトウェア科学概論	2	1年	情				◎		◎it
		無機化学特論	2	1年	化生					◎	◎cb
		有機化学特論	2	1年	化生					◎	◎cb
		分析化学特論	2	1年	化生					◎	◎cb
		生物化学特論	2	1年	化生					◎	◎cb
		応用物理化学	2	2年	化生					◎	
		化学システム工学	2	2年	化生					◎	
		選択必修科目開設単位数計	48								
		選択必修科目修得単位数計	12								
	選択科目	インターンシップ	2	1～2年	全		○	○	○	○	
		国際研修Ⅲ	2	1～2年	全	各学年2単位まで履修可					
		国際研修Ⅳ	4	1～2年	全						
		イノベーション創成Ⅲ	2	1～2年	全	各学年2単位まで履修可					
		イノベーション創成Ⅳ	4	1～2年	全						
		選択科目開設単位数計	14								
専門科目開設単位数計			82								
専門科目修得単位数計			32								
開設単位数計			114								
修得単位数計			62								

1. 専門科目のうち選択科目については、修了要件に含まれない。

別表第4（第50条関係）

令和5年度～令和6年度入学

専門科目

授業科目			単位数	標準履修年次	系	備　考	専攻の区分								連携教育プログラム認定科目
							機械工学		電気電子工学		情報工学		応用化学		
								MI		MI		MI		MI	
専門科目	必修科目	特別研究	8	2年			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		科学英語文献ゼミ	2	2年			○	○	○	○	○	○	○	○	
		固体力学	2	1年			◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○me,ee,it,cb
		生命科学	2	1年			○	○	○	○	○	○	◎	◎	○me,ee,it,cb
		情報基礎論	2	1年			◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎me,ee,it,cb
		必修科目修得単位数計	16												
	選択必修科目	研究基礎	4	1年	連携										◎me,ee,it,cb
		場の力学	2	1年	機		◎	◎							◎me
		粘性流体力学	2	1年	機		◎	◎							◎me
		精密加工特論	2	1年	機		◎	◎							
		機械振動論	2	1年	機		◎	◎							◎me
		画像情報工学	2	1年	電情				◎	◎	◎	◎			◎ee,it
		通信方式	2	1年	電情				◎	◎	◎	◎			◎ee,it
		電気エネルギー応用	2	1年	電情				◎	◎	◎	◎			◎ee,it
		触媒プロセス工学	2	1年	化生	10単位修得							◎	◎	◎cb
		工業分析化学	2	1年	化生								◎	◎	◎cb
		酵素工学	2	1年	化生								◎	◎	◎cb
		熱流動工学	2	2年	機		◎	◎							
		情報科学	2	2年	電情				◎	◎	◎	◎			
		知識情報工学	2	2年	電情				◎	◎	◎	◎			
		応用物理化学	2	2年	化生								◎	◎	
		無機工業化学	2	2年	化生								◎	◎	
		選択必修科目開設単位数計	34			専攻に係わる単位 専門的な内容の授業科目の単位（専門科目の単位）→◎で表示 専門に関連する授業科目の単位（関連科目の単位）→○で表示 専攻に係わる単位以外の単位→△で表示									必須→◎ 選択→○ ※選択科目は4単位以上を選択すること
		選択必修科目修得単位数計	10												

別表第4(第50条関係)

令和5年度～令和6年度入学

専門科目

授業科目			単位数	標準履修年次	系	備　考	専攻の区分							
							機械工学		電気電子工学		情報工学		応用化学	
								MI		MI		MI		MI
専門科目	選択科目	製造システム論	2	1年	機	6単位以上修得	◎	◎	○	○	○	○	○	○
		ソフトウェア科学概論	2	1年	電情		○	○	◎	◎	◎	◎	○	○
		電気回路特論	2	1年	電情		○	○	◎	◎	◎	◎	○	○
		高分子工学	2	1年	化生		○	○	○	○	○	○	◎	◎
		植物学特論	2	2年	化生		○	○	○	○	○	○	◎	◎
		電気通信概論	2	1年	電情		○	○	◎	◎	◎	◎	○	○
		流れ学	2	2年	機		◎	◎	○	○	○	○	○	○
		破壊強度論	2	2年	機		◎	◎	○	○	○	○	○	○
		現代制御論	2	1年	機		◎	◎	○	○	◎	◎	○	○
		数値力学解析法	2	2年	機		○	○	○	○	○	○	○	○
		工業計測学	2	2年	機		◎	◎	○	○	◎	◎	○	○
		メカトロニクス工学	2	2年	電情		○	○	◎	◎	◎	◎	○	○
		材料科学	2	2年	電情		○	○	◎	◎	◎	◎	○	○
		放電工学	2	2年	電情		○	○	◎	◎	◎	◎	○	○
		電磁気学特論	2	2年	電情		○	○	◎	◎	◎	◎	○	○
		生産システム工学	2	2年	電情		○	○	◎	◎	○	○	○	○
		構造生物化学	2	2年	化生		○	○	○	○	○	○	◎	◎
		移動現象論	2	1年	化生		○	○	○	○	○	○	◎	◎
		有機化学特論	2	2年	化生		○	○	○	○	○	○	◎	◎
		インターンシップ	2	1～2年	共		○	○	○	○	○	○	○	○
		国際研修Ⅲ	2	1～2年	共	各学年2単位まで履修可								
		国際研修Ⅳ	4	1～2年	共									
		イノベーション創成Ⅲ	2	1～2年	共	各学年2単位まで履修可								
		イノベーション創成Ⅳ	4	1～2年	共									
		選択科目開設単位数計	52											
		選択科目修得単位数計	6以上											
専門科目開設単位数計			102											
専門科目修得単位数計			32以上											
一般科目及び専門基礎科目開設単位数計			42											
一般科目及び専門基礎科目修得単位数計			32以上											
開設単位数総計			144											
修得単位数総計			64以上											

専攻に係わる単位
　専門的な内容の授業科目の単位(専門科目の単位)→◎で表示
　専門に関連する授業科目の単位(関連科目の単位)→○で表示
専攻に係わる単位以外の単位→△で表示

2）佐世保工業高等専門学校の教育理念等に関する規則

（平成26年４月１日制定）

（教育理念）

第１条　本校の教育理念は，次のとおりとする。

準学士課程（本科）５年間に亘る一貫教育を通して，ものづくりの基盤を支える技術者に要求される基礎学力と高い専門知識を身につけ，創造性と実践力に富み，豊かな教養と人間性，国際性を備え，社会に貢献できる人材を育成する。専攻科では，他分野の専門的基礎を学ぶ融合型教育を通して，複眼的視野をもつ人材の育成を目指す。

（本科の教育目的【令和７年度以降入学者】）

第２条　本科の教育目的は，次のとおりとする。

一　ものづくりや創造する喜びと学ぶ楽しさを早期に知ることを通して，明確な職業意識，学習意欲を養成する。

二　高度科学技術を中核となって推進するための基礎知識と基礎技能，専門知識を身につけ，自ら課題を探究し，解決できる能力を養成する。

三　実験実習など体験学習を重視して豊かな創造性と実践力を養成する。

四　論理的な思考力，コミュニケーション能力，プレゼンテーション能力を養成する。

五　高度情報化社会に対応できるよう，全学科において情報技術を養う。

六　豊かな教養と倫理観を身につけ，地球的な視野で人類の幸福のために貢献できる能力を養成する。

（本科の教育目的【令和６年度入学者まで】）

第３条　本科の教育目的は，次のとおりとする。

一　ものづくりや創造する喜びと学ぶ楽しさを早期に知ることを通して，明確な職業意識，学習意欲を養成する。

二　高度科学技術を中核となって推進するための基礎知識と基礎技能，専門知識を身につけ，自ら課題を探究し，解決できる能力を養成する。

三　実験実習など体験学習を重視して豊かな創造性と実践力を養成する。

四　論理的な思考力，コミュニケーション能力，プレゼンテーション能力を養成する。

五　情報技術の進展に対応できるよう，全学科において情報リテラシーを養う。

六　豊かな教養と倫理観を身につけ，地球的な視野で人類の幸福のために貢献できる能力を養成する。

（人材の養成に関する目的，その他の教育上の目的【令和７年度以降入学者】）

第４条　本校の基幹教育科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

一　科学に関する基礎を理解し，計算あるいは説明する力を養成する。

二　論理的に思考し，意見をわかりやすく日本語および英語で表現する力を養成する。

三　多様な文化・価値観を尊重する倫理観を持ち，他者と協働する力を養成する。

四　幅広く自ら学び・考え，地域と世界の課題に対して積極的に取り組む力を養成する。

五　情報セキュリティの必要性を認識したうえで，様々なデータを処理・分析する力を養成する。

第５条　本校の機械制御工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

一　産業技術の基礎となるメカニクスおよびプラントエンジニアリングやロボティクスに関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を養成する。

二　産業技術の基礎となるメカニクスおよびプラントエンジニアリングやロボティクスに関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を養成する。

第６条　本校の電気電子工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

一　社会基盤技術を支えるエネルギー，半導体および情報通信に関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を養成する。

二　社会基盤技術を支えるエネルギー，半導体および情報通信に関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を養成する。

第７条　本校の情報知能工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

一　豊かな社会を創出するAI・情報システムおよびデジタルエンジニアリングに関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を養成する。

二　豊かな社会を創出するAI・情報システムおよびデジタルエンジニアリングに関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を養成する。

第８条　本校の化学・生物工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

一　生活を豊かにする物質をうみだす応用化学およびバイオテクノロジーに関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を養成する。

二　生活を豊かにする物質をうみだす応用化学およびバイオテクノロジーに関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を養成する。

（人材の養成に関する目的，その他の教育上の目的【令和６年度入学者まで】）

第９条　本校の基幹教育科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

一　人文・社会・保健体育系科目では，心身ともに豊かな人間性と倫理観を養成する。

二　理数系科目では，実験・実習の体験的学習を重視し，理論と実践に導かれた創造性と実践力を養成する。

三　国語・英語系科目では，国際的に活躍できる技術者としてのコミュニケーション・プレゼンテーション能力の向上を図り人間力を養成する。

四　専門科目との連携を図り，専門科目学習につなげるための基礎学力・応用力を養成する。

第10条　本校の機械工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

一　材料力学・機械力学・熱力学・流体力学という４つの力学科目の習得を通して，機械工学系技術者としての基礎能力を養成する。

二　機械工作，機械材料，機構，設計などのものづくり技術関連分野に加え，制御工学や電気・電子工学分野などのメカトロニクス技術関連分野の習得により，機械装置・機械システムの設計開発能力を養成する。

三　ものづくりの基盤となる機械製図や機械工作実習，機械工学実験を通して実践力を育み，卒業研究では自学自習能力の向上とともに，総合的な課題解決能力および技術開発能力を養成する。

第11条　本校の電気電子工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

一　電気回路や電磁気学などの工学系基礎科目の習得を通して，電気電子系技術者としての基礎能力を養成する。

二　電気工学，電子工学および情報通信工学の三分野の幅広い技術を教授し，エネルギー・エレクトロニクス・コンピュータ分野で課題を追及・解決できる能力を養成する。
三　電気電子情報工学実験や実習などの実践的学習を通して，計画・遂行・データ解析・工学的考察および説明能力を育み，卒業研究においては技術開発能力を養成する。

第12条　本校の電子制御工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。
一　情報通信系，電気電子系，機械制御系の基礎科目の習得を通して，電子情報・制御系技術者としての基礎能力を養成する。
二　ソフトウェアや電子制御システムの理解を通じて，コンピュータや電子回路技術を応用した自動化システム・ロボットシステム・知能化システムのデザイン能力を養成する。
三　情報処理や工学実験などの実験実習を通して実践力を育み，卒業研究では自学自習能力の向上とともに，問題解決能力および技術開発能力を養成する。

第13条　本校の物質工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。
一　有機化学系，無機化学系，分析化学系，化学工学系および生物工学系の基礎科目の習得を通して，化学・生物系技術者としての基礎能力を養成する。
二　機能材料学や分子生物学などの分野の理解を通じて，化学および生物工学領域における課題探究能力を養成する。
三　物質化学実験により実践力を育み，卒業研究により自学自習能力の向上とともに，課題解決能力および技術開発能力を養成する。

（専攻科の教育目的）

第14条　専攻科の教育目的は，次のとおりとする。
一　工学の基礎および専門分野に関する知識を教授し，創造性豊かな応用力を養成する。
二　地球的視点でものごとを考える素養および能力と，科学技術が自然や社会に及ぼす影響を理解できる人間としての倫理観を養成する。
三　日本語による技術的な内容の説明・討論ができる能力と国際社会を意識した英語によるコミュニケーション基礎能力を養成する。
四　他の専門技術分野に関する基礎知識と最新の知識を教授し，複合化・高度化した工学分野について複眼的な課題探求能力と問題解決能力を養成する。
五　自主的・継続的に学習でき，協調して行動できる能力を養成する。

附　則

この規則は，平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成30年12月４日から施行する。

附　則

この規則は，令和元年６月４日から施行する。

附　則（令和２年３月30日）

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和６年７月２日から施行する。

3）佐世保工業高等専門学校の三つの方針

（令和６年１１月５日最終改訂）

（１）本科の三つの方針

本科ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）

次に示す能力を修得し，規定の基準を満たした学生に対して，卒業を認定する。

１）科学に関する基礎を理解し，計算あるいは説明することができる。

２）論理的に思考し，意見をわかりやすく日本語および英語で表現することができる。

３）多様な文化・価値観を尊重する倫理観を持ち，他者と協働することができる。

４）幅広く自ら学び・考え，地域と世界の課題に対して積極的に取り組むことができる。

５）情報セキュリティの必要性を認識したうえで，様々なデータを処理・分析できる。

【令和７年度以降入学者】

■機械制御工学科

６）産業技術の基礎となるメカニクスおよびプラントエンジニアリングやロボティクスに関連する知識・理論を課題解決に利用できる。

７）産業技術の基礎となるメカニクスおよびプラントエンジニアリングやロボティクスに関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組むことができる。

■電気電子工学科

６）社会基盤技術を支えるエネルギー，半導体および情報通信に関連する知識・理論を課題解決に利用できる。

７）社会基盤技術を支えるエネルギー，半導体および情報通信に関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組むことができる。

■情報知能工学科

６）豊かな社会を創出する AI・情報システムおよびデジタルエンジニアリングに関連する知識・理論を課題解決に利用できる。

７）豊かな社会を創出する AI・情報システムおよびデジタルエンジニアリングに関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組むことができる。

■化学・生物工学科

６）生活を豊かにする物質をうみだす応用化学およびバイオテクノロジーに関連する知識・理論を課題解決に利用できる。

７）生活を豊かにする物質をうみだす応用化学およびバイオテクノロジーに関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組むことができる。

【令和６年度入学者まで】

■機械工学科

６）ものづくりの基盤となる機械工学に関連する知識・理論を課題解決に利用できる。

７）ものづくりの基盤となる機械工学に関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組むことができる。

■電気電子工学科

６）社会基盤技術を支える電気・電子・情報工学に関連する知識・理論を課題解決に利用できる。

７）社会基盤技術を支える電気・電子・情報工学に関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組むことができる。

■電子制御工学科

６）安心・安全な情報化社会を創出するデータサイエンス，および電子制御技術に関連する知識・理論を課題解決に利用できる。

７）安心・安全な情報化社会を創出するデータサイエンス，および電子制御技術に関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組むことができる。

■物質工学科

６）生活を豊かにする物質をうみだす応用化学，およびバイオテクノロジーに関連する知識・理論を課題解決に利用できる。

７）生活を豊かにする物質をうみだす応用化学，およびバイオテクノロジーに関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組むことができる。

本科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラムに準拠し，ディプロマポリシーの各項目と対応した次に掲げる１）～５）（全学科），および６）～７）（各学科）に従った体系的なカリキュラムを構成する。各科目の到達目標・授業方法・授業計画・評価方法は Web シラバスにより公開し，学修の成果は，後に定める基準により評価する。

１）科学に関する基礎を理解し，計算あるいは説明する力を育成するために，数学・自然科学系科目を設ける。

２）論理的に思考し，意見をわかりやすく日本語および英語で表現する力を育成するために，人文科学系科目を設ける。

３）多様な文化・価値観を尊重する倫理観を持ち，他者と協働する力を育成するために，社会科学系科目を設ける。

４）幅広く自ら学び・考え，地域と世界の課題に対して積極的に取り組む力を育成するために，総合的科目を設ける。

５）情報セキュリティの必要性を認識したうえで，様々なデータを処理・分析する力を育成するために，数理情報系科目を設ける。

【令和７年度以降入学者】

■機械制御工学科

６）産業技術の基礎となるメカニクスおよびプラントエンジニアリングやロボティクスに関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を育成するために，機械系工学科目を設ける。

７）産業技術の基礎となるメカニクスおよびプラントエンジニアリングやロボティクスに関連する知識･技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を育成するために，機械系工学実験を設ける。

■電気電子工学科

6）社会基盤技術を支えるエネルギー，半導体および情報通信に関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を育成するために，電気・電子系工学科目を設ける。

7）社会基盤技術を支えるエネルギー，半導体および情報通信に関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を育成するために，電気・電子系工学実験を設ける。

■情報知能工学科

6）豊かな社会を創出する AI・情報システムおよびデジタルエンジニアリングに関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を育成するために，情報系工学科目を設ける。

7）豊かな社会を創出する AI・情報システムおよびデジタルエンジニアリングに関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を育成するために，情報系工学実験を設ける。

■化学・生物工学科

6）生活を豊かにする物質をうみだす応用化学およびバイオテクノロジーに関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を育成するために，化学・生物系工学科目を設ける。

7）生活を豊かにする物質をうみだす応用化学およびバイオテクノロジーに関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を育成するために，化学・生物系工学実験を設ける。

【令和６年度入学者まで】

■機械工学科

6）ものづくりの基盤となる機械工学に関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を育成するために，機械系工学科目を設ける。

7）ものづくりの基盤となる機械工学に関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を育成するために，機械系工学実験を設ける。

■電気電子工学科

6）社会基盤技術を支える電気・電子・情報工学に関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を育成するために，電気・電子系工学科目を設ける。

7）社会基盤技術を支える電気・電子・情報工学に関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を育成するために，電気・電子系工学実験を設ける。

■電子制御工学科

6）安心・安全な情報化社会を創出するデータサイエンス，および電子制御技術に関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を育成するために，情報系工学科目を設ける。

7）安心・安全な情報化社会を創出するデータサイエンス，および電子制御技術に関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を育成するために，情報系工学実験を設ける。

■物質工学科

6）生活を豊かにする物質をうみだす応用化学，およびバイオテクノロジーに関連する知識・理論を利用し，課題解決する力を育成するために，化学・生物系工学科目を設ける。

7）生活を豊かにする物質をうみだす応用化学，およびバイオテクノロジーに関連する知識・技術を活用し，多面的視点から社会の課題に取り組む力を育成するために，化学・生物系工学実験を設ける。

これらの科目群に係る単位修得の認定は主に定期試験によるものとするが，科目等によっては，レポート等の評価結果により認定する。授業科目の成績は，下記の【基準】により評価する。

【基準】

評価（点数）	基準（到達レベル）
A（80 点～100 点）	充分に満足できる到達レベル
B（70 点～79 点）	標準的な到達レベル
C（60 点～69 点）	単位取得可能な最低限の到達レベル
D（60 点未満）	単位取得不可の到達レベル

本科アドミッション・ポリシー（入学者に求める能力と適性／選抜方針）

【令和７年度以降入学者】

■機械制御工学科

機械制御工学科では，次のような人材を求めます。また，４年次編入学の場合は以下に準じます。

１）自然現象に対して好奇心が強く，ものづくりの好きな人

２）ロボットや自動車などのプロダクトを創り，動かすための工学分野に関する専門知識と技術を習得したい人

３）基礎学力を有し，それらを活用して論理的に思考し，表現できるようになりたい人

４）技術者として人類の幸福に貢献したり国際的に活躍したい人

■電気電子工学科

電気電子工学科では，次のような人材を求めます。また，４年次編入学の場合は以下に準じます。

１）自然現象に対して好奇心が強く，ものづくりの好きな人

２）エネルギーや半導体，通信など社会を支え，つなぐ工学分野に関する専門知識と技術を習得したい人

３）基礎学力を有し，それらを活用して論理的に思考し，表現できるようになりたい人

４）技術者として人類の幸福に貢献したり国際的に活躍したい人

■情報知能工学科

情報知能工学科では，次のような人材を求めます。また，４年次編入学の場合は以下に準じます。

１）自然現象に対して好奇心が強く，ものづくりの好きな人

２）コンピュータや AI などの情報技術に関する専門知識と技術を習得したい人
３）基礎学力を有し，それらを活用して論理的に思考し，表現できるようになりたい人
４）技術者として人類の幸福に貢献したり国際的に活躍したい人

■化学・生物工学科

化学・生物工学科では，次のような人材を求めます。また，４年次編入学の場合は以下に準じます。

１）自然現象に対して好奇心が強く，ものづくりの好きな人
２）化学製品や食品，医薬品に係る化学や生物およびその工学分野に関する専門知識と技術を習得したい人
３）基礎学力を有し，それらを活用して論理的に思考し，表現できるようになりたい人
４）技術者として人類の幸福に貢献したり国際的に活躍したい人

【令和６年度入学者まで】

■機械工学科

機械工学科では，次のような人材を求めます。また，４年次編入学の場合は以下に準じます。

１）自然現象に対して好奇心が強く，ものづくりの好きな人
２）機械に興味をもち，機械に関する専門知識と技術を習得したい人
３）基礎学力を有し，それらを活用して論理的に思考し，表現できるようになりたい人
４）技術者として人類の幸福に貢献したり国際的に活躍したい人

■電気電子工学科

電気電子工学科では，次のような人材を求めます。また，４年次編入学の場合は以下に準じます。

１）自然現象に対して好奇心が強く，ものづくりの好きな人
２）電気電子工学に興味をもち，電気電子工学に関する専門知識と技術を習得したい人
３）基礎学力を有し，それらを活用して論理的に思考し，表現できるようになりたい人
４）技術者として人類の幸福に貢献したり国際的に活躍したい人

■電子制御工学科

電子制御工学科では，次のような人材を求めます。また，４年次編入学の場合は以下に準じます。

１）自然現象に対して好奇心が強く，ものづくりの好きな人
２）コンピュータやロボットに興味をもち，情報や電子制御システムに関する専門知識と技術を習得したい人
３）基礎学力を有し，それらを活用して論理的に思考し，表現できるようになりたい人
４）技術者として人類の幸福に貢献したり国際的に活躍したい人

■物質工学科

物質工学科では，次のような人材を求めます。また，４年次編入学の場合は以下に準じます。

１）自然現象に対して好奇心が強く，ものづくりの好きな人
２）化学や生物に興味をもち，物質工学に関する専門知識と技術を習得したい人
３）基礎学力を有し，それらを活用して論理的に思考し，表現できるようになりたい人
４）技術者として人類の幸福に貢献したり国際的に活躍したい人

○選抜方針（全学科共通）

◇DIGI^{+}特別選抜

在籍中学校等における調査書，エントリーシートおよび面接の結果を総合して，特に「入学者に求める能力と適性」の２）に係るデジタル情報技術に興味を持った人材を選抜します。

◇推薦による選抜

在籍中学校等における調査書，推薦書および面接の結果を総合して，「入学者に求める能力と適性」に沿った人材を選抜します。

◇学力検査による選抜

中学校等における調査書および学力検査の結果を総合して，特に「入学者に求める能力と適性」の３）を重視して人材を選抜します。学力検査は，理科，英語，数学，国語および社会の５教科による試験とします。

（２）専攻科の三つの方針

専攻科ディプロマ・ポリシー（修了認定の方針）

■複合工学専攻

複合工学専攻は，グローバル化した社会において，高度化，複合化した工学分野の諸問題を解決して「もの創り」を行うために，各専門分野（機械工学，電気電子工学，情報工学，化学・生物工学）について深い専門性を養いつつ，先進的な他の専門分野の知識と技術も身につける複合的な教育を行うことにより，複眼的な問題解決能力を備えた創造性豊かな，世界に通用する「もの創り技術者」を育成する。このような人材育成を達成するために，本校に在籍し，所定の単位を修得し，かつ以下のような能力を身につけた学生に対して，修了を認定する。

(A) 工学の基礎および専門分野に関する知識を身につけ「もの創り」に応用できる。

(B) 地球的視点でものごとを考える素養および能力と，科学技術が自然や社会に及ぼす影響を理解できる人間としての倫理観を有する。

(C) 日本語による技術的な内容の説明・討論ができ，更に国際社会を意識した英語によるコミュニケーション基礎能力を有する。

(D) 他の専門技術分野に関する基礎知識と最新の知識を身につけ，複合化・高度化した工学分野について複眼的に課題探求や問題解決ができる。

(E) 自主的・継続的に学習でき，学内外の人々と協調して行動できる。

専攻科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

■複合工学専攻

ディプロマ・ポリシーにおいて掲げた能力を育成するために，高度科学技術の中核を担う専門職業人としての教養と専門基礎知識を有する技術者の養成を以下の内容で行う。

１）理数系の基礎・応用力，豊かな教養と人間性，国際性を育むための共通基礎科目および専門基礎科目

２）地球的視点と技術者倫理に関する科目：国際的に通用するコミュニケーション能力を養う科目および地球的視野で技術と社会の共生を追求しグローバルな視点をもつ技術者を育成する科目
３）課題解決能力を育成する科目：複数の専門分野と連携し，システム創成能力と複眼的な問題解決能力を養う複合科目および基礎・専門知識や技術を活用して自ら課題を探求し解決できる能力，自主性や協調性等を総合的に育成するための科目
４）各工学系および産業数理技術者育成プログラムの，基礎・専門に関する知識と技術を習得する専門科目

これらの科目群に係る単位修得の認定は主に定期試験によるものとするが，科目等によっては，レポート等の評価結果により認定する。授業科目の成績は，下記の【基準】により評価する。

【基準】

評価（点数）	基準（到達レベル）
A（80 点～100 点）	充分に満足できる到達レベル
B（70 点～79 点）	標準的な到達レベル
C（60 点～69 点）	単位取得可能な最低限の到達レベル
D（60 点未満）	単位取得不可の到達レベル

専攻科アドミッション・ポリシー（入学者に求める能力と適性／選抜方針）
■複合工学専攻
専攻科複合工学専攻では次のような人材を求めます。
１）科学と工学の基礎的学力を十分身につけている人
２）社会性と倫理観を身につける意欲を持っている人
３）基礎的なコミュニケーション能力を身につけている人
４）複眼的かつ実践的能力を身につける意欲を持つ人
５）地域及び国際社会の発展のため，技術者として自主的に行動する意欲を持つ人

○選抜方針
◇推薦による選抜
在籍学校長から提出された推薦書，調査書および面接（専門科目に関する口頭試問を含む。）の総合判定とします。
◇学力検査による選抜
学力試験，英語資格試験取得申請書，調査書および面接の総合判定とします。

◇社会人特別選抜
所属長から提出された推薦書，調査書および面接（専門科目に関する口頭試問を含む。）の総合判定とします。

4）佐世保工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則

（平成１６年４月１日制定）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における試験，単位の修得及び学業成績の評価並びに課程修了及び卒業の認定等については，この規則の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において，「授業科目」とは，佐世保工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）に定めるもののうち，学則第２５条及び第２５条の２の規定により履修したものとしてみなされた授業科目以外のものをいう。

第２章　履修及び単位修得

（履修）

第３条　各授業科目について，実授業単位時間数の３分の２以上出席したときは，当該授業科目を履修したものとする。

（単位の修得及び認定等）

第４条　校長は，履修した授業科目について，第１４条第１項に規定する学業成績の評価の結果，学業成績が６０点以上，成績の評語がＣ以上の評価又は修了の判定を受けているときは，当該授業科目の単位を修得したものとして認定する。

２　校長は，前項の認定をしようとするときは，運営会議に諮問し，その決定を尊重して，これを行うものとする。

（他の高等専門学校における授業科目の履修及び認定等）

第５条　学則第２５条の規定に基づく単位の修得の認定は，別に定める規定により校長がこれを行うものとする。

（高等専門学校以外の教育施設等における学修及び認定等）

第６条　学則第２５条の２に基づく単位の修得の認定は，別に定める規定により校長がこれを行うものとする。

（他の教育施設等で修得した単位の取り扱い）

第７条　前２条で認定された単位は，次のとおり取り扱う。

一　単位認定科目及び技能審査の認定単位は，課程修了及び卒業の認定単位として充当することはできない。

二　単位振り替え認定科目として認められた単位は，申請のあった当該年度の履修科目として取り扱うものとし，課程修了及び卒業の認定単位として充当することができる。

第３章　試験

（定期試験及び中間試験）

第８条　定期試験は各学期末に当該学期において開講した授業科目について，原則実施し，中間試験は各学期の中間に必要がある授業科目について実施する。ただし，平素の成績で評価できる授業科目（卒業研究，実験，実習，実技及び演習等）については，試験を実施しないことがある。

（追試験）

第９条　次の各号に掲げる理由により定期試験又は中間試験を受けることができなかった者については，原則として追試験を実施する。

一　病気（医師の証明書がある場合に限る。）

二　忌引（佐世保工業高等専門学校学生準則第１４条に該当する場合に限る。）及び当該忌引に必要な旅行

三　特別欠席（第１８条第３項に該当する場合に限る。）及び当該特別欠席に必要な旅行

四　出席停止（学則第３０条に該当する場合に限る。）

五　その他やむを得ない理由があると校長が認めたとき。

２　各学期中間及び前学期末におけるそれぞれの学業成績の評価の結果，６０点未満の授業科目がある者については，原則として追試験（以下「成績不振者追試験」という。）を実施する。なお，第４学年及び第５学年については，学年末も原則として成績不振者追試験を実施する。

３　追試験の成績評価は１００点法により行い，その最高点は次のとおりとする。

一　第１項の場合は１００点

二　第２項の場合は６０点

（再試験）

第１０条　学年末における学業成績の評価の結果，課程修了又は卒業の認定に係る授業科目について次の各号のすべてに該当する場合には，運営会議の議を経て，再試験を実施する。

一　単位の修得を認定されなかった授業科目が３科目以下であること。

二　学業成績の平均点が６０点以上であること。

三　実験，実習及び卒業研究の単位を修得していること。

四　出席日数が年間の出席すべき日数の３分の２以上であり，かつ，各授業科目の出席した単位時間数が出席すべき単位時間数の３分の２以上であること。

２　再試験は当該年度の指定された日までに実施する。

３　再試験を受験した科目については，学業成績の上限を６０点として評価し，再試験における学業成績の評価がその学生の学年末における学業成績となる。

（追認定試験）

第１１条　第２１条に基づき仮進級した者の，下位の学年の全ての未修得授業科目については，毎年，追認定試験を実施する。

一　追認定試験は６０点以上を合格とする。なお，合格した授業科目の学業成績は６０点とし，当該授業科目を修得したものとする。

二　仮進級により進級した第３学年の者が，学年末において未修得単位の全てを修得していない場合は，第４学年への進級は認定できない。

（不正行為等の取扱い）

第１２条　試験において不正行為又は不適切行為を行った者については，当該試験科目以降の受験を認めない。また，当該試験科目の成績は０点とする。

２　前項に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

第１３条　試験以外の成績評価（課題レポート等）において著しく重大な不正を行った者については，当該授業科目の最終成績を０点とする。

第４章　学業成績の評価

（学業成績の評価）

第１４条　各授業科目の学業成績は，シラバスに記載されている評価方法・評価基準により評価する。

２　前項の規定にかかわらず，定期試験又は中間試験を欠席した者が，やむを得ない特別の事由により追試験を受けることができなかった場合は，当該期間における平素の成績及び出席状況等を考慮して学業成績を評価することができる。

３　各授業科目の学業成績は１００点法により，卒業研究，グローカルリテラシー及びリベラルアーツⅠは第１５条第１項に規定する評語により評価する。

４　前項の規定にかかわらず，工場実習については，本科工場実習成績評価法により評価することとし，特別活動については，修了又は未修了により判定する。

５　学生の教育及び指導上，各学級の席次を必要とする場合は，当該学年で履修した全ての授業科目の平均点の高点の順位をもって席次とする。ただし，前２項に規定する授業科目のほか，課程修了又は卒業の認定に係らない授業科目を除く。

６　当該年度の成績評価（評点）について異議のある場合は，別に定める様式により，所定の期日までに学生課を経由して校長に異議を申し出るものとする。

（成績の評語）

第１５条　学業成績の評語及び評定は，次のとおりとする。

学業成績	１００～８０	７９～７０	６９～６０	５９～４０	３９～　０
評　　語	A	B	C	D	E
評　　定	5	4	3	2	1

２　学習指導要録への記載は，次のとおりとする。

一　各授業科目の学業成績については，評語を記載する。

二　特別活動については，「修了」又は「未修了」と記載する。

三　第５条又は第６条の規定により修得した単位については，「認定」と記載する。

（通知表）

第１６条　各授業科目の学業成績は，各学期中間及び前学期末においては評価できる授業科目について，学年末においてはすべての授業科目について，通知表により保護者に通知する。

第５章　欠課，欠席，休学等

（欠課）

第１７条　授業に出席しなかったときは，２単位時間ごとに欠課２時間とする。

２　遅刻と早退の和が３回に達したときは，欠課２時間とみなす。

３　特別活動についても前二項を適用する。

（出席停止等の取扱い）

第１８条　出席停止，忌引及び特別欠席は，出席すべき日数には含めない。

２　忌引及び特別欠席には必要な旅行日数を含めることができる。

3　就職，校外実習その他教育活動上必要と認められる場合の特別欠席の取り扱いに関しては，別に定める。

（休学の許可）

第１９条　学則第２８条に規定する休学の許可は，次の各号の一に該当するときに与える。

一　病気

二　経済的理由その他家庭の事情

三　その他学生の本分に反しない理由により長期にわたり修学することが困難であると校長が認めたとき。

第６章　課程修了及び卒業の認定

（課程修了の認定）

第２０条　校長は，次の各号に掲げるすべての条件に該当するときは，当該学年の課程修了を認定する。

一　当該学年の修得すべき全ての授業科目を履修していること。

二　第１学年から第３学年までにあっては，特別活動を修了していること。

三　当該学年において履修した実験，実習（工場実習を除く。）及び卒業研究の単位を修得していること。

四　当該学年で修得した単位の合計が学則別表第１及び別表第２に規定する当該学年における修得単位数計以上であること。

２　校長は，前項の認定をしようとするときは，運営会議に諮問するものとする。

３　校長は，再試験の学業成績の評価の結果，第１項に掲げるすべての条件に該当するときは，教務委員会に諮問のうえ，当該学年の課程修了を認定する。

（仮進級の認定）

第２１条　第１学年から第２学年において，前条第１項に掲げる条件を満たしていない者について，再試験を受験した全ての授業科目の学業成績の評価の結果が４０点以上である場合，校長は教務委員会に諮問のうえ，進級（以下「仮進級」という。）を認定することができる。

（仮進級認定者の進級認定）

第２２条　仮進級を認められた者が，未修得授業科目全ての追認定試験に合格した場合，校長は仮進級を解除し，進級を認定する。

（卒業の認定）

第２３条　校長は，次の各号すべてに該当するときは，卒業を認定する。

一　学則第２４条に規定する授業科目の修得単位が，一般科目にあっては８１単位以上，専門科目については８６単位以上であること。

二　各学年で修得した単位の合計が１６７単位以上であること。

三　DIGI^{+}特別選抜で入学した者については，前二項に加え，佐世保工業高等専門学校情報系基盤技術プログラム規程に定める修了要件を全て満たすこと。

第７章　雑則

（留年）

第２４条　原学年に留められた者は，原則として，当該学年における課程修了に必要な授業科目を再履修し，かつ，当該授業科目の単位を再度修得しなければならない。ただし，学年成績で９０点以上の授業科目（実験，実習科目を除く。）については，再履修を免除する。

２　原学年に留められた場合において，前年度の修得単位は，再履修を免除された科目を除き無効となる。

なお，原学年に留められた者が，当該学年の途中で退学を希望する場合，前年度の修得単位は有効とする。ただし，原学年で休学をした場合は，休学した年度の前年度の成績を有効とする。

（在学年数の制限）

第２５条　本校に在学することができる年数は，１０年（休学による留年を含む。）とする。

附　則

１　この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　佐世保工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規程（平成１６年３月２７日制定）は，廃止する。

３　平成１６年３月３１日現在本校に在学している者（以下この頁において「在学者」という。）及び平成１６年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，旧佐世保工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則は，この規則の施行後も，なおその効力を有する。

附　則

この規則は，平成２０年１１月２０日から施行し，平成２０年４月１日から適用する。

附　則

この規則は，平成２２年１２月１４日から施行する。

附　則

１　この規則は，平成２９年４月３日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。

２　この規則の適用日の前日において，在学する学生は，改正後の第２０条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和４年１０月４日から施行し，令和４年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は，令和５年２月９日から施行する。

附　則

この規則は，令和５年７月４日から施行し，令和５年４月１日から適用する。

附　則

この規則は，令和５年１１月２７日から施行し，令和５年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は，令和５年１２月２１日から施行し，令和５年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は，令和７年３月４日から施行し，令和６年４月１日から適用する。ただし、第９条第１項，同条第３項，第１４条第３項，第２３条第３項の改正規定は，令和７年４月１日から施行する。

5）他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則

（平成20年11月20日制定）

（趣旨）

第１条　佐世保工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第25条及び第25条の２の規定に基づき、他の高等専門学校における授業科目の履修（以下「他の高等専門学校における履修」という。）及び高等専門学校以外の教育施設等における学修（以下「大学等における学修」という。）に関し必要な事項は、この規則に定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

一　「単位認定」とは、他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等で修得した授業科目及び単位を本校において認定することをいう。

二　「単位振り替え認定」とは、他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等で修得した科目及び単位を本校の授業科目に振り替えて認定することをいう。

三　「技能審査の単位認定」とは、別表に掲げる技能審査試験に合格したものを単位認定することをいう。

（大学等における学修）

第３条　大学等における学修とは、次の各号の一に掲げる学修をいう。

一　大学又は短期大学の専攻科における学修

二　高等専門学校の専攻科における学修

三　専修学校の専門課程に関する修業年限が２年以上のものにおける学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

四　技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査に係る学修で、佐世保工業高等専門学校において高等専門学校の教育に相当する水準を有すると認めたもの

２　前項第４号に規定する学修は、別表に掲げる技能審査とする。

（学修の手続）

第４条　学生が、他の高等専門学校で履修する場合及び前条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する教育施設において学修する場合は、大学等における学修許可願（様式第１号）により、校長の許可を受けなければならない。

２　学生交流に基づく場合は、別に定めるところによる。ただし、単位修得の認定申請については本規則によるものとする。

（単位修得の認定申請）

第５条　他の高等専門学校で修得した単位及び大学等における学修で修得した単位の認定を受ける場合は、大学等における学修単位等認定申請書（様式第２号）に単位取得証明書、成績証明書及び合格証明書(写)等を添えて、校長へ申請するものとする。ただし、本科は、１月末までに申請するものとする。

２　第３条第１項第４号に規定する技能審査に合格した場合は、大学等における学修単位等認定申請書（様式第２号）に合格証明書(写)を添えて、１月末までに校長へ申請するものとする。

（単位修得の認定）

第６条　前条の規定により申請があった単位修得の認定は、校長が行う。この場合において、校長は、単位修得の認定をしようとするときは、教務委員会又は専攻科委員会に諮問するものとする。

（成績の評価）

第７条　前条の規定により認定された成績の評価は、認定とする。

附　則

１　この規則は平成20年11月20日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

２　佐世保工業高等専門学校における高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則　（平成16年４月１日制定）は、廃止する。

附　則（令和２年３月３０日）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

別表

技　能　審　査	級	単位数	科　目　別
実用英語技能検定試験	１　級	7	一　般　科　目
	準１級	5	
	２　級	3	
	準２級	2	
工業英語能力検定試験	１　級	6	専　門　科　目
	２　級	4	
	３　級	2	
	４　級	1	
ディジタル技術検定試験	１　級	4	専　門　科　目
	２　級	2	
	３　級	1	
技術士第一次試験	――――	2	専　門　科　目

（注）同一の技能審査に於いて複数の級合格した場合に認定することができる単位数は、新たに合格した技能審査の級に対応する単位数から既に認定された単位数を減じて得た単位数とする。

様式第１号

年　　月　　日

大学等における学修許可願

佐世保工業高等専門学校長　殿

学科・専攻

学　　年

氏　　名

下記のとおり大学等において学修したいので、許可下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　教育施設等の名称

大学等名　　学部学科等名

所 在 地

２　学修する授業科目等

授　業 科目名	単位数	学修期間・学修日・学修時間
	単位	年　月　日～　年　月　日 （毎・隔）週　曜日、　時　分～　時　分
	単位	年　月　日～　年　月　日 （毎・隔）週　曜日、　時　分～　時　分
	単位	年　月　日～　年　月　日 （毎・隔）週　曜日、　時　分～　時　分

（注）学修を証明する書類を添付すること。

３　学修目的

様式第２号

年　　月　　日

大学等における学修単位等認定申請書

佐世保工業高等専門学校長　殿

学科・専攻

学　　年

氏　　名

下記のとおり大学等において学修したので、本校における修得単位として認定下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　規則第３条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する教育施設等における学修の場合

⑴　学修した教育施設等の名称

大学等名　　学部学科等名

所 在 地

⑵　学修した授業科目等

（単位認定を希望する場合）

他施設において学修した授業科目	
授業科目名	単位

（単位振り替え認定を希望する場合）

他施設において学修した授業科目		振替希望授業科目	
授業科目名	単位	授業科目名	単位

２　規則第３条第１項第４号に規定する技能審査に合格した場合

技能審査の種類	級等
	級

（注）既に第３条第４号に規定する技能審査に合格している場合は、合格証証明（写）を添付すること。

３　添付書類

⑴　単位取得証明書

⑵　成績証明書

⑶　合格証明書（写）

⑷　教務委員会又は専攻科委員会が要求する資料

6）佐世保工業高等専門学校・技術者教育プログラム「複合型もの創り工学」に関する規程

（平成１６年3月３１日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、佐世保工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程（平成９年４月１日制定）第１１条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における「複合型もの創り工学」教育プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本プログラムは、グローバル化した社会において、高度化、複合化した工学分野の諸問題を解決して「もの創り」を行うために、各専門分野（機械工学、電気電子工学、情報工学、化学・生物工学）について深い専門性を養いつつ、先進的な他の専門分野の知識と技術も身につける複合的な教育を行うことにより、複眼的な問題解決能力を備えた創造性豊かな、世界に通用する「もの創り技術者」を育成することを目的とする。

（学習・教育到達目標）

第３条　本プログラムは、前条の目的を達成するために次の学習・教育到達目標を設定する。

（A）工学の基礎と専門

１）数学（微分積分学、線形代数、微分方程式、確率・統計など）と自然科学（物理、化学など）の基礎知識を身につけて、工学的諸問題の解決に応用できること

２）情報技術の基礎知識を身につけて、情報収集、実験データの解析・評価のツールとしてコンピュータを活用できること

３）基礎工学の知識を身につけて、複合化したもの創りの実務における工学的諸問題の解決に応用できること

４）それぞれの専門分野における「もの創り専門工学」の知識を身につけて、工学的諸問題の解決に応用できること

（B）地球的視点と技術者倫理

１）他の国の歴史的・文化的背景や国際問題に関する基礎知識を身につけて、グローバルな視点でものごとを考えることができること

２）技術が自然や社会に与える影響・効果を理解して、技術者としての責任を自覚できること

（C）コミュニケーション能力

１）技術的な内容を日本語により文章や口頭で論理的に説明できること

２）相手の質問や意見を聞いて日本語で適切に答えることができること

３）英語による基礎的なコミュニケーションができること

４）基礎的な技術英語の文章を読み書きできること

（D）複眼的かつ実践的能力

1）自分で具体的な計画や手順を決めて基礎的な実験を実施し、得られた結果を正しく評価・解析して考察し、論理的に説明できること
2）いくつかの専門分野の知識や利用可能な情報・技術・手段を駆使するとともに創造性を発揮して、調査・解析をおこない、解決策を組み立てて実行し、課題を解決できること
3）社会の要求する課題を解決するにあたって、その内容を分析して、計画や方策を複眼的にデザインできること
4）実験、実習、研究、インターンシップなどを通して実践的能力を身につけ、技術者が経験する実務上の問題や課題を理解して適切な対応ができること

（E）自主・自立と協調性
1）社会の要請に迅速に対応し、科学技術の進展を先導するため、自主的・継続的に学習できること
2）要求された課題に対して、自立して、あるいは他の人と協力しながら計画的に作業を進め、期限内に終わらせることができること
3）健全な心身を持ち、学内外の人々と協調して行動できること

（プログラムの構成）
第４条　本プログラムは、本科の４年から専攻科の２年までの４年間とする。なお、授業科目及び単位数は、学則の別表第１から別表第４の教育課程表に示すとおりである。

（履修対象者の決定）
第５条　本プログラムの履修対象者は、連携教育プログラム履修生以外の専攻科生とし、専攻科への入学をもって対象者と決定する。

（認定対象学生）
第６条　本プログラムの認定対象学生は、連携教育プログラム履修生以外の専攻科生全員とする。

（プログラムの修了要件）
第７条　本プログラムの修了要件は次の各号とし、全てを満たした者に修了証書を授与する。
(1) 本校の専攻科教育課程の必要な単位を修得すること。
(2) 大学改革支援・学位授与機構より、学士の学位を受けること。
(3) 本プログラムにおいて、１２４単位以上を修得すること。
(4) 付表に定める学習・教育到達目標とその評価方法および評価基準を満たしていること。

２　本プログラムの修了認定は、専攻科委員会において行う。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年７月１５日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年１月１０日から施行し、平成２４年４月 １ 日に専攻科に在学する者から適用する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行し、令和４年４月１日に専攻科に入学する者から適用する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

7）佐世保工業高等専門学校授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程

（平成21年４月１日制定）

佐世保工業高等専門学校授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和37年４月１日制定）の全部を改正する。

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第１２条第２項の規程及び佐世保工業高等専門学校学則第６５条第２項に基づき、入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除及び徴収猶予（月割分納を含む。以下同じ。）並びに寄宿料の免除（「入学料の免除」を除き、以下「授業料等の免除及び徴収猶予」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（選考委員会）

第２条　授業料等の免除及び徴収猶予に関する選考を行うため、授業料免除選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

２　選考委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

一　学生主事

二　教務主事

三　総務課長

四　学生課長

五　各学級担任（申請者がいない学級の担任を除く。）

六　専攻科長（申請者がいない場合を除く。）

３　選考委員会の委員長は、前項第１号の委員をもって充て、その事務は学生課において処理する。

第２章　入学料の免除

（免除の資格）

第３条　入学料の免除は、本校に入学する者のうち、次の各号の一に該当する場合で、特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものについて、本人の申請に基づき理事長の承認を得て校長が許可する。

一　入学前１年以内において、本校に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合

二　入学前１年以内において、本校に入学する者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

三　前二号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

（免除の額）

第４条　免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

（免除の手続）

第５条　入学料の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を校長に提出するものとする。

一　入学料免除願（別記様式第１号）

二　家庭調書（別記様式第６号）

三　所得証明書（市町村長の証明）

四　学資負担者の死亡による場合は、死亡を証明する書類、風水害等の災害による場合は、罹災を証明する書類（市町村長又は警察署長の証明）

五　その他学校が必要と認める書類

（徴収猶予等）

第６条　免除を申請した者に係る入学料については、免除を許可又は不許可とするまでの間、その徴収を猶予する。

２　免除を許可されなかった者及び半額免除が許可された者は、告知した日から14日以内に所定の入学料を納付しなければならない。

（死亡等による免除）

第７条　次の各号の一に該当する場合は、未納の入学料の全額を免除する。

一　免除を申請した者が、第５条により徴収を猶予している期間内において死亡した場合

二　免除が許可されなかった者及び半額免除が許可された者が、前条の入学料を納付すべき期間内に死亡した場合

三　前条の規定により入学料を納付すべき者が、入学料を納付しないことを理由に退学を命ぜられた場合

第３章　授業料の免除

（経済的理由による免除）

第８条　授業料の免除は、経済的理由のため授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生について、本人の申請に基づき選考委員会の議を経て校長が許可する。

（災害等による免除）

第９条　次の各号の一に該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は、本人の申請に基づき選考委員会の議を経て、校長が当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の免除を許可する。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該期分の授業料が未納の場合は、当該期分の授業料を免除することがある。

一　授業料の納期前６月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前１年以内）において、学資負担者が死亡した場合

二　授業料の納期前６月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前１年以内）において、学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

三　前二号に準ずる場合で校長が相当と認める事由がある場合

（免除の額）

第10条　授業料の免除は年度を２期に分け、当該期分ごと行うものとし、その免除の額は各期分の授業料の全額又は半額とする。

２　授業料免除の総額は、当該年度の学生（休学中の者を除く。）に係る授業料収入予定額の範囲内で、毎年度当初独立行政法人国立高等専門学校機構本部から通知を受けた額を超えないものとする。

（免除の手続）

第11条　授業料の免除を受けようとする者は、次の書類を校長に提出するものとする。

一　授業料免除願（別記様式第２号）

二　家庭調書（別記様式第６号）

三　所得証明書（市町村長の証明）

四　経済的理由により納付困難な事情を認定することができる証明書（市町村長又は民生委員の証明）

五　その他学校が必要と認める書類

２　風水害等により授業料の免除を受けようとする者は、前項第４号の証明書に代え、学資負担者が死亡の場合は死亡を証明する書類、災害の場合は災害の被害程度が判明できる詳細な罹災証明書を提出するものとする。（市町村長又は警察署長の証明）

（免除申請の期間）

第12条　授業料免除申請の期間は、次のとおりとする。

前期分　　４月１日から４月10日まで

後期分　　10月１日から10月10日まで

（免除の取消）

第13条　授業料免除の許可決定後、免除の理由が消滅した場合は、選考委員会の議を経て校長が許可の取消しをする。

（休学による免除）

第14条　休学を許可した場合は、次の算式により算定した授業料の全額を免除するものとする。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

（死亡等による免除）

第15条　学生が次の各号の一に該当する場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

一　死亡又は行方不明のため除籍された場合

二　授業料の未納を理由に退学を命ぜられた場合

三　入学料の未納を理由に退学を命ぜられた場合

（徴収猶予中の退学者についての免除）

第16条　授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第４章　寄宿料の免除

（災害等による免除）

第17条　学生又は学資負担者が、風水害等の被害を受けたことにより、寄宿料の納付が著しく困難と認められる場合は、本人の申請に基づき選考委員会の議を経て、校長が災害の発生した日の属する月の翌月から起算して６月間の範囲内においてその免除を許可する。

２　前項の免除の期間が翌年度にわたる場合は、学生は、翌年度分に係る免除の申請を改めて翌年度の当初に行わなければならない。

（免除の手続）

第18条　寄宿料の免除を受けようとする者は、次の書類を校長に提出するものとする。

一　寄宿料免除願（別記様式第３号）

二　災害の被害程度が判明できる詳細な罹災証明書（市町村長又は警察署長の証明）

（死亡等による免除）

第19条　入寮している学生が次の各号の一に該当する場合は、未納の寄宿料全額を免除することができる。

一　死亡又は行方不明のため除籍された場合

二　授業料の未納を理由に退学を命ぜられた場合

三　入学料の未納を理由に退学を命ぜられた場合

第５章　入学料の徴収猶予

（徴収猶予）

第20条　入学料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合について、学生の申請に基づき、選考委員会の議を経て校長が許可する。

一　経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二　入学前１年以内において、本校に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本校に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

三　その他やむを得ない事情があると認められる場合

（徴収猶予の手続等）

第21条　入学料の徴収猶予を受けようとする者は、次の書類を入学手続終了の日までに校長に提出するものとする。ただし、入学料免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

一　入学料徴収猶予願（別記様式第４号）

二　家庭調書（別記様式第６号）

三　所得証明書（市町村長の証明）

四　学資負担者の死亡による場合は、死亡を証明する書類、風水害等の災害による場合は、罹災を証明する書類（市町村長又は警察署長の証明）

五　その他学校が必要と認める書類

（徴収猶予等）

第22条　入学料の徴収猶予を申請した者については、その決定の日までの間は、入学料の徴収を猶予する。

２　徴収猶予を許可されなかった者は、その決定の告知があった日から起算して14日以内に、所定の入学料を納付しなければならない。

（徴収猶予の期限）

第23条　入学料の徴収猶予の期限は、入学年度の９月末日までとする。

（徴収猶予の取消）

第24条　入学料の徴収猶予の許可決定後、徴収猶予の事由が消滅した場合は、校長は選考委員会の議を経て、その許可を取り消すものとする。

２　入学料の徴収猶予を許可された者が、学年の中途において休学又は退学したとき、若しくは許可の取消を受けた場合は、未納の入学料を直ちに納付しなければならない。

第25条　入学料の徴収猶予の申請をした者で、次の各号の一に該当する場合は、その者

に係る未納の入学料を免除する。

一　第21条又は第22条第１項により、徴収の猶予を認められた期間内に死亡した場合

二　第22条第２項に定める期間内に死亡した場合

三　第22条第２項に定める期間内に入学料を納付しなかったことにより除籍された場合

第６章　授業料の徴収猶予

（徴収猶予）

第26条　授業料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合について、学生（学生が行方不明の場合は保護者等）の申請に基づき、選考委員会の議を経て校長が許可する。

一　経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二　行方不明の場合

三　学生又は学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合

四　その他、やむを得ない事情があると認められる場合

（徴収猶予の手続）

第27条　授業料の徴収猶予を受けようとする者は、次の書類を校長に提出するものとする。

一　授業料徴収猶予（月割分納）願（別記様式第５号）

二　家庭調書（別記様式第６号）

三　所得証明書（市町村長の証明）

四　経済的理由により納付困難な事情を認定することができる証明書（市町村長又は民生委員の証明）

五　その他学校が必要と認める書類

（徴収猶予申請の期間）

第28条　授業料徴収猶予の申請期間は、次のとおりとする。

前期分　　４月１日から４月10日まで

後期分　　10月１日から10月10日まで

（徴収猶予の期限）

第29条　授業料徴収猶予の期限は、次のとおりとする。

前期分　　９月末日

後期分　　２月末日

（徴収猶予の取消）

第30条　徴収猶予の許可決定後、猶予の理由が消滅した場合は、選考委員会の議を経て、校長が許可の取消しをする。

２　徴収猶予（月割分納を含む。）を許可された者が、学年の中途において休学又は退

学した場合、若しくは許可の取消しを受けた場合は、未納の授業料を直ちに納付しなければならない。

（月割分納）

第31条　特別の事情がある場合は、月割分納を許可することがある。この場合の月割分納額は、授業料年額の12分の１に相当する額とする。

第32条　授業料月割分納の納期は毎月末日までとする。ただし、休業期間中の分は、当該休業期間の開始前に納付するものとする。

第33条　第26条及び第27条の規定は、授業料の月割分納の場合にこれを準用する。

第７章　雑　　則

第34条　納付済の授業料及び寄宿料は、還付しない。

附　則

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規定は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式第１号

入　学　料　免　除　願

令和　　年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

学　科

本人住所

氏名　　㊞

保護者等住所

氏名　　㊞

下記の理由により、入学料の納付が困難なので、令和　　年度入学料の免除を許可下さるよう関係書類を添えお願いします。

記

理　由（詳細に記入のこと）

別記様式第２号

授　業　料　免　除　願

令和　　年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

令和　　年度入学

学科　　学年　　組

本人住所

氏名　　㊞

保護者等住所

氏名　　㊞

下記の理由により、授業料の納付が困難なので、令和　　年度　　期分授業料の免除を許可下さるよう関係書類を添えてお願いします。

なお、免除の許可又は不許可となるまでの間は、授業料徴収の猶予を併せてお願いします。

記

理　由（詳細に記入のこと）

別記様式第３号

寄　宿　料　免　除　願

令和　　年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

学科　　学年　　組

本人住所

氏名　　㊞

保護者等住所

氏名　　㊞

下記の理由により、寄宿料の納付が困難なので、令和　　年度　　月分寄宿料より免除を許可下さるよう関係書類を添えてお願いします。

記

理　由（詳細に記入のこと）

別記様式第４号

入 学 料 徴 収 猶 予 願

令和　　年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

令和　　年度入学

本人住所

氏名　　㊞

保護者等住所

氏名　　㊞

下記の理由により、納付期限までに入学料の納付が困難なので、令和　　年度入学料の徴収猶予を許可下さるよう関係書類を添えお願いします。

記

１　期　　限　　令和　　年　　月　　日

２　理　　由　　（詳細に記入のこと）

別記様式第５号

授業料徴収猶予（月割分納）願

令和　　年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

令和　　年度入学

本人住所

氏名　　㊞

保護者等住所

氏名　　㊞

下記の理由により、授業料の納付が困難なので、令和　　年度　　期分授業料の徴収猶予／月割分納を許可下さるよう関係書類を添えお願いします。

記

１　期　　日　　令和　　年　　月　　日

２　理　　由　　（詳細に記入のこと）

別記様式第６号

家　庭　調　書

学科　　学年　　組

本人氏名　　㊞

保護者等氏名　　㊞

家族及び所得

(1)　就学者を除く家族

続柄	氏　名	年齢	職業・勤務先	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額

(2)　就　学　者

続柄	氏　名	年齢	学　校　名	通学別	奨学金の有・無	本人の１月当たりの学資
			立	自宅・自宅外		家族から　　円
			立	自宅・自宅外		奨学金　　円
			立	自宅・自宅外		アルバイト　　円
			立	自宅・自宅外		その他　　円
			立	自宅・自宅外		計　　円

(3)　そ　の　他

上記以外の臨時所得	種別	金額
障害関係　氏名（続柄）	種別	疾病期間　年　月から

８）佐世保工業高等専門学校学生準則

（平成16年４月１日制定）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　学生は学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第２章　入学誓約書及び保護者等

（入学誓約書）

第２条　入学を許可された者は、所定の期日までに別記様式第１号の様式により保護者等連署の入学誓約書を提出しなければならない。

（保護者等）

第３条　保護者等となる者は、独立の生計を営む成年者で次の各号のいずれか一に該当しないものでなければならない。

一　禁固以上の刑に処せられた者

二　破産者でいまだ復権しない者

三　禁治産者及び準禁治産者

（保護者等の変更）

第４条　保護者等が死亡し、又は資格を失った場合及び住所に変更が生じたときは、直ちに校長に対し、新たに保護者等となる者を定めて、別記様式第２号の様式による保護者等（住所、氏名）変更届を提出しなければならない。

第３章　学生証

（携帯）

第５条　本校の学生は、１年生と４年生の初め本校において交付する学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（返納）

第６条　学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときは、校長に返納しなければならない。

（再交付）

第７条　学生証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第４章　休学、退学、欠席等

（休学）

第８条　学生は、疾病その他の事由により、継続して３か月以上修学することのできない見込のときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任を経て、校長に対して別記様式第３号の様式による休学願を提出して、その許可を受けなければならない。

（復学）

第９条　休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、別記様式第４号の様式による復学願を学級担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

（退学）

第10条　学生が退学しようとするときは、別記様式第５号の様式による退学願を学級担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

（改氏名等）

第11条　学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは、直ちに学級担任を経て校長に届け出なければならない。

（住所変更）

第12条　学生が住所を変更したときは、直ちに別記様式第６号の様式による住所変更届を学級担任を経て校長に提出しなければならない。

（欠席）

第13条　学生が欠席しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任を経て校長に別記様式第７号の様式による欠席届を提出してその許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。疾病のため引続いて１週間以上欠席するときは、医師の診断書等を添えるものとする。

（欠課）

第13条の２　学生が欠課しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任を経て校長に別記様式第７号の２の様式による欠課届を提出してその許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

（忌引）

第14条　父母近親の喪に服するときは、別記様式第８号の様式による忌引願を学級担任を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。忌引の期間は、父母７日、祖父母・兄弟姉妹３日、伯叔父母・曾祖父母１日とする。

第５章　服装

（服装）

第15条　制服、制帽及び徽章の制式並びに着用については別に定める。

２　学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての体面を失わないように留意しなければならない。

第６章　健康診断

（健康診断）

第16条　学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第17条　校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第７章　学生会等

（学生会）

第18条　本校に本校学生全員をもって構成する学生会を置く。

第19条　学生会について必要な事項は別に定める。

（団体結成）

第20条　学生が、本校の学生をもって会員とする体育活動、文化活動等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者２名以上の署名捺印のうえ、学生主事を経て、校長に別記様式第９号の様式による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

第21条　前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

（校外団体参加）

第22条　学生が団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者の署名捺印のうえ、学生主事を経て校長に別記様式第１０号の様式による校外団体参加願を提出して、その許可を受けなければならない。

第23条　前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は許可を取り消すことがある。

第８章　集会

（集会）

第24条　学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して集会、催物その他の行事を行おうとする場合は、目的、期日、施設設備の名称、参加数等を記載した別記様式第１１号の様式による集会（催物その他の行事）許可願を１週間以前に、責任代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。

第25条　前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その

中止を命ずることがある。

第９章　印刷物等の配布及び販売

（印刷物等の配布・販売）

第26条　学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し又は販売しようとするときは当該印刷物２部を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第１０章　掲示

（掲示）

第27条　学生が校内において、又は校外において本校名を使用してビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物の写を添えて当該掲示物を学生主事に提出して、その許可を受けなければならない。校内に掲示するときは本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第１１章　施設、設備の使用

（施設・設備の使用許可）

第28条　学生及びその団体が、本校の施設、設備を使用しようとする場合はその目的、期日、施設、設備の名称を記載した別記様式第１２号による学校施設設備使用許可願を不動産管理役に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設、設備についてはこの限りではない。

２　体育館、敬愛館及び成和館については生活支援係が、その他の施設及び設備については教育支援係が事務を担当する。

３　使用を許可できない場合のみ、生活支援係または教育支援係の担当者が、申請者に理由を連絡する。

第１２章　雑則

第29条　本則施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

附　則

この準則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この準則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この準則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この準則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この準則は、令和３年１１月１日から施行する。

別記様式第１号

入　学　誓　約　書

佐世保工業高等専門学校長　殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校

学科

氏　名　　（自署）

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和３年２月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

（保護者等）

住　所

学生との関係

氏　名　　（自署）

緊急連絡先

保護者等とは，学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，学校と連携し，学生を指導，支援する立場にある者で，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条，第６条の４及び第７条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また，学生が成年の場合においては３親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導，支援への意向のある者とする。

別記様式第2号

学級担任

保護者等（住所、氏名）変更届

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

年度入学
学科　第　　学年　　組　　番

氏　名　　（自署）

下記のとおり保護者等の（住所、氏名）を変更しましたので、お届けします。

記

変更理由

旧　保護者等住所　　県　　市　　町　　郡　　村　　番地

〃　氏　名

本人との続柄

（〒　　－　　）

新　保等者等住所　　県　　市　　町　　郡　　村　　番地

〃　氏　名　　（保護者等自署）

本人との続柄

連絡先電話番号　　－　　－

事務使用欄	
コピー―渡し（　済　）	学納金の口座変更（　有　・　無　）

保護者等とは，学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，学校と連携し，学生を指導，支援する立場にある者で，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条，第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また，学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導，支援への意向のある者とする。

学 級 担 任

別記様式第3号

休　学　願

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

年度入学
学科　第　　学年　　組　　番

住 所　　県　　郡・市　　町　　村　　番地　　号

氏 名　　㊞

保護者等
住 所　　県　　郡・市　　町　　村　　番地　　号

氏 名　　㊞
電話　　－　　－

私は下記により休学したいので、ご許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

1 理　由

2 期　間　　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

保護者等とは，学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，学校と連携し，学生を指導，支援する立場にある者で，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条，第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また，学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導，支援への意向のある者とする。

別記様式第4号

学 級 担 任

復　学　願

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

年度入学
学科　第　　学年　　組　　番

住 所　　県　　郡・市　　町　　村　　番地　　号

氏 名　　㊞

保護者等
住 所　　県　　郡・市　　町　　村　　番地　　号

氏 名　　㊞
電話　　－　　－

私は下記により復学したいので、ご許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

1 復学の理由

2 復学希望の年月日　　年　　月　　日

3 休学を許可された期間　　自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

保護者等とは，学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，学校と連携し，学生を指導，支援する立場にある者で，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条，第６条の４及び第７条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また，学生が成年の場合においては３親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導，支援への意向のある者とする。

別記様式第5号

学 級 担 任

退　　学　　願

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

年度入学
学科　第　　学年　　組　　番

住 所　　県　　郡・市　　町　　村　　番地　　号

氏 名　　㊞

保護者等
住 所　　県　　郡・市　　町　　村　　番地　　号

氏 名　　㊞
電話　　－　　－

私は下記により退学したいので、ご許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

1　退学の理由

2　退学希望の年月日　　年　　月　　日

保護者等とは，学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，学校と連携し，学生を指導，支援する立場にある者で，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条，第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また，学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導，支援への意向のある者とする。

別記様式第６号

学 級 担 任

学　生　住　所　変　更　届

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組　　番

氏名　　（自署）

月　　日から住所変更しましたので、お届けします。

旧住所　　〒

新住所　　〒

（ 電話　　－　　－　　）

略図

別記様式第7号

学級担任	関係教員

欠　席　届

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長殿

（学籍番号　　）
学科　　学年　　組　　番

氏　名　　（自署）

私は下記により欠席したいので、お届けします。

記

1. 理　由

2. 期　間　　年　　月　　日から
日間
年　　月　　日まで

特別欠席	年　　月　　日から　　日間 年　　月　　日まで　特別欠席と認める	認　印

（注）病気のため欠席7日以上（試験期間中は1日以上）にわたるときは
診断書を添付すること。

別記様式第7号の2

学級担任	関係教員

欠　課　届

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長殿

（学籍番号　　）

学科　　学年　　組　　番

氏　名　　（自署）

私は下記により欠課したいので、お届けします。

記

1. 理　由

2. 期　間　　年　　月　　日

第　　時限から第　　時限まで

特別欠席	年　　月　　日 第　　時限から第　　時限まで 特別欠席と認める	認　印

別記様式第8号

学 級 担 任

忌　　引　　願

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　　殿

学科　　第　　学年　　組　　番

氏名　　（自署）

下記のとおり忌引したいので、ご許可下さるようお願いします。

記

死亡者氏名

続　　柄

死 亡 月 日　　年　　月　　日

期　　間　　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日　　日間

行　　先

別記様式第９号

学　生　団　体　結　成　願

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

責任代表者

学科　第　　学年

氏　名　　（自署）

学科　第　　学年

氏　名　　（自署）

指導教員氏名　　（自署）

下記のとおり団体を結成したいので、ご許可下さるようお願いします。

記

団体の名称	
設立年月日	年　　月　　日
結成の目的	
会員数	
備考	

別記様式第10号

校　外　団　体　参　加　願

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

責任代表者

学科　第　　学年　　組　　番

氏　名　　（自署）

学科　第　　学年　　組　　番

氏　名　　（自署）

指導教員氏名　　（自署）

下記団体に参加したいので、ご許可下さるようお願いします。

記

団体の名称	
事務所の所在地	
設立年月日	年　　月　　日
目的	
会員数	
参加人員数	
備考	

別記様式第 11 号

集　会　願

年　月　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

責任代表者

学科　第　　学年　　組　　番

氏　名　　（自署）

指導教員

氏　名　　（自署）

下記のとおり集会したいので、ご許可下さるようお願いします。

記

日　時	年　月　日　自　時　分 至　時　分
集会の名称	
集会の目的	
参加予定人員	
集会の場所	
備　考	

別記様式第 12 号

教務主事	学生主事	学生課長	課長補佐	教育支援係	生活支援係

学校施設設備使用許可願

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　　殿

責任代表者　　学科　　第　　学年　　組

氏名　　（自署）

指導教員氏名　　（自署）

下記のとおり使用したいので、ご許可下さるようお願いします。

記

使用設備名	
使用の目的	
使用期間 時　　間	自　　年　　月　　日　　時 至　　年　　月　　日　　時
使用者氏名	
備　　考	

（注）実験実習室は教員の指導を受ける場合に限る。

9）学　習　心　得

（令和７年４月１日改正）

1　教育目的

学校教育法によれば高専の教育目的は「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する。」となっているが、この職業に必要な能力とは狭い意味の専門的能力のみでなく、社会人として一般に必要とされる人間的、道徳的諸能力を含むものである。

本校では５年間の一貫教育を通じて、日進月歩する工業界にあって、どのような課題に対しても、専門的知識により、創意工夫する研究者態度をもって対処することができる人間味豊かな、実践的技術者を養成することを目的にしている。

2　授業時間（年間を通じて授業時刻は次のとおり）

１校時	９時00分～10時30分	（90分）
	休み　10分	
２校時	10時40分～12時10分	（90分）
	昼休み　50分	
３校時	13時00分～14時30分	（90分）
	休み　10分	
４校時	14時40分～16時10分	（90分）
	休み　10分	
５校時	16時20分～17時50分	（90分）

3　履修と単位修得

⑴　本校では、各科目の授業時間数を単位数で表しているが、本質的には学年制であるから、学則で定められた各学年の必修科目と、各人が選択した選択科目のすべてを履修しなければならない。

また、当該学年の課程修了に必要な科目の単位を修得する必要がある。

⑵　各授業科目の単位数は、次のとおり計算するものとする。

1)　「履修単位」については30単位時間（１単位時間は50分）の履修を１単位として計算する。

2)　「学修単位」については１単位の授業科目を45時間（１時間は50分）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

①　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とする。

②　実験，実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とする。

(3)　2時限連続の90分授業を2時間の授業として取り扱う。(「単位時間及び学修単位制導入の取り扱いについての基本的な考え方(平成24年3月6日高専機構教育・FD委員会通知)」より)

4　試験

期間を定めた試験は原則として次の時期に行われる。

中間試験（前学期：6月、後学期：12月）

定期試験（前学期：8月、後学期：2月）

試験については試験に関する注意事項（試験毎に教室に掲示）をよく読んでおくこと。

不正行為を行った場合は、その試験科目が0点となる。

5　成績評価と課程修了

各学期、学年の成績評価又は進級、卒業等に関する取り決めは、「学業成績並びに課程修了の認定等に関する規則」（以下、「成績規則」という。）にまとめられているのでよく読んでおくこと。

6　工場見学

本校では、授業の一環として、各学年毎に日帰りの工場見学を、また、第4学年では4泊5日程度の工場見学旅行を実施しているので全員参加すること。

(1)　目的：実際に工場、研究機関等の設備や、生産状況等を見学して専門的知識を深め、学習の参考とするとともに社会的視野を広げるために行っている。

(2)　実施方法　日帰り：各学科、各学年毎に1～2回

4泊5日程度：第4学年（9月に関東・関西方面・海外など）

(3)　費用の積み立て：日帰りの場合はスクールバスを利用するが、第4学年の工場見学旅行に必要な経費は学生負担となっている。一時に大きな出費を避けるため、毎年定められた額を積み立てることになっている。

（金額や積み立て方法は学科毎に異なる。）

7　工場実習

本校では、原則として第4学年の夏休み中に、工場、研究所等で2～3週間の実習を行うことを推奨している。詳細は「工場実習の実施要項」に記す。

8　諸届について

次に掲げる事態が生じた場合には必ず届け出なければならない。届出の用紙は学生課の所定の場所に用意してあるので必要事項を記入し押印して速やかに提出すること。

●保証人の変更　●休学、復学を希望するとき　●退学を希望するとき　●住所を変更したとき　●欠席、欠課、忌引きをするとき（病気で7日以上の欠席をするときは

診断書を添付すること）

9　その他

⑴　第１学年から第３学年までは、週１単位時間の特別教育活動（Ｈ．Ｒ．と略称）の時間が組まれている。これに参加することが進級の条件になっている。

⑵　各学級には学級委員（２名、任期は１学期又は１年）が置かれるが、学級委員は学校（担任）との連絡を密にして学級をまとめること。

実験、実習等で教室を移動する場合には担当教員の指示を受けること。

⑶　出席すべき日とは、授業のある日以外に、開校記念日、工場見学、定期試験日、球技大会、体育祭、文化祭、高専祭及び入学式とする。

10）試験に関する注意事項

開始前の注意

①遅刻 … 試験時間の**２／３以上（４０分）遅刻**した者は、その科目を受験できない。
②試験期間中の座席は出席番号順とし、各机の間隔はできるだけあけること。
③机の上の落書きは、不正行為とみなされるので、きれいに消しておくこと。
④机の中に物品を入れていると不正行為とみなされるので、机の中は空にしておくこと。
⑤座席に持ち込むことができるものは、鉛筆（シャープペンシル・シャープペンシル芯ケースを含む）、消しゴム、定規、鉛筆削り、その他許可されたもの（電卓等）に限る。筆入れ、電卓のケース、**時計、携帯電話等の所持品はバッグ等に入れて教室の後ろに置くこと。**なお、携帯電話の電源は切っておくこと。※プログラム付電卓はメモリーをリセットすること。
⑥体調が悪くどうしても受験できないときは、すぐに担任に申し出ること。
⑦１年生～３年生については、学級委員が試験開始５分前に着席させ、起立・礼の挨拶をし、また、試験が終了し、答案回収・確認後、学級委員が起立・礼の挨拶をさせる。
⑧試験問題配布後のトイレ退出は認めない。

試験中の注意

①問題配布時から私語は一切禁止。
②問題用紙を前列より後方へ速やかに渡す。なお、遅刻者の机にも必ず置いておくこと。
③配布された解答用紙に試験が始まったらすぐに名前を記入する。
④試験中は物品の貸し借りをしないこと。やむをえず借りなければならない時は監督者の許可を得ること。
⑤問題に関する質問は、急を要するとき以外は科目担当教員が来るのを待って行うこと。
⑥試験終了まで全学年中途退出はできない（トイレ退出を除く）。
⑦試験の途中で体調が悪くなりどうしても受験できないときは、監督者に申し出て指示に従うこと。

試験終了時

①試験終了のチャイムで直ちに筆答を止め、鉛筆を置いて終了する。
②最後列の者が速やかに答案用紙を回収する。なお、複数枚のときは、分けずに集める。
③回収忘れがないように、回収する者に答案を渡すこと。
答案提出の遅延行為は不正行為とみなされる場合がある。
④その他の学生は、**答案回収が終わるまで席を立たず、監督者の指示に従うこと。**

不正行為について

①次のような場合は不正行為とみなされるので特に注意すること。

1)他人の答案をのぞき見たり、他人に答案を見せたりすること。

2)指示されたことに違反したり、従わなかったり、その他不正と見なされる行為をすること。

例）★持込みを許可されていない教科書、ノート、そのコピー、参考書、紙片及び携帯電話等を机の上や机の中に置いておくこと。

★ポケットの中に試験に関する紙片や携帯電話等を入れておくこと。

★電卓のケースを座席に持ち込んだり、座席で電池の交換をすること。

②不正行為を行った者は、当該試験科目の試験成績が０点となる。また、成績不振者追試験の受験も認めない。なお、追試験における不正行為や答案返却時の不正行為も同様となる。

欠席について

①病気、その他特にやむをえない事情により受験できない者は、できるだけ事前に電話等で連絡し、試験最終日から３日以内に、欠席届、欠課届又は忌引届に必要な証明書を添え、教育支援係に届け出ること。ただし、学年末試験においては、追試等の指示を受けるため欠席後初めて登校した日に、欠席届又は忌引届に必要な証明書を添え、教育支援係に持参すること。届け出をしない場合は、追試験を受けられません。なお故意に試験を受けなかった者は、当該科目の試験が０点となる。

②病気の場合に必要な証明書（休んだ日数分全部の証明が必要）

★医師の診断書または受診届（本校様式）と受診確認資料（本人宛の病院の領収書の写し等）。

★寮生も欠席した場合は必ず病院を受診し、上記の証明書等を提出する。

★その他、特にやむをえない事情の場合には、必要な証明書、事由書に保護者・担当教員が証明したもの。

③日頃から健康管理に努め、十分に体調を整えて試験に臨むこと。

その他

①試験以外の成績評価（課題レポート等）の著しく重大な不正については、当該科目の最終成績が０点となるので注意すること。

②試験の期間前及び期間中は、ノート、書物、電卓等を紛失しないよう特に注意すること。
（平常から記名しておくこと）

③試験期間中は許可なく教員室、学生課教育支援係に出入りしないこと。

④選択科目について

★選択科目は（コース別も含む）合併して実施する。その際には、科目別に着席すること。

★同一の科目の受験者は、出席番号順に着席し、試験終了時に他の科目の答案用紙と混ざらないように留意すること。

⑤試験結果等について意見がある場合は、答案返却時あるいはその後（答案が返却された翌登校日の放課後まで）、科目担当教員へ直接申し出ること。

受診届

申請日　　年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校　殿

（学籍番号　　）

学科　第　　学年　　組　　番

氏名　　（自署）

私は下記により病院を受診しましたので、受診確認資料を添えて報告します。

記

受診日　　年　　月　　日

症状・所見

出席できない期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

上記の通り証明します。

年　　月　　日

医療機関名

医師名　　印

医療機関医師　殿

上記「受診届」への記入についてよろしくお願いいたします。

佐世保工業高等専門学校長

※受診確認資料 … 領収書（又は診療明細書）の写し

受診届（学校感染症）

申請日　　年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校　殿

（学籍番号　　）

学科　第　　学年　　組　　番

氏名　　（自署）

私は下記により病院を受診しましたので、受診確認資料を添えて報告します。

記

受診日　　年　　月　　日

病名　□インフルエンザ（A・B・その他）　□コロナ　□麻疹
□水痘　□風疹　□百日咳
□結核　□流行性耳下腺炎　□感染性胃腸炎
□その他の感染症（　　）

出席停止期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

上記の通り証明します。

年　　月　　日

医療機関名

医師名　　印

医療機関医師　殿

上記「受診届」への記入についてよろしくお願いいたします。

佐世保工業高等専門学校長

※受診確認資料 … 領収書（又は診療明細書）の写し

11）ＢＹＯＤに関する注意事項

学校における BYOD（Bring Your Own Device）は、個人所有のノートパソコン、タブレット、スマートフォン等のモバイル機器を持ち込み教育に活用する取り組みのことです。

別途、教室掲示の「携帯電話(スマートフォン含む)使用に関する注意事項」に定められている規則を個人所有のノートパソコン、タブレット等にも適用したうえで、担当教員が許可した場合に限り、その授業内でのモバイル機器使用を認めます。

不正使用があった場合は、携帯電話の指導ガイドライン（教室掲示）に従い、
厳正に対処します。

● BYOD にあたり、以下の事項を守らなければならない。

・担当教員により授業中の使用が許可された場合であっても、特別の指示がない限り以下の事を行わないこと。
  ・SNS等への書き込み
  ・授業に関係のないアプリの使用
  ・授業に関係のないサイトの閲覧
  ・呼び出し音・バイブ音・アラーム音等の鳴動
  ・(音声の再生の指示がある場合)イヤホン等を利用しない状態での音声の再生
  ・その他、担当教員が許可していないこと
・情報モラルを守り、法律に違反しないこと。
・付与されたユーザーID やパスワードは厳重に管理すること。
・他人のアカウントで学習管理システム（WebClass等）にログインしないこと。
・学習管理システムにアップロードするデータが著作権等の知的財産を侵害していないこと。
・違法に入手したソフトをインストールしないこと。
・アンチウイルスソフトをインストールし、ウイルス定義ファイルを常に最新の状態に保つこと。
・OS のアップデートを含む機器のメンテナンスおよびデータのバックアップを定期的に行うこと。
・モバイル機器の充電をしてくること（校内のコンセントを用いて許可無く充電をしてはならない)。
・機器の管理を徹底すること（自己責任で管理すること)。
・セキュリティ上の重大な侵害、加害、事故等が発生した場合は、捜査に協力すること。

申請日　令和　　年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校　校長　殿

BYOD における学内無線 LAN（有線含）接続利用申請書

私は、BYOD に関して本校ネットワークシステム利用心得（学生便覧掲載）、ならびに下記の注意事項を遵守いたしますので、モバイル機器（申請者所有物）の無線 LAN 接続の利用を申請します。

<table>
<tr><td>所属学科</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏名（署名）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="5">@st.sasebo.ac.jp</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主に使用する機器</td><td>メーカー名</td><td>製品名</td><td>OS</td><td>MAC アドレス</td><td>タイプ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

タイプ　：　ノートパソコン・タブレット・スマートフォン・電子辞書　等

確認および遵守事項　（確認後、□にチェックを入れること）

□ 教室掲示の「携帯電話（スマートフォン含む）使用に関する注意事項」に定められている規則を個人所有のノートパソコン、タブレット等にも適用したうえで、担当教員が許可した場合に限り、その授業内でのモバイル機器使用を認めます。不正使用があった場合は、携帯電話の指導ガイドライン（教室掲示）に従います。

□ 担当教員により授業中の使用が許可された場合であっても、特別の指示がない限り以下の事を行わないこと。

- □ SNS 等への書き込み
- □ 授業に関係のないアプリの使用
- □ 授業に関係のないサイトの閲覧
- □ 呼び出し音・バイブ音・アラーム音等の鳴動
- □ （音声の再生の指示がある場合）イヤホン等を利用しない状態での音声の再生
- □ その他、担当教員が許可していないこと

□ 情報モラルを守り、法律に違反しないこと。

□ 付与されたユーザーID やパスワードは厳重に管理すること。

□ 他人のアカウントで各種システムにログインしないこと。

□ 学習管理システム（WebClass, Google Classroom等）にアップロードするデータが著作権等の知的財産を侵害していないこと。

□ 違法に入手したソフトをインストールしないこと。

□ アンチウイルスソフトをインストールし、ウイルス定義ファイルを常に最新の状態に保つこと。

□ OS のアップデートを含む機器のメンテナンスおよびデータのバックアップを定期的に行うこと。

□ モバイル機器の充電をしてくること（校内のコンセントを用いて許可なく充電をしてはならない）。

□ 機器の管理を徹底すること（自己責任で管理すること）。

□ セキュリティ上の重大な侵害、加害、事故等が発生した場合は、捜査に協力すること。

12) 学生生活心得

本校の学生は、各人の人生の骨格を形成する重要な時期を、本校で過ごすことになる。この間の生活態度が自己の将来に多大の影響を及ぼすことに思いを致し、以下の「心得」にそった自律的な生活を営むことを期待する。

1　目標の確立

自己の目標をしっかり定めることは、学生各人の現下の急務である。目標が確立すれば、この目標を達成するために今何をすべきかが自ずから分かってくるし、困難に耐える力もわいてくる。青年の生活が輝くのは、現在のためでなく、未来のために生きる時である。目標のない、安易なその日暮らしに陥り、青春を空費するようなことがあってはならない。

2　礼儀、挨拶

礼儀や挨拶は、人と人との交わりを深め、集団生活を円滑に営むために欠くことのできないものである。各人が粗野な言動を慎み、進んで挨拶を行うことに努めれば、教職員と学生、学生相互の間に、敬愛、親和の気風が生まれ、明るい学園生活を送ることができるであろう。

3　環境の美化

生活環境は、そこで生活する人の心に無自覚的影響を及ぼすものであるから軽視してはならない。校内特に教室が清潔であることは、学習の成果を高める一助となる。学園に清爽の気を保つべく、各人が清掃、美化に努めなければならない。

4　余暇の善用、特にクラブ活動への参加

高専は週５日制であり、また大学受験準備から解放されているので、学生は比較的多くの余暇に恵まれることになる（長期休業以外の時期の土、日曜日は、５年間で約350日）。この余暇を善用するか否かは、人間形成の上で大きな差を生ずる。休日等に、クラブ活動、自学自習（学校の勉強に限らない）、読書、ボランティア活動などに励むことは大きなみのりをもたらす。特にクラブ活動に参加することは、単に趣味の楽しみを深めることになるだけでなく、能力や人格の育成に資するところが大きい。

それは、長期にわたって活動を持続することによって技術、知識、体力、精神力、協調性、指導力、克己心等を身につけることになるからである。これに反し、アルバイトにふけることは往々にして学生生活のリズムを崩し、勉学の妨げになる。アルバイトによって得るものよりも失うものの方がはるかに大きいことを思うべきである。

5　校則、寮則、モラル、交通法規等の遵守

校則や寮則は、個々の学生が健全な学生生活を営むため、また学校や学寮の秩序を保って教育の実を挙げるために定められたものである。また社会通念となっているルールやモラルは、対人関係を良好に保つために必要な約束ごとである。これを守らなければ信用を失ったり、人に不快感を与えたり、迷惑を及ぼしたりすることになる。さらにまた、交通法規に従わなかった場合加害者として、あるいは被害者として深刻な状況に直面することになることは常に意識しておくべきである。学校、社会の諸規則の存在理由を認識し、進んでこれらを守る態度を養う必要がある。

6　交際について

交際は、互いの人格に対する敬意に基づき、年齢や、学生であるという立場をわきまえた健全なものでなければならない。

13）学生生活細則

1　服　装

⑴低学年生（１～３年生）

日本社会において、学校の制服は、冠婚葬祭等、公式な場においても、礼を失することのない正装として認められている。

また、本校の冬の制服が基調としているブレザーおよびネクタイという服装には、社会人に求められる服装の予行としての意味も込められている。

以上のことから、制服の着こなしには、本校生としての品位を保つことを求める。品位に欠けると思われる着こなしについては、改善を求めることがある。

①登下校時（休日・休業中の部活動等による登下校も含める）には必ず本校指定の制服を着用しなければならない。また授業時間（体育や実験・実習等を除く）や校内外の学校行事にも、特に指示がない限り、本校指定の制服を着用しなければならない。

②本校の男子制服は次のように定める。

１）冬服…本校指定のブレザー、スラックス、カッターシャツ、ネクタイ。

・防寒のため、ブレザーの下にベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒のものとする。

２）夏服…本校指定の半袖シャツ（ロゴマーク入り）、スラックス（ロゴマーク入り）。

・ベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒色のものとする。

③本校の女子制服は次のように定める。

１）冬服…本校指定のブレザー、スカート、スラックス、キュロットスカート、ブラウス、ネクタイ。

・防寒のため、ブレザーの下にベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒のものとする。

２）夏服…本校指定の半袖シャツ（ロゴマーク入り）、スカート（ロゴマーク入り）、スラックス、キュロットスカート。

・ベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒色のものとする。

④おおよその目安として、10月～４月は冬服着用、５月は冬服から夏服への移行期間、６月～８月は夏服着用、９月は夏服から冬服への移行期間とする。但し、その年々の気候等に応じて期間を変更する場合があるので、その都度の指示に従うこと。

⑤制服・ネクタイの改造、見苦しい着用は禁止する。冬服着用時は、カッターシャツのすそ出しを禁止する。スカート丈は採寸時の寸法とし、スカートの先端が膝頭の中心より下にくることとする。

⑥ベルトは必ず締めることとする。ベルトは黒色で標準型のものとし、華美なものは禁止する。

⑦靴は黒の革靴とする。特に、黒のローファー型の革靴の着用が望ましい。黒もしくは白系統の運動靴も許可するが、入学式等の式典、特に指定する学校行事の際には、黒の革靴を着用しなければならない。また、かかとをつぶした着用は禁止する。

⑧靴下は、紺色のレギュラー丈のものとする。白色または黒色のレギュラー丈のものも許可するが、入学式・始業式・終業式等の式典、特に指定する学校行事の際には、紺色の靴下を着用しなければならない。

⑨通学鞄は、本校推奨のものを使用することが望ましい。

⑩コートは、単色無地で、黒色・紺色・グレー・ベージュのもののみ認める。

⑪マフラーの教室内での着用は禁止する。

⑫頭髪については、本校学生として誇りを持ち、清楚で品のある髪型を心がけなければならない。特に頭髪の脱色・染色やパーマは禁止する。

⑬化粧やピアス着用は禁止する。

⑭怪我や病気等によりやむを得ず異装をしようとする場合は、あらかじめ担任に届け出て、学生主事室の許可を得なければならない。

⑵高学年生（４・５年生）

本校の学生としての誇りを持ち、清潔感があり、時と場所や場合に応じた、品位のある身だしなみを心がけなければならない。

①露出度の高い服（ランニング、キャミソール等）は、男女ともに禁止する。授業時間（体育や実験・実習等を除く）の服装は、登校時と同様のものとし、トレーニングウェア、コート等を着用して受講することは認めない。学校行事等により、学校が服装について指示する時は、それに従うこと。

②特別な事情がない限り、草履、サンダル、スリッパ、ミュール、下駄等のかかとに固定できない履物は禁止する。

③ピアス着用は、体育や実験・実習、クラブ活動等においては禁止する。

④怪我や病気等によりやむを得ず異装をしようとする場合は、あらかじめ担任に届け出て、学生主事室の許可を得なければならない。

２　校内生活

⑴　来客、教職員、年長者との応対には礼を失しないように注意し、廊下などですれちがう時は軽く挨拶すること。

⑵　自分の貴重品は、各自が細心の注意を払って管理すること。貴重品は鍵をつけた個人用ロッカーに保管するなど、盗難の防止に努めること。

⑶　所持品には必ず記名すること。

⑷　拾得物は生活支援係に届けること。

⑸　朝の登校時には学生用掲示を見た上で、学生用昇降口から校舎に入ること。

⑹　休講時、休み時間等に、みだりに校外に出てはならない。空き時間には図書館を有効に利用すること。

⑺　教室やロッカーの上に、教科書類、シューズ、体操服、空びん、缶、ペットボトル等を放置しないこと。
⑻　校舎内外の清潔に留意し、公共物を大切にすること。
⑼　掃除当番はその責任を忠実に果たし、特に次の諸点に留意すること。
イ　教室及び廊下の床のごみ・ちりは、ほうきで掃き取ること。
ロ　黒板は毎授業終了後にきれいに消し、放課後黒板の溝の粉末を除去すること。
ハ　下校時には教卓、机、椅子などを整頓し、窓、カーテン、ドアを閉め消灯すること。

３　校外生活

⑴午後10時以降の外出は禁止する。午後８時以降の外出も、できるだけ慎むこと。
⑵風俗営業、有害興業、ギャンブルを行う場所、遊戯場（パチンコ屋、マージャン屋など）への低学年生（１～３年）の立ち入りを禁止する。上級生も、立ち入らないことが望ましい。
⑶校外で警察や青少年教育センターの補導員などの補導を受けた時は、素直にその補導に従うこと。特に、深夜徘徊、喫煙、その他の非行で補導された場合は、速やかに学生主事へ申し出ること。（申し出れば、学校の指導・処分は、原則として、申し出なかった場合より軽くなる。）

４　携帯電話

本校生は、携帯電話（スマートフォン等モバイル通信端末を含む）の使用にあたっては、以下の禁止事項を守らなくてはならない。
⑴学校の内外を問わず必ず守らなくてはならないこと。
①有害サイト（出会い系その他）にアクセスしてはならない。
②楽曲・ゲームその他著作権で保護されたソフト類を不正にダウンロードしてはならない。
③その他（嫌がらせメール、なり済ましメール、カメラ機能を用いた盗撮、他人の携帯電話の無断使用・不正アクセス・窃盗等）、不適切な携帯電話の使用をしてはならない。
⑵校内で必ず守らなくてはならないこと。
①授業・実験・実習中に使用（呼び出し音、バイブ音を鳴らすことを含む）してはならない。
②携帯電話をゲーム機として使用してはならない。
③校内のコンセントを用いて許可なく充電をしてはならない。

５　クラブ参加（学生会会則第47条より）

学生はクラブ活動に参加することが望ましい。ただし、文化局に属する部同士の場合を除き、２つの部に所属する場合は、互いに異なる局でなければならない。

６　アルバイト

⑴１～３年生のアルバイトは原則として禁止する。但し、長期休業中の健全な職種、３年生の家庭教師、経済的理由でやむを得ない場合などは許可することがあるので、所定の許可願を提出して許可を求めること。

⑵４、５年生も余暇の善用を心がけ、アルバイトはなるべくしないことが望ましい。危険を伴う職種、深夜作業、風俗営業などのアルバイトは禁止する。

７　喫煙、飲酒

学生の喫煙（電子タバコを含む）、飲酒（成人者を対象としたノンアルコール飲料を含む）は禁止する。

ただし、20歳以上の学生については、学校・学寮内及びその周辺（半径１kmの区域）、また学校最寄りの駅・バス停以外の場所では許容するが、公的団体行動の場合は禁止する。

喫煙は健康に害があるので、成人者といえども慎むことが望ましい。

８　運転免許取得及び車両運転

このことについては、次章「車両運転等に関する学生心得」に定めてあるので熟読のうえ、これを遵守しなければならない。

附　則

この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，令和６年４月１日から施行する。

14）車両運転等に関する学生心得

本校学生は、今日の社会における自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下車両という。）の運転が重大な責任と危険を伴うことを深く認識し、在学中は車両の運転を極力自粛するよう心掛けねばならない。

従って、以下に掲げる心得を厳守すること。なお、その心得に違反した場合は、本校の補導措置基準に基づき指導又は処分する。その際、自分から申し出た違反行為については、それに対する指導・処分を、原則として、申し出なかった場合よりも軽くする。

１　運転免許取得について

⑴　**３年次３月１日以前の免許取得は原則として禁止する。また、３年次冬期休業期間スタート以前の自動車学校・教習所等への入学・入校は原則として禁止する。**但し、家庭の事情、その他特別の理由により車両運転を必要とする場合は許可することがあるので、所定の車両運転免許取得許可願及び車両運転許可願に保護者直筆の理由を添え、学級担任を経て学生主事へ提出し、その許可を求めること。

⑵　運転教習を受ける場合は、本校の授業に支障のない時間を使用すること。

２　車両使用に当っての遵守事項

⑴　他に率先して交通法規及び交通道徳を守り、安全運転に徹すること。

⑵　**交通違反をした場合及び交通事故の当事者になった場合は、必ず、速やかに学生主事へ申出て、その指示により所定の届を提出すること。**

⑶　自賠法による強制保険のほか、任意対人賠償保険に必ず加入しておくこと。（対物賠償保険への加入も望ましい。）

⑷　事故に結び付く可能性が大きいので、車両の貸し借りはしないこと。

⑸　みだりに人を同乗させないこと。特に自動二輪車の二人乗りは厳に慎むこと。

３　車両通学について

⑴　**車両通学の定義：通常の登下校のため車両を運転すること。及び、放課後や休業中（日曜日、祝日を含む。）にクラブ活動、卒研などで登校するため車両を運転すること。**

⑵　**無許可で車両通学することは、校外に駐車する場合を含め、禁止する。無許可車両通学に対しては、初回で校内謹慎１日以上、再度の場合は校内謹慎３日以上の処分を科す。**

⑶　１～３年生の車両通学は認めない。４、５年生及び専攻科生で車両通学を希望する者は、申請する学期の直近の安全講習会を受講し、所定の車両通学許可申請書の発行を受け、申請する学期の開始月に所定の書類を学級担任（専攻科生は専攻科副科長）を経て学生主事へ提出し、その許可を求めなければならない。

提出書類；（ア）車両通学許可申請書（イ）免許証のコピー（ウ）運転記録証明書
（エ）任意保険証書のコピー（対人賠償無制限）
（オ）通学経路の地図のコピー

特別の理由により期限付で許可申請をする場合は、上記の（ア）を臨時車両通学許可申請書とし、（ウ）は省くことができる。

⑷　許可車両と基準：下記の通学距離を目安とし、審査のうえ許可する。

○原動機付自転車、自動二輪車（排気量125cc未満）：２～20km
※ただし、専攻科生は、排気量250cc未満：１km以上

○軽自動車、普通乗用車：10～40km
※ただし、専攻科生は１km以上

⑸　車両通学許可車の遵守事項

ア　本校が年２回行う交通安全講習会に必ず参加すること。

イ　登下校時に限らず、交通違反をした場合及び交通事故の当事者になった場合は、必ず、速やかに学生主事に申出て、指導及び処分に従うこと。

ウ　次年度に継続して車両通学を希望する者は、あらためて次年度の許可申請をすること。

エ　許可証を運転免許証と共に常時携帯し、所定のステッカーを車体の指定された場所に貼っておくこと。

オ　許可された車両は、本校が指定した場所以外に駐車してはならない。
なお、施錠を怠らずヘルメット等の紛失防止に努めること。

カ　車両使用は原則として登下校時に限るものとする。昼休みなどにやむを得ない用事で使用する場合は、学生主事か学生主事補に申し出ること。

キ　学校構内では徐行運転（20km/h以下）とし、むやみに乗り回さないこと。

ク　学生用車両進入禁止区域に乗り入れてはならない。

ケ　事故に結び付く可能性が大きいので、車両の貸し借りはしないこと。

コ　四輪車に人を同乗させないこと。二輪車の二人乗りは禁止する。

ア　ル　バ　イ　ト　許　可　願

令和　　年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

（本　人）
学科　　年　　組　　番

氏　名 ……印

現住所 …… TEL ……

（保護者）
氏　名 ……印

現住所 …… TEL ……

下記によりアルバイトをしたいので、ご許可くださるようお願いします。

記

1. アルバイト先名称 ……

2. アルバイト先住所 …… TEL ……

3. 職種（詳しく）
（　　）

4. 就労期間及び時間　　月　　日　から　　月　　日
時　　分　から　　時　　分

5. アルバイトをする理由
（　　）

6. アルバイトを世話した者
(1) 氏　名 ……

(2) 本人との関係 ……

7. 許可書の発行　（　要　・　不要　）　※ どちらかを〇で囲んで下さい。

① 学級担任	→	② 寮務主事	→	③ 学生主事

（注）　①から③の順番で許可印をもらい生活支援係に提出すること。
なお、寮生以外の人は②の寮務主事の許可印はいりません。

受付番号		許可・不許可	担当：	※学生主事室使用欄

車両通学許可申請書（※太枠欄は全て記入のこと）

新規・継続	普通車・　軽　（ AT ・ MT ）・二輪（　　cc）	申請日	令和　　年　　月　　日

※該当を〇で囲む（四輪：通学に使用する車のトランスミッション、二輪：排気量を記載）

クラス（申請時）	本　科　　工学科 専攻科　　年　　番　　工学系	学級担任署名（申請時）	
申請者氏名	男・女	保護者署名	
携帯電話（緊急連絡先）		自宅（帰省先）電話番号	
メールアドレス	@st.sasebo.ac.jp	車両所有者署名	
通学元住所	〒		

学年	通学方法（入寮状況）	通学費用（1ヶ月）		自宅からの通学方法の詳細	
1年		円		(1) 高専までの距離（車両通学時の最短距離）	km
2年		円		(2) 公共交通機関を利用した場合	
3年		円		(a) 最寄り駅（バス停）までの距離	km
4年		円		(b) 最寄り駅（バス停）名	
5年		円		(c) 降車駅（バス停）名	
専攻科1年		円		(d) 降車駅（バス停）から高専までの距離	km
専攻科2年		円		(e) 通学時間の合計	分

車両通学を必要とする理由（学業上，通学安全上の理由等）

誓約書

車両通学許可を受けた上は、交通ルールを遵守して安全運転を常に心掛け、佐世保高専の車両通学に関する決まりや指導に従うことを誓います。決まりや指導に従わなかった場合は、許可取消処分に応じます。

本人署名

※署名の不正などが見つかった場合、申請書は受理されません。

佐世保高専 車両通学許可証（令和　　年度）

駐車枠番号（※二輪は 900 番台の識別番号（枠指定なし））

※学内駐車中は本許可証を常にダッシュボードへ掲示すること

通学許可印 押印位置

年　　月　　日 許可

車両メーカー（トヨタ等）	車種（カローラ等）・色	車両番号（佐世保 500・あ・1234 等）
	・	
（予備欄）	（予備欄）	（予備欄）

やまおり

運転免許証カラーコピー貼付欄	車両写真貼付欄（学生本人および車両番号が確認できるもの）
（カラーコピー，90W×60H）	枠内に収まるように， 切って貼ってください． （カラー写真，100W×80H）

車両通学許可取消行為および取消日数の例		
学校構内での対人・対物接触事故	2日以上	
学校構内での徐行義務違反（20km/h 以上）		
許可時間帯外（昼休み等）の車両使用	3日以上	
交通安全講習会の無断欠席、車両の貸し借り、無許可の同乗者同伴、二輪車の二人乗り		14日以上
重大交通違反・事故等（対人事故・多額賠償の物損など）		28日以上
本書類に虚偽の記載をした場合、本書類の記載事項に変更があった場合に無届けの場合		無期限

※裏面右側に通学（運転）経路地図（**Google マップにて距離表記**）のコピー
（四輪：10～40km、二輪：2～20km 以内であること）を貼付のこと．

※裏面右側に運転記録証明書を貼付のこと．（但し申請時免許取得から 3 か月未満の場合、不要）

※裏面左側に任意保険証書のコピー（契約者、**車両番号**、保険期間、運転者条件（申請者が適用されること）、対人賠償無制限が確認できるもの）を貼付．**該当箇所をラインマーカーでチェック**すること．

認印	学生主事	学級担任

車両運転免許取得許可願
（１～３年生）

令和　　年　　月　　日

学　生　主　事　殿

学科　　年　　組　氏名　　㊞

下記により車両運転免許を取得したいので、許可願います。

記

１．免許の種類

２．取得予定日

以下、保護者が直筆で詳しくご記入ください。

３．取得を必要とする理由

４．車の具体的な使い方

５．運転の時期・地域（区間）

上記のことに違反した場合および交通事故、違反等を起こした場合は、学校の補導措置に従います。

令和　　年　　月　　日

保護者氏名　　㊞

本人との続柄

現住所

連絡先

電話

証　　明　　書

（低学年生運転免許取得用）

＿＿＿＿＿＿学科＿＿年＿＿組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の学生は、本校において、車両運転免許取得の許可を受けていることを証します。

免許の種類

条件等　　運転教習を受ける場合は、本校の授業に支障のないようにすること。

令和　　年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校　学生主事　　㊞

認印	学生主事	学級担任

１～３年生の車両運転許可願

令和　　年　　月　　日

学　生　主　事　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿学科＿＿年＿＿組

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿電話＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿電話＿＿＿＿＿

下記のとおり、車両を運転したいので、許可願います。

記

１．運転する車両の種類及び登録番号

２．運転する時期・期間等

３．運転する理由（以下に保護者が直筆で詳しく記入して下さい。）

15）学生懲戒等の標準指針

佐世保工業高等専門学校学則 40 条による懲戒・指導については、学生補導措置基準及び車両運転に関する補導措置基準に基づいて行う。なお、懲戒等の標準的な量定は、以下に示すとおりとする。

懲戒の対象となる行為	懲戒				指導	
	退学	停学	訓告	謹慎	説諭	注意
法令に違反する行為 *（交通事故・違反以外）	○	○	○	○	○	
交通違反・交通事故・車両運転心得違反 **	○	○	○	○	○	○
深夜徘徊		○	○	○	○	
情報端末・SNS 等に関連した問題行為	○	○	○	○	○	
試験や成績評価に対する不正行為	○	○				
飲酒・喫煙及び飲酒・喫煙ほう助		○	○	○		
学寮への無断立ち入り、異性棟立ち入り	○	○	○	○	○	
いじめ及びハラスメントに該当する行為	○	○	○	○	○	○
その他、学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信頼を失墜させる行為	○	○	○	○	○	○

* 暴力脅迫行為、詐欺行為、窃盗、不健全遊興 (ほう助)、破廉恥行為等

**「車両運転等に関する学生心得」

16）学生褒章基準

昭和６０年　３月１１日制定
平成　７年　４月　１日改正
平成３０年　７月　５日改正
平成３０年１２月　６日改正
令和　３年　４月　１日改正
令和　４年１２月１５日改正
令和　６年　４月　１日改正

学則第３９条関係

賞の種類	受賞対象者	表彰の方法	選考手続
功労賞	１　学生会会長、学生会副会長、寮長経験者 ２　学生会活動、寮生会活動において顕著な功績があった者	卒業式後の表彰式で賞状を授与	学生主事、寮務主事が推薦、厚生補導委員会で選考
成績優秀賞	５年間を通じて成績が上位で，人物の優れた者 （注）各学科１名とする。	卒業式後の表彰式で賞状を授与	学科会議の義に基づき学科長が推薦、教務委員会で選考
学年成績優秀賞	４年生以下の学生で、学年成績において平均点が 90 点以上あるいは学級順位が１位（ただし平均点 87 点以上）でありかつ、人物の優れた者	賞状を授与	教務委員会で選考
成績向上賞	４年生以下の学生で，学年末において学業成績が著しく向上し、かつ人物の優れた者 注）選考の基準は、１年生については前学期の成績と比較し、２年生以上の者については前学年の成績と比較して、学級順位が 10 位以内の者は 5 番以上、11 位の者は 6 番以上、12 位から 20 位の者は 7 番以上、21 位の者は 8 番以上、22 位以下の者は 9 番以上向上した者	賞状を授与	学級担任が推薦、教務委員会で選考
課外活動賞	１　全国高専体育大会若しくはそれに準じる大会又はコンクール等において団体優勝したクラブの５年生登録者、及びクラブに対する貢献度が登録者に比して遜色のない５年生部員 ２(1)全国高専体育大会若しくはそれに準ずる大会又はコンクール等において個人優勝した者 (2)国体、全日本選手権大会等、全国規模の大会で入賞した者 〔(1)、(2)とも優勝、又は入賞した学年は問わない。〕 ３(1)優れた指導力を発揮し、クラブを隆盛に導いた者 (2)選手としての活動が顕著であった者。 (3)マネージャーとしてクラブへの貢献度が極めて高かった者 ４　クラブ活動以外の課外活動で特に優れた成果をあげた者 （注）２及び３の該当者は、特別な理由がない限り５年次まで部員であった者とする。	卒業式後の表彰式で賞状を授与	１及び２は学生主事が推薦、厚生補導委員会で選考 ３はクラブ顧問教員、年度後期部長会が推薦、クラブ顧問会議で選考 ４は教員等が推薦、厚生補導委員会で選考
学習支援貢献賞	放課後学習会・復習会の運営、実施等に関して顕著な功績があった者 （イ）４年以下 （ロ）５年生	(イ)賞状を授与 (ロ)卒業式後の表彰式で賞状を授与	学習支援室長が推薦、教務委員会で選考
特別賞	顕著なボランティア活動をした者、人命を救助した者	厚生補導委員会で判断	厚生補導委員会で選考
（注）上記の賞を受賞するに値する行為があっても、その行為がなされた日若しくは始められた日から受賞するまでの期間に、停学処分又は校内謹慎処分を受けた者は、その受賞対象者としない。			
その他の表彰	高専体育大会・県体・新人戦等の各種大会、校内外のスピーチコンテスト・読書感想文コンクール・検定試験等において、入賞間又は合格したクラブや個人	１　賞状、賞品、カップ等と共に披露 ２　掲示により広報	担当教員が推薦、 教務主事及び学生主事が選考

17）学生が行う掲示に関する取扱い基準

校内において学生が行う掲示に関する取扱いについては、学生準則第27条によるほか、当分の間次の基準によるものとする。

1．掲示の場所

学生が掲示物を掲示することのできる場所は、原則として次の場所にかぎる。

⑴　学生昇降口の掲示板（学生会）

⑵　各教室の掲示板

ただし、⑵の掲示板はそのクラス担任教員の了承を受けて使用するものとする。なお、個人的な内容のものは、別に設置される伝言板を利用することを原則とし、その使用については、本基準の２、４、６を準用する。

2．掲示期間

掲示期間は７日以内を原則とするが、特別な理由がある場合は延長を認めることができる。

3．掲示物の形式

掲示物の大きさはＢ２版型（洋紙４枚大）を限度とする。

4．掲示物の内容

掲示物の内容が、次に掲げる基準に照らして不適当と認められるときは、許可されない。

⑴　不体裁で品位に欠けるもの、また、誤字や誤記の多いもの。

⑵　特定の個人、法人、機関等を誹謗し、又は、その名誉を傷つけるもの。

⑶　宗教的活動に関するもので、学校の宗教上の中立性をそこなうおそれのあるもの。

⑷　政治問題に関するもので、学校の政治的中立性をそこなうおそれのあるもの。

⑸　営利に関するもの。（学生の福利厚生のため行うものを除く。）

⑹　違法な内容のもの。又は、違法行為をそそのかすもの。

⑺　掲示責任者の記載のないもの。

⑻　その他教育上明らかに弊害があると思われるもの。

5．学生会長の判断で行うことのできる掲示

次に掲げる範囲内の掲示物が、この掲示に関する取扱い基準に違反していないかぎり、学生会長は掲示期間を明示し、会長印を押印して掲示を行うことができる。

⑴　学生会所属の各クラブ員又は同好会員の会合等に関する連絡事項

(2) 学生会から部長会、クラブ・同好会に対して行う連絡事項
(3) 学生会会計に関する連絡事項
(4) 学校の年度行事計画において許可された学生会行事に関する連絡事項

6．掲示物の撤去

掲示期間を経過している掲示物及びこの基準の趣旨に違反する掲示物は撤去するものとする。

附　則

この基準は、平成16年４月１日から実施する。

18）佐世保工業高等専門学校学生会会則

（平成16年４月１日制定）

佐世保工業高等専門学校学生会会則（昭和39年１月25日制定）の全部を改正する。

第１章　総則

第１条　本会は、佐世保工業高等専門学校学生会と称する。

第２条　本会は、学生の自主的な活動を通じて、心身の練磨に努め、豊かな人間性を養い、会員相互の親睦を図り、明朗な学園を建設するとともに、良き社会人としての資質を育成することを目的とする。

第３条　本会は、本校学生全員をもって構成し、全教員は本会の指導にあたるものとする。

第４条　規約の制定、変更及び毎年度の事業計画書、収支予算書等すべての決議事項については、校長の承認を受けなければならない。

第２章　機関

第５条　本会の運営を図るため次の機関を置く。ただし、実行委員会は必要に応じて置くものとする。

一　総　　会
二　評　議　会
三　執行委員会
四　風紀委員会
五　学　級　会
六　部　長　会
七　選挙管理委員会
八　実行委員会

第１節　総会

第６条　総会は、全会員で構成し、本会の最高議決機関とする。会員は、総会に出席し、自由に意志を表示する権利を有するとともにその決議に従う義務を有する。

第７条　総会は、毎年５月・11月に開催する。ただし、次の場合は臨時に開催しなければならない。

一　評議会が必要と認めたとき。
二　会員の３分の１以上の請求があったとき。

第８条　総会は、会長が招集し、議長、副議長はその都度選出する。

第９条　会長は、総会開催10日前に、議題及び必要事項を告示しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

第10条　総会は、会員の３分の２以上の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数によって決する。賛否同数の場合は議長が決する。ただし、会則改廃の場合は全会員の３分の２以上の賛成を必要とする。

第11条　総会は、次の事項を審議決定する。

一　本会の事業計画に関すること。

二　本会の予算、決算に関すること。

三　本会の会則改廃に関すること。

四　評議会が必要と認めたこと。

第２節　評議会

第12条　評議会は、各学級から２名ずつ選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議決定する。

第13条　評議会は、次の場合開催する。

一　執行委員会が必要と認めたとき。

二　評議員の３分の１以上の請求があったとき。

第14条　評議会の議長、副議長及び書記は、その都度選出する。

第15条　評議会は議長が招集する。ただし､監査を互選するときは会長がこれを招集する。

第16条　評議会は、評議員の３分の２以上の出席をもって成立し、その決議は、出席者の過半数を必要とする。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第３節　執行委員会

第17条　執行委員会は、会長、副会長、局長、副局長、書記、渉外、会計、総務及び情報広報をもって構成し、学生会の事務を処理する。

第18条　執行委員会は、毎週１回会長が招集する。ただし、次の場合は臨時に開催しなければならない。

一　会長が必要と認めたとき。

二　執行委員の３分の１以上が必要と認めたとき。

第19条　執行委員会は、執行委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

第20条　執行委員会の任務は次のとおりとする。

一　総会及び評議会において承認された方針に従って執行すること。

二　学生会の事業計画書及び予算案を作成すること。

三　その他必要事項に関すること。

第21条　執行委員会は校内活動、行事運営および地域交流を行う際、必要に応じて実行委員会とは別に、委員会を設置することができる。委員会を設置する場合、委員長、副委員長を別に定め、会長が全学生の中より指名する。また、第４章第53条の項には当てはまらない。

第４節　風紀委員会

第22条　上記、第21条に則し、本校学生会に風紀委員会を設置する。

第23条　風紀委員会は、加入希望学生をもって構成し、校内や教室美化に率先して取り組み、全学生に美化活動を促進させる。

第24条　風紀委員の任期は１年とし、再任は妨げない。また、第４章第53条の項には当てはまらない。

第25条　委員長、副委員長をそれぞれ１名ずつ置き、執行委員会の一員として会長が全学生の中より指名する。

第５節　学級会

第26条　学級会は、各学級学生をもって構成する。

第27条　学級会は、各学級において評議員２名及び選挙管理委員１名を選出する。

第28条　学級会は、次の場合開催する。

一　評議会又は執行委員会が必要と認めたとき。

二　各学級の評議員が必要と認めたとき。

三　学級構成員の４分の１以上の請求があったとき。

第29条　学級評議員は、その学級を代表し、学級会の運営にあたる。

第６節　部長会

第30条　部長会は、各局の局長、副局長及び各部の部長をもって構成し、各部間の調整を図る。

第31条　局長は、その局を代表し、局の指導教員と密接な連絡を保ち、適宜部長会を招集する。

第32条　部長は、その部を代表し、部の指導教員と密接な連絡を保ち、部の指導育成にあたる。

第33条　副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときこれを代行する。

第34条　部長及び副部長は、各部において互選する。

第35条　部長会は、次の場合開催する。

一　評議会が必要と認めたとき。

二　局長が必要と認めたとき。

三　執行委員会が必要と認めたとき。

四　部長の３分の１以上の請求があったとき。

第36条　部長会は、定員の３分の２以上の出席をもって成立する。

第７節　選挙管理委員会

第37条　選挙管理委員会は、各学級から１名ずつ選出された選挙管理委員をもって構成する。

第38条　選挙管理委員会に、委員の互選による選挙管理委員長１名を置く。

第39条　選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、会務を総理する。

第40条　選挙管理委員会は、次の業務を行う。

一　会長の選挙に関すること。

二　会長の解職投票に関すること。

三　会長の任命書の発行

四　本会選挙事務の記録の作成

第８節　実行委員会

第41条　本会の活動を円滑にするために、次の実行委員会を置くことができる。

一　体育祭実行委員会

二　文化祭実行委員会

三　高専祭実行委員会

四　競技大会実行委員会

五　その他、執行委員会の定めるもの。

第42条　実行委員会の結成時期及び委員の構成は、執行委員会において決定する。

第43条　実行委員会は、原則として実行委員長及び会計責任者、それぞれ１名を置かなければならない。

第44条　実行委員会の委員長及び会計責任者は、実行委員会において互選する。

第45条　実行委員会の業務が終了したとき、会長は、これを解散する。

第３章　機構

第46条　本会の目的達成のため部活動を展開するにあたって、次の局、部及び同好会を設ける。

一　文化局……総合文化部（文芸班、写真班、美術班、華道班、囲碁・将棋班）、パソコンクラブ、サイエンスクラブ、自動車部、吹奏楽部

二　体育局……陸上部、野球部、ラグビー部、バスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部、卓球部、剣道部、サッカー部、水泳部、テニス部、バドミントン部、ハンドボール部

三　同好会……軽音楽、英会話、ダンス

第47条　会員は、クラブに参加することが望ましい。ただし、文化局に属する部同士の場合を除き、２つの部に所属する場合は互いに異なる局でなければならない。

第48条　局部の新設、合併及び廃止は、評議会の審議を経て総会の承認を得なければならない。

第４章　役員

第49条　本会に次の役員を置く。

一	会長	1　名
二	副会長	1　名
三	局長	2　名
四	副局長	2　名
五	書記	2　名
六	渉外	2　名
七	会計	若干名
八	総務	若干名
九	情報広報	若干名
十	評議員	40　名
十一	監査	1　名
十二	選挙管理委員	20　名

第50条　会長、副会長は、立候補制による総選挙で選出する。局長、副局長、書記、会計、総務及び情報広報は会長が全学生の中より指名する。評議員及び選挙管理委員の選出は別に定める。また、監査は、評議会において互選する。なお、選挙に関する詳細は別に定める。

第51条　役員の任務は次のとおりとする。

一　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

二　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

三　局長は、局を代表し、局務を総理する。

四　副局長は、局長を補佐し、局長事故あるときはこれを代行する。

五　書記は、本会の庶務を処理する。また、会長、副会長に事故があるときはこれを代行する。

六　渉外は、他高専との交流を円滑に行うため、執行委員会と他高専の連絡調整にあたる。

七　情報広報は、学生会活動について広く学生に知ってもらうために活動を行うものとする。

八　会計は、本会の会計事務を処理する。

九　総務は、会務の円滑を図るため、執行委員会と全学生との連絡調整にあたる。

十　評議員は、総会及び評議会の運営にあたる。

十一　監査は、本会の会計事務の監査及び各部の物品調査を行い、その結果を会計の中間報告及び決算報告の際に評議会に報告する。

十二　選挙管理委員は、本会の選挙事務を処理する。

第52条　役員の任期は１年とし、執行委員は11月15日から翌年11月14日まで、評議員監査及び選挙管理委員は４月より翌年３月までとする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員を生じたときは、その都度選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第53条　執行委員及び選挙管理委員は、他の役員を兼ねることはできない。

第５章　会計

第54条　本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第55条　会費などの金額及び納入方法は別に定める。

第56条　会員は、すべて入会金及び会費を納付しなければならない。一旦納付した会費等は返還しない。

第57条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

附　則

この会則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和７年４月１日から施行する。

学　生　会　機　構　図

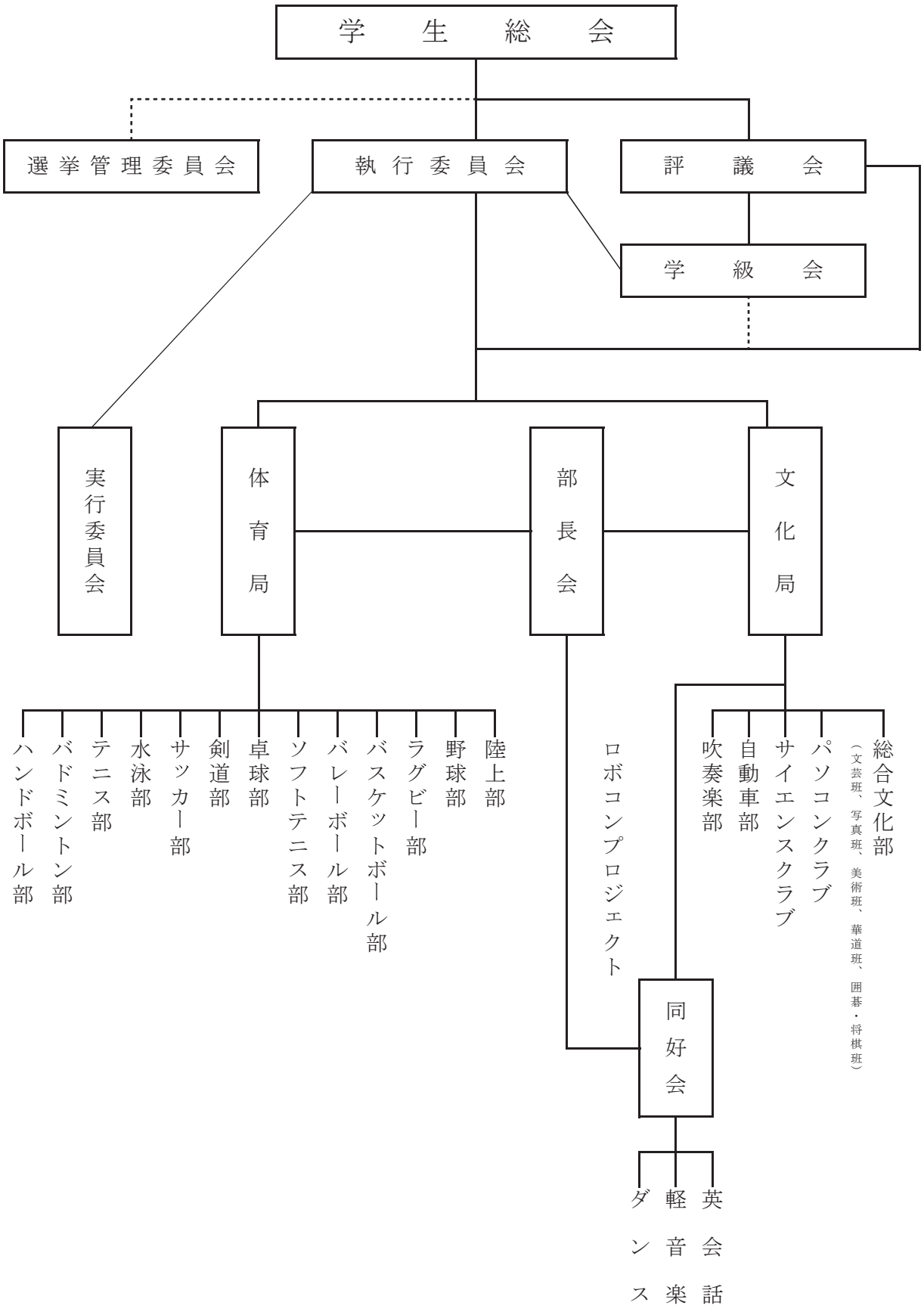
学　生　総　会
選挙管理委員会
執行委員会
評　議　会
学　級　会
実行委員会
体育局
部長会
文化局
陸上部
野球部
ラグビー部
バスケットボール部
バレーボール部
ソフトテニス部
卓球部
剣道部
サッカー部
水泳部
テニス部
バドミントン部
ハンドボール部
ロボコンプロジェクト
同好会
英会話
軽音楽
ダンス
総合文化部
（文芸班、写真班、美術班、華道班、囲碁・将棋班）
パソコンクラブ
サイエンスクラブ
自動車部
吹奏楽部

19）佐世保工業高等専門学校学生会準則

（平成16年４月１日制定）

佐世保工業高等専門学校学生会準則（昭和37年４月１日制定）の全部を改正する。

第１条　学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育に資することを目的とする。

第２条　学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一　学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。

二　健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。

三　心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。

四　学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。

五　学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第３条　学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則、その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

一　学生会は、学校の教育方針にのっとり、学校の教育使命の達成に寄与しなければならない。

二　学生会は、本来の目的使命にのっとり、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱す活動を行ってはならない。

三　学生は、学生会の運営について、つねに深い関心をはらい、その活動に積極的に参加しなければならない。

四　学生会は、会員の総意に基づいて運営されなければならない。また、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵してはならない。

五　学生会は、学外活動を行うにあたっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動しなければならない。

六　学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合にかぎり学外団体に加盟することができる。

第４条　学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

２　学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第５条　学生会に、総会、評議会、執行委員会、役員、局及び部を置く。

２　総会は、少なくとも年１回開催するものとする。

３　評議会は、学級及び局ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。

4　役員は、学生会の事務を処理する。なお役員の選出については別に定める。
5　局の種類は、文化局及び体育局とする。
6　局をその活動内容に応じて相当数の部に分ける。
7　学生は、その希望によって部に所属するものとする。

第6条　学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2　規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。
　一　名称
　二　目的
　三　構成
　四　組織
　五　役員の種類、任務及びその任期
　六　総会、評議会の機能と権限
　七　局、部及び同好会の種類とそれらの機能
　八　会費に関すること。
　九　会計に関すること。
　十　校長の最終決定権や担当の教員の指導に関すること。
十一　会議の招集に関すること。
十二　部活動の連絡調整に関すること。
十三　選挙に関すること。
十四　会議、各局、会計、選挙等の細則に関すること。
十五　事業計画及び予算決算に関すること。
十六　規約の改正に関すること。
十七　規約発効の期日に関すること。

第7条　学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け、又は事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第8条　学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が総括する。

2　各局及び各部にそれぞれ指導教員を置く。

3　指導教員は校長が命じ、学生主事の総括のもとに、局、部及び同好会の活動の指導に当たる。

附　則

この準則は、平成16年４月１日から施行する。

20）佐世保工業高等専門学校学生会選挙細則

第１章　総則

第１条　佐世保工業高等専門学校学生会会則（以下「会則」という。）第50条の規定により、学生会会長（以下「会長」という。）、学生会副会長（以下「副会長」という。）の選挙に関し、この細則を定める。

第２条　学生会会員は、すべて選挙権を有する。

第３条　選挙は、毎年10月に行うことを原則とする。ただし、会長または副会長が欠けたときは、そのつど行うものとする。

第２章　立候補

第４条　立候補しようとする者は、選挙管理委員会（以下「選管」という。）の定める選挙告示の日から５日以内に選管に届出を行うものとする。

第５条　前条の届出に際しては、推薦者20名以上（推薦責任者１名を含む。）の連署を必要とする。

第６条　立候補者が１名のときは、信任投票を行う。ただし、立候補者がないときは、評議会の指名する候補者について信任投票を行う。

第７条　立候補受付終了後、選管は立候補者の氏名を公表し、立会演説会を開催するものとする。

第８条　有権者は、届出済み候補者について、選挙運動を行うことができる。

第９条　選管は、選挙運動に関し、次の事項について制限を設けることができる。

⑴　ポスター、文書等の大きさ、枚数、掲示場所

⑵　演説会の場所

⑶　その他、公正なる選挙実施のため必要な事項

第３章　投票及び開票

第10条　選挙は、少なくとも投票日の10日前までに、その日時を告示するものとする。第６条による信任投票を行う場合は、すでに告示した投票日時を変更することができる。

第11条　投票は無記名投票とし、代理投票は認められない。

第12条　投票日に不在の者は、選管の定める手続きにより、前日までに、不在投票を行うことができる。

第13条　投票用紙の形式は、選管が定める。

第14条　次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

⑴　所定の用紙を用いないもの。

⑵　記載内容の判別し難いもの。

⑶　１の区分に２以上の氏名を記載したもの。

⑷　自筆によらないもの。

⑸　氏名(愛称の類は含まない。)以外の事項を記載したもの。

第15条　選管は、投票所の管理を行い、投票日の翌日までに開票業務を終了するものとする。

第16条　開票に際しては、各候補者若しくはその代理人の立会いを受けるものとする。

第17条　選管は、開票結果を公表するとともに、学生主事を経て校長に報告するものとする。

第４章　当選及び再選挙等

第18条　それぞれ投票数１位の者をもって会長、副会長とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、上位の２名の者について再選挙を行う。

⑴　１位の者の得票数が、有権者総数の３分の１に満たないとき

⑵　有効投票が、有権者総数の３分の２に満たないとき

第19条　再選挙の結果、有権者総数の過半数の得票を得た者をもって会長、副会長とする。

第20条　再選挙の際は、立会演説会を省略することができる。

第21条　信任投票は、有権者総数の過半数をもって当選とする。信任不成立のときは、第６条の規定による。

第５章　解職投票

第22条　会長または副会長の解職を求める者は、その理由を明記した解職要求書を選管に提出しなければならない。

第23条　前条の解職要求には有権者総数の３分の１以上の連署を必要とする。

第24条　解職要求書が提出されたときは、選管は７日以内に、署名について審査し、判定を行うものとする。その際必要と認めるときは、代表者に説明を求めることができる。

第25条　判定の結果、解職要求書の有効性が確認されたときは、解職投票を行うものとする。投票及び開票には、この細則第３章の規定を準用する。

第26条　前条による投票の結果、有権者総数の過半数が解職に同意するときは、会長または副会長は解任される。

第27条　解任される者の任期は、後任者決定の日までとする。

第６章　任命書

第28条　この細則により、会長、副会長が確定したときは、選管は校長の承諾を経て速やかに任命書を交付するものとする。

第29条　解任が確定したときも同様にして、解任通知書を交付するものとする。

第７章　補則

第30条　会長、副会長選挙に関して、会則及びこの細則に規定がない事項については、選管の協議による。

第31条　選管が必要とする経費は、学生会総務費より支弁する。

第32条　この細則の改正には、評議員総数の３分の２以上の賛成を必要とする。

附　則

この細則は、昭和50年11月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成15年５月21日から施行する。

附　則

この細則は、令和７年４月１日から施行する。

21）佐世保工業高等専門学校学寮管理運営規則

（平成16年４月１日制定）

佐世保工業高等専門学校学寮管理運営規則（平成５年４月１日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、佐世保工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第５５条第２項の規定に基づき、学寮の管理運営について、その円滑かつ適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　学寮は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生に対して学校生活への適応を促進するとともに、共同生活を営むことにより、友情、互助、寛容等の精神を養い、将来すぐれた社会の形成者たるべき資質を涵養することを目的とする。

（管理運営者）

第３条　学寮の管理運営責任者は、校長とする。

２　寮務主事は、学生主事と常に緊密な連絡を保ち、主事補の協力を得て学寮における教育及び生活指導の業務を掌理する。

３　学寮の管理運営に関する事務は、事務部の所掌とする。

第４条　寮生の教育及び生活指導を行うため、当直教職員を置く。

第５条　寮生の健康管理及び生活相談等に対処するために、寮母を置く。

（会議）

第６条　学寮の管理運営に関し具体的事項を審議するため、校長の諮問機関として学寮委員会を置く。

２　学寮委員会に関する事項は別に定める。

（入寮）

第７条　学寮には、本校の学生にかぎり入寮させる。

第８条　入寮に際しては、保護者等連署の入寮願（別記様式第１号）及び入寮誓約書（別記様式第２号）に所定の書類を添え、寮務主事を経て、校長に提出し許可を受けなげればならない。

２　前項の願出に対する入寮は、１年毎に許可する。ただし、年度途中における入寮の許可は、当該年度の終わりまでとする。

３　年度を超えて引き続き在寮を希望する者は、毎年１月末までに第１項の手続きを経なければならない。

４　特別な理由がある場合には、第１項の規定にかかわらず、校長が入寮を許可することがある。

（退寮）

第９条　退寮するときは、退寮予定日の１０日前までに、保護者等連署の退寮届（別記様式第３号）を寮務主事を経て、校長に提出しなければならない。

２　学則第１０条に規定する長期休業期間に限る退寮は認めない。

第１０条　寮生が次の各号の一に該当するときは、校長は退寮を命ずることがある。

一　第１１条及び第１２条に定める経費を２月以上納入しなかったとき。

二　病気その他の理由により、健康衛生上、共同生活に適しないと認めるとき。

三　在寮許可期限を超えるとき。

四　休学を許可されたとき、又は退学（除籍を含む）を命ぜられたとき。

五　共同生活の秩序又は風紀を乱す行為のあったとき。

六　その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき。

（寄宿料及び諸経費）

第１１条　寮生は、定められた寄宿料月額を毎月出納命令役に納入しなければならない。ただし、９月分について、前月に納入するものとする。

２　入退寮の日が月の中途であっても、寄宿料は１月分を納付しなければならない。

３　既納の寄宿料は、還付しない。

４　寄宿料免除については、佐世保工業高等専門学校授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の定めるところによる。

第１２条　給食費、その他寮生各自が生活のために必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

２　前項の諸経費の額及び納付については、別に定める。

（生活規律及び施設保全）

第１３条　寮生は、本校の諸規則、寮生心得及び教職員の指示に基づき行動しなければならない。

第１４条　寮生は、自主的に寮生活の充実向上を図るため、寮生会を組織することができる。

２　寮生会の規約を制定又は改廃しようとするときは、寮務主事を経て校長の承認を受けなければならない。

３　寮生会が学寮の設置目的を逸脱し、又は管理運営に支障を生ずるおそれがあるときは、校長は寮生会の解散又は役員を交替させることがある。

第１５条　寮生は、居室、共同施設、その他学寮の施設を常に正常な状態において保全することに努めなければならない。

２　故意又は過失により施設・設備を滅失、毀損又は汚染したときは、その原状に回復するか、それに要する経費を弁償しなければならない。

第１６条　寮生は、火災その他の災害防止について、常に細心の注意を払うとともに、学校の行う防火訓練その他災害防止対策に参加しなければならない。

（健康保持及び環境整備）

第１７条　寮生は、各自健康の維持及び増進を図るよう努めなければならない。

２　校長が必要あると認めたときは、寮生に対し健康診断を命じ、又は予防接種を実施

することがある。

第１８条　寮生は、寮内外の清掃を実施し、清潔整頓を旨とし、快適な環境の保持に努めなければならない。

（雑則）

第１９条　寮生以外の者は、校長が許可したときのほか学寮の施設、設備を利用することはできない。

第２０条　教職員は、指導又は管理上必要があるときは寮生の居室に入室することができる。

第２１条　学寮は、学則第１０条に規定する長期休業期間中は閉鎖する。ただし、特別の理由により校長が許可したときは、この限りでない。

第２２条　この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年３月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（別記様式第１号）

入　　寮　　願

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

工学科　第　　学年

氏　　名　　（自署）

保護者住所

私は、下記のように学寮に入寮したいので、許可下さるようお願いします。

記

期　　間　　自　　年度　　月　　日　至　同年度末閉寮時

入寮希望理由

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和３年２月１８日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

（保護者等）

学生との関係

氏　　名　　（自署）

緊急連絡先

（注）入寮希望理由については、単に「自宅が遠いため」「経済的に困難なため」等ではなく、地理的・経済的・その他の理由を総合的に、できるだけ詳しく記入すること。

保護者等とは，学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，学校と連携し，学生を指導，支援する立場にある者で，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条，第６条の４及び第７条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また，学生が成年の場合においては３親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導，支援への意向のある者とする。

（別記様式第２号）　　（入寮願と一緒に提出してください）

入　寮　誓　約　書

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

私は、学寮に入寮し、定められた諸規則を守り規律ある共同生活を行うことを、ここに誓います。

学寮への入寮は単年度更新の許可制であり、次年度への継続入寮は、下級生の模範となる者のみが許可されること、および収容寮生数の上限に達していない場合に限り可能であることを理解しております。

また、寮則違反等のために、共同生活に適さない者、あるいは下級生の模範にならない者であると寮務主事が判断した場合には、経済状況や通学時間等にかかわらず、退寮を含む決定に従うことを、保護者等の連署の上、ここに誓います。

工学科　　第　　学年

本人氏名　　（自署）

（平成　　年　　月　　日生）

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和３年２月１８日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

（保護者等）

住　　所

学生との関係

氏　　名　　（自署）

緊急連絡先

保護者等とは，学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，学校と連携し，学生を指導，支援する立場にある者で，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条，第６条の４及び第７条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また，学生が成年の場合においては３親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導，支援への意向のある者とする。

（別記様式第３号）

退　　寮　　届

年　　月　　日

佐世保工業高等専門学校長　殿

学科　第　　学年

氏　　名　　（自署）

私は、　　の理由により、　　年　　月　　日退寮したいので、御許可下さるようお願いいたします。

転出先

住　　所

氏　　名　　職業　　続柄

（保護者等）

住　　所

学生との関係

氏　　名　　（自署）

緊急連絡先

保護者等とは，学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，学校と連携し，学生を指導，支援する立場にある者で，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条，第６条の４及び第７条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また，学生が成年の場合においては３親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導，支援への意向のある者とする。

学寮日課

寮務主事室　令和 6 年 9 月 27 日

			平 日	休 日
起 床			7:00	7:40
点呼	朝		7:10 – 7:20	7:50 – 8:00
	夕	平 常	20:25 – 20:35	
		休日前	21:50 – 22:00	
	・テスト期間も同様 ・夕点呼後の外出厳禁			
清 掃	平 常		20:30 – 20:40	
	休日前		21:30 – 21:45	
食事	受取時間	朝 食	7:15 – 8:15	8:00 – 8:45
		昼 食	12:00 – 12:40	12:00 – 12:40
		夕 食	18:00 – 19:15	18:00 – 18:45
		※ 受取時間後に食堂に入ることはできません		
	閉店時間		・朝食と夕食 … 受取終了から 15 分後 ・昼食 … 受取終了から 5 分後	
入浴	平 常		17:00 – 20:20	
	休日前		17:00 – 21:30	
静粛自習時間	平 常		21:00 – 23:00	
	休日前		22:00 – 23:00	
消灯・就寝	平 常	1-2年	23:30	
		3年以上	24:00	
	休日前	全学年	24:00	
	試験 10～2日前	1-2年	1:00	
		3年以上	2:00	
	試験1日前から試験終了	1-2年	2:00	
		3年以上	自主消灯	
	※N棟多目的学習ホール、F棟自習室（届出制） ・通常期… 1:00 まで ・試験1日前から試験終了まで… 2:00 まで			

特別室利用時間			
食事	平 常		消灯 10 分前まで
	試験前特別		
	試験中特別		
洗濯場			23:20 まで
テレビ視聴			消灯５分前まで 試験特別日課は 23:30 まで （静粛自習時間は不可）
面会	N棟	月 – 金	15:30 – 18:00
	F棟	月 – 金	18:00 – 21:00

【持込み禁止品】
◆学業に関係ない物
・玩具類、ゲーム機全般
・カードゲーム・麻雀牌など
◆冷蔵庫・電気クーラーボックスなど
◆消費電力が大きい・加熱する電化製品
・冷蔵庫・電気クーラーボックス、電気ポット、電気ケトル、コーヒーメーカー、調理用加熱機器、暖房用電化製品、布団乾燥機、アイロン、ヘアアイロンなど
◆自家用車
・乗用車、自動二輪、原動機付き自転車（原付）
◆規制がかかる物
・酒類、たばこ類、アダルト動画、成人指定本類など
◆ロッカーに入らない大型な物
◆無線 LAN（リピータハブ）類
◆テレビおよびテレビに準ずる製品、娯楽目的の DVD
◆火気を用いる物や危険な物
◆高価な物
◆その他 （主事室で不適当と判断する物）

【持込み許可品】
※ 携帯電話…登録必要（機種変更を含む）
※ 自転車（ライト付） … 登録必要
※ PC・タブレット端末等…登録必要、目的外使用禁止
※ ヘアドライヤー（ヘアアイロンは禁止）
※ 加湿器・除湿機　300W 以下

1)集団課業(ラジオ体操、寮内清掃など)
・平日は朝点呼終了後
・休日および試験 10 日前から試験終了までは無し
2)朝の登校時間
・平日の朝は 8:30 までに学寮を出ること
3)自由時間
・平日は授業終了時から夕点呼まで
・休日は朝点呼から夕点呼まで
4)連休日の夕点呼・門限
・休日前と同じ、ただし最終日は平常時間
5)朝の点灯
・6時からとする

※ただし、感染症対策として寮生活に制限を加えることがあります。

22）佐世保工業高等専門学校寮生会会則

（平成18年２月10日制定）

佐世保工業高等専門学校寮生会会則（平成16年４月１日制定）の全部を改正する。

第１章　総則

第１条　本会は佐世保工業高等専門学校寮生会と称する。

第２条　本会は寮生の秩序と互助の精神を養い、規律正しい生活を営み、自主的精神の育成につとめることを目的とする。

第３条　本会は佐世保工業高等専門学校寮生全員をもって組織する。

第４条　本会の会員は、学寮管理運営規則、寮生会会則及び寮生心得に従い、目的実現のため積極的に努力し、協力する義務を負う。

第２章　役員

第５条　本会は、本会の目的を実現するために、次の役員を置く。

一　寮　　長　　１名
二　副 寮 長　　１名
三　監 査 長　　１名（監査から互選する）
四　監　　査　　６名（男子棟各棟から１名、女子棟各階から１名）
五　会　　計　　２名（男子棟、女子棟から各１名）
六　総務委員　　52名
　イ　棟　　長　　６名（各棟から１名）
　ロ　階　　長　　19名（各棟各階から１名）
　ハ　階長補佐　　９名（Ｎ棟１階を除くＮ棟、Ａ棟、Ｆ棟各階から１名）
　ニ　指導寮生　　18名（Ｎ棟１階を除くＮ棟、Ｆ棟各階から３名）
　　ただし、寮長が必要と認める場合、新たに総務委員を追加することができる。

（役員の任務）

第６条　役員の任務は次のとおりとする。

一　寮長は、寮生会を代表し、会務の執行に当たる。
二　副寮長は、寮長事故あるときはその任務を代行する。
三　監査長は、監査会を代表し会務の執行に当たる。
四　監査は、本会の業務及び会計の監査を行う。
五　会計は、本会の会計事務を処理する。

六　総務委員の任務は次のとおりとする。

イ　各階の自治的責任を持ち、その意見を代表する。また、常に各階の人員を把握し、迅速かつ的確に行動するよう指揮をとる。

ロ　寮行事等の事務的仕事を行う。

ハ　寮生の風紀向上に努め生活についての指導助言を行う。

ニ　総務はそれぞれ係を受け持ち、別に定める規定により管理運営しなければならない。

（選出方法）

第７条　役員の選出は次の方法による。

一　寮長選出については、寮生会寮長選挙細則（昭和40年12月１日制定）による。

二　副寮長は、寮長が任命する。

三　会計、総務委員は、寮長が任命する。

四　監査は、一般寮生から選出する。

五　役員に欠員が生じた場合は、すみやかに再選を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

（任期）

第８条　役員の任期は半年とする。改選は、前期を学校の第一学期、後期を学校の第二学期とした、そのそれぞれの学期の終わりに行う。ただし、再任を妨げないものとする。

第３章　会議

第９条　会議はこれを分け、寮生総会、監査会、幹事会、役員会とする。

（寮生総会）

第10条　寮生総会は全寮生をもって構成し、本会の最高議決機関である。総会は寮長が、これを招集する。

２　総会は次の事項について審議する。

一　決算の承認

二　会則の改正

三　日課についてその他必要と認めた事項

３　定期総会は毎期１回開く。

４　臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開く。

一　会員の３分の１以上の要求があったとき。

二　幹事会が必要と認めたとき。

三　監査会が必要と認めたとき。

四　学校側の要求があったとき。

５　寮生総会は全会員の３分の２以上の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数

の賛成を必要とする。ただし、会則の改正は全会員の３分の２以上の賛成を必要とする。

６　総会の議長は、その都度選出する。

（幹事会）

第11条　幹事会は、寮長及び副寮長、Ｎ棟棟長、Ｆ棟棟長をもって構成し、寮生活に関する事項の企画、運営に当たる。

２　幹事会は寮長がこれを招集し、議長を務める。

３　定例幹事会は毎月２回開かなければならない。

４　臨時幹事会は寮生総会、寮長及び会員の３分の１以上の要求があれば開くことができる。

５　寮生会員は原則として幹事会を傍聴することができる。ただし、傍聴者は発言権、議決権を有しない。

（監査会）

第12条　監査会は監査をもって構成し、寮生会の運営について監査する。

２　監査会は監査長が招集する。

（役員会）

第13条　役員会は監査をのぞく役員をもって構成し、本会の運営に当たる。

２　役員会は寮長が招集し、議長を務める。

第14条　会議には必要に応じて教職員の指導助言を受けることができる。

第15条　本会会員は各会議において要請されたときは出席し、関係事項について説明しなければならない。

第４章　週番

第16条　本会組織に週番を設ける。

２　週番は各棟各階１部屋ずつ全会員が輪番で行う。

３　週番は１週間勤務する。

４　週番は、必要に応じて各棟各階２部屋設けることが出来る。その際、階長は寮長に報告しなければならない。

第17条　週番は週目標を定め、任務を遂行しなければならない

第18条　週番の任務は次の通りとする。

一　火災、盗難の予防

二　寮内の清掃に注意して常に清潔を保つよう処置する。

三　男子棟の１学年と２学年は、朝点呼をとり、主任週番に報告する。

四　男子寮生は週番日誌を記帳し、副寮長に提出し、その指示を受ける。

五　女子寮生は週番日誌を記帳し、棟長に提出し、その指示を受ける。

六　総務委員との連絡、その他

第５章　主任週番

第19条　本会組織に主任週番を設ける。

２　主任週番は、寮長及び副寮長、役員会で分担し、任務を遂行しなければならない。

第20条　主任週番の任務は次のとおりとする。

一　日課の周知、起床、点呼、消灯の合図

二　女子寮生と３学年以上は、札点呼とし、主任週番と当直教員がそれを管理する。

三　全学年の点呼を集計し、常時寮生を把握する。

四　その他

第６章　寮生会備品の管理・使用

第21条　本会の会員は会費で購入した寮生会備品を定められた規則の範囲内において使用することができる。

２　寮生会備品を破損あるいは紛失した場合は原状に復するか、又は、それにかかる費用を負担しなければならない。

３　寮生会備品等あらゆる公共物は大事に使用しなければならない。

４　別に問題が生じた場合は、その都度定める。

第７章　会則の改正

第22条　会則の改正は次の場合、幹事会を経て総会に提案する。

一　役員会の要求があったとき。

二　会員の４分の１以上の要求があったとき。

第23条　会則施行に必要な細則は、幹事会でこれを定める。

附　則

この会則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和３年４月１日から施行する。

（参考）

寮生会機構図

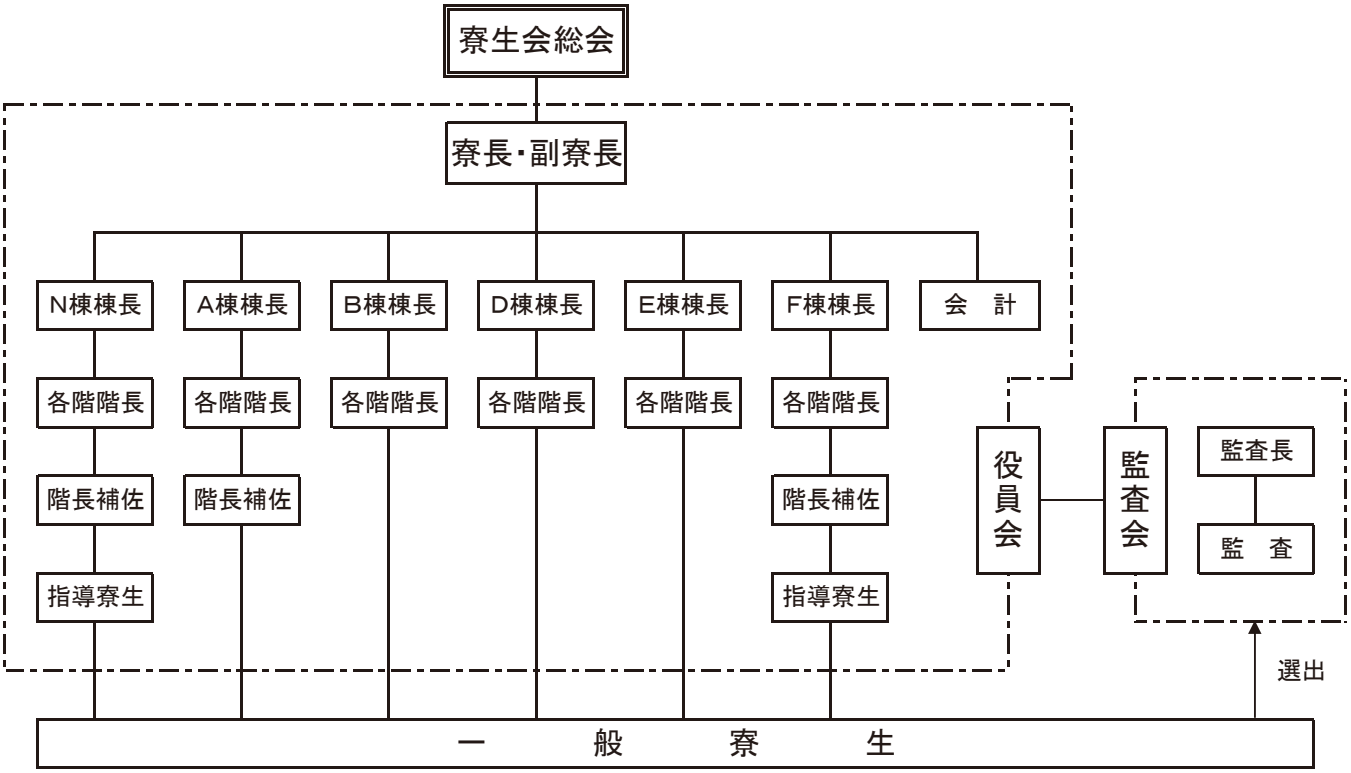
寮生会総会
寮長・副寮長
N棟棟長
A棟棟長
B棟棟長
D棟棟長
E棟棟長
F棟棟長
会　計
各階階長
各階階長
各階階長
各階階長
各階階長
各階階長
階長補佐
階長補佐
階長補佐
指導寮生
指導寮生
役員会
監査会
監査長
監　査
選出
一　般　寮　生

23）佐世保工業高等専門学校図書館利用規程

（平成１６年４月１日制定）

（目的）

第１条　この規程は、佐世保工業高等専門学校図書館規則第６条の規定に基づき、本校図書館の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第２条　図書館の開館時間は次のとおりとする。

曜　　日	開　　館　　時　　間
月曜日から金曜日まで	８時３０分から２０時まで（春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業期間中は、８時３０分から１７時まで）
土曜日	１０時から１６時まで

２　前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することがある。

（休館日）

第２条の２　図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　日曜日

二　春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業期間中の土曜日

三　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

四　年末年始の教職員休業日

２　前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することがある。

（図書資料）

第３条　この規程における図書とは、次に掲げるものをいう。

一　一般図書及び専門図書

二　新聞雑誌等逐次刊行物

三　その他研究及び教育上必要な資料

（利用資格）

第４条　図書館を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

一　本校教職員

二　本校学生

三　図書館の利用を申し出た一般の利用者（以下「一般利用者」という。）

（入館心得）

第５条　利用者は、図書館内においては、次の事項を遵守しなければならない。

一　静粛に心掛けること。
二　秩序を乱さないこと。
三　飲食等をしないこと。ただし、１Ｆ図書館前ホールを除く。
四　係員の指示に従うこと。

（館内閲覧）

第６条　開架方式の図書は、閲覧室において自由に閲覧することができる。

２　閉架方式の図書は、係員に請求して、閲覧室において閲覧することができる。

３　室内での閲覧が終った図書は、所定の位置に返却し、室外へ持ち出してはならない。

（学生への館外貸出）

第７条　学生への館外貸出は、次のとおりとする。

一　「図書利用カード」を係員に提出する。
二　図書の貸出冊数は、５冊以内とする。
三　貸出中の図書及び新着図書については、貸出予約ができる。
四　第３条第１号及び同条第３号に規定する図書の貸出期間については、貸出の日の翌日から起算して１４日以内（１４日目が休館日に当たるときは、休館日が終了する日の翌日まで。）とし、第３条第２号に規定する図書の貸出期間については、貸出の日の翌日から起算して７日以内（７日目が休館日に当たるときは、休館日が終了する日の翌日まで。）とする。ただし、夏季休業期間及び冬季休業期間並びに卒業研究のための貸出期間については、別途掲示する。
五　貸出予約のない図書は、前号に規定する貸出期間を延長することができるものとし、第３条第１号及び同条第３号のその期間は１４日以内、第３条第２号のその期間は７日以内とする。この場合における延長手続は、前号に規定する貸出期間の終了日に当該図書を提出させて行うものとする。

（教職員への貸出）

第８条　教職員への図書貸出は、次のとおりとする。

一　「図書利用カード」を係員に提出する。
二　一般図書の貸出冊数及び貸出期間については、学生への貸出規定に準ずる。
三　研究上又は業務上必要な図書は、５年の特別貸出を受けることができる。
四　特別貸出を受ける図書は、原則として教員研究費で購入された図書に限る。
五　特別貸出を受けた図書の保管責任は、各帯出者が負うものとし、各帯出者は係員の指示する時期に各自検認を行い、その結果を別記様式により報告しなければならない。
六　特別貸出を受けた図書でその必要がなくなったものは、速やかに返却しなければならない。

（一般利用者への貸出）

第９条　第４条第３号に規定する者への図書貸出は、次のとおりとする。

一　図書の貸出冊数は、３冊以内とする。

二　　第３条第１号及び同条第３号に規定する図書の貸出期間については、貸出の日の翌日から起算して１４日以内（１４日目が休館日に当たるときは、休館日が終了する日の翌日まで。）とし、第３条第２号に規定する図書の貸出期間については、貸出の日の翌日から起算して７日以内（７日目が休館日に当たるときは、休館日が終了する日の翌日まで。）とする。

（返却督促及び貸出停止）

第10条　図書の返却期限を過ぎても返却しない者に対しては、督促を行う。

２　前項の返却督促を受けている者に対しては、貸出中の図書をすべて返却完了するまで館外貸出を行わない。また、督促を受けた後、正当な理由なく返却を怠った者に対しては、返却完了後も一定期間貸出を停止する。

（禁帯出図書）

第11条　次に掲げる図書は、原則として貸出を行わない。

一　貴重図書、書面帳その他取扱い上注意を要するもの

二　禁帯出表示の辞書、事典、年鑑、索引

三　新聞

四　その他図書館が特に指示するもの

（学生証等の提示）

第12条　図書館を利用する者は、係員の求めがあれば学生証又は身分証明書等を提示しなければならない。

（転貸等の禁止）

第13条　貸出中の図書は、汚損、破損又は紛失することのないよう留意し、他人に転貸してはならない。

（弁償）

第14条　貸出中の図書を汚損、破損又は紛失した場合は直ちに届出の上、現物をもって弁償しなければならない。現物弁償が困難な場合は時価で弁償するものとする。

（返納）

第15条　教職員は退職、転任の際、学生にあっては卒業、退学、除籍、休学又は留学の際、帯出図書を返納しなければならない。

（臨時の貸出停止等）

第16条　図書の整理、検認等のための必要があるときは、貸出中の図書を臨時に調査し、若しくは回収し、又は一定期間貸出停止を行うことがある。

（書庫内立入）

第17条　利用者が書庫に入る場合は、係員の許可を受けなければならない。

（個人情報の漏えい防止）

第18条　本図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第４条第５号で規定する個人情報をいう。)については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第６５号第４０条）の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

（雑則）

第19条　図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及び図書館利用に関する規定を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第20条　この規程に定めるもののほか、図書館利用に関する必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年３月１６日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年１１月２０日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１０月１２日）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１月５日一部改正）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

3．諸手続一覧

1）交付を受けるもの

種　　類	交付係	時　　期	備　　考
学　生　証	教育支援係	1年生と4年生の始め	紛失した時は写真を添えて申し込むこと
在学証明書	〃	必要時随時	交付希望日の２日前までに申し込むこと
成績証明書	〃	〃	〃
通学証明書	生活支援係	〃	〃
学生運賃割引証	〃	〃	〃

2）届出をするもの（用紙は各係で交付をうける）

種　　類	提出先	時　　期	備　　考
学生住所変更届	教育支援係	そ の 都 度	
保護者等(住所・氏名)変更届	〃	〃	
欠席欠課届	〃	〃	病気のときは医師の診断書を必要とする。学級担任の印をもらって提出のこと。
奨学生進学届	生活支援係	入学直後	日本学生支援機構の奨学生採用試験をうけ候補者となった者のみ
奨学生異動届	〃	そ の 都 度	奨学生が退学又は休学するとき

3）願い出をするもの（用紙は各係で交付をうける）

種　　類	提出先	時　　期	備　　考
休　学　願	教育支援係	そ の 都 度	病気のときは医師の診断書を必要とする。学級担任の印をもらって提出のこと。
復　学　願	〃	〃	〃
退　学　願	〃	〃	学級担任の印をもらって提出のこと
転　科　願	〃	〃	〃

入寮願	寮務係	その都度	
退寮届	〃	10日前	保護者等連署の退寮届を提出すること
外泊（帰省）願	〃	3日前	
団体結成許可願	生活支援係	1週間前	団体の規則、目的、会員名簿を添付すること
校外団体参加許可願	〃	〃	団体の規則、目的、参加者名簿を添付すること
集会許可願	〃	〃	
印刷物配布許可願	〃	〃	印刷物を添付すること
施設設備使用許可願	教育支援係 生活支援係	3日前	
奨学生願書	生活支援係	指定期日	
授業料免除願	〃	〃	
授業料徴収猶予願	〃	〃	

【学生課の主な業務概要】
専門職員（入試担当）…入学者選抜・学生募集・入試広報
教育支援係……教育課程・就学指導・学籍・身分異動・授業成績・課外教育
生活支援係……授業料免除・就学支援金・奨学金・就職・保健管理・課外活動
寮務係……学寮の管理運営・寮生の入退寮

4．諸納金

諸納金は、前期分は５月、後期分は１０月にご指定の預金口座から自動的に引き落とされます。金額は「別表　諸納金一覧表」のとおりです。

授業料ご負担額は就学支援金（１～３年生対象）の支給額および授業料の免除額により変動します。

後援会入会金は、兄弟等が在籍する場合は重複徴収いたしません。

初めて入寮する際には特別寮費（食器等必要物品購入費）として別途２，０００円が必要です。

学寮入寮者の給食費は、別途契約している業者から毎月直接引落されます。

※「別表　諸納金一覧表」に記載されている金額は、在学中に改定される場合があります。

別表　諸納金一覧表

（単位：円）

			1年生		2年生		3年生		4年生		5年生	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
全員	授業料		117,300	117,300	117,300	117,300	117,300	117,300	117,300	117,300	117,300	117,300
	後援会入会金		10,000									
	後援会費		13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	災害共済給付掛金		1,550		1,550		1,550		1,550		1,550	
	学生会入会金		1,500									
	学生会費		7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	アルバム代										9,200	
	同窓会入会金		3,000									
	同窓会費											10,000
	小計①		153,850	137,800	139,350	137,800	139,350	137,800	139,350	137,800	148,550	147,800
学寮入寮者	寮費		56,500	54,500	54,500	54,500	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000
	寄宿料	複数室	4,200	3,500	4,200	3,500	4,200	3,500	4,200	3,500	4,200	3,500
		個室	4,800	4,000	4,800	4,000	4,800	4,000	4,800	4,000	4,800	4,000
	小計②	複数室	60,700	58,000	58,700	58,000	61,200	60,500	61,200	60,500	61,200	60,500
		個室	61,300	58,500	59,300	58,500	61,800	61,000	61,800	61,000	61,800	61,000
	合計	複数室	214,550	195,800	198,050	195,800	200,550	198,300	200,550	198,300	209,750	208,300
	①+②	個室	215,150	196,300	198,650	196,300	201,150	198,800	201,150	198,800	210,350	208,800

5．学生証（身分証明書）

学生は、１年生と４年生の初め教育支援係から学生証の交付を受け、その使用に当たっては、次のことを注意しなければならない。

1．本校学生たる身分は本証をもって証明される。

2．本証は、登校の際必ず携帯しなければならない。

3．本証は、他人に貸与又は譲渡することはできない。

4．本証は、本校における図書閲覧及び諸施設利用の証に充てられる。

5．本証は通学定期乗車券用身分証明書に充てられる。

6．本証は通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員に請求された時には何時でも呈示しなければならない。

7．本証を紛失した時、又は汚損し使用できない時は直ちに教育支援係に届けなければならない。

8．有効期間を経過した時は、直ちに返納して新たに交付を受けなければならない。

9．卒業、退学等により学籍を離れた時には直ちに返納しなければならない。

6．福利厚生

⑴　奨学生（日本学生支援機構）

学業、人物ともに優秀であり、学資の支弁が困難と認められる者について、本校において審査選考し、日本学生支援機構へ推薦する。

なお、奨学生の採用は年２回行われ、その都度説明会等で受付期間や要項等について指導する。

日本学生支援機構の奨学生は、大きく分けて貸与奨学生と給付奨学生の２種類がある。それぞれの概要については、次のとおりである。

【貸与奨学生】

奨学生に対する貸与額の月額は次の通りである。卒業後返還する必要がある。

種　　類	学　年	自　　宅	自　宅　外
第一種 （利子無）	１～３年生	21,000 10,000	22,500 10,000
	４・５年 専攻科	45,000 30,000 20,000	51,000 40,000 30,000 20,000
第二種 （利子有）	４・５年 専攻科	月額 20,000 円～ 120,000 円（10,000 円刻み）	

※通学区分、入学年度によって上表の貸与月額から選択でき、貸与中に変更も可能

【給付奨学生】

採択された場合、併せて授業料減免を受けることができる。

なお、上記の第一種奨学金の貸与を受ける場合、同時に受け取ることができる第一種奨学金の月額が調整される。

奨学生に対する給付月額は次のとおりである。貸与と異なり返還する必要がない。

学　　年	区　分	自　　宅	自　宅　外
４・５年 専攻科	第Ⅰ区分	17,500（25,800）	34,200
	第Ⅱ区分	11,700（17,200）	22,800
	第Ⅲ区分	5,900（8,600）	11,400

※生活補助（扶助の種類問わず）を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表の（　）内の金額となる。

※区分は家計状況等により、日本学生支援機構にて判定される。家計の判定にはマイナンバーカードが用いられる。

(2) 学校学生生徒旅客運賃割引証

1．学生が次の目的のために各旅客鉄道株式会社、航路、自動車線、又は連絡会社線に乗車（船）して片道100㎞をこえて旅行しようとするときは、学校から学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の交付を受け、これを利用することができる。

① 休暇、所用による帰省
② 実験実習などの正課の教育活動
③ 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
④ 就職又は進学のための受験等
⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
⑦ 保護者の旅行への随行

2．使用に際しては不正のないようにし、特に次の事項に注意すること

① 記名人以外の者が使用しないこと。
② 学生証を携帯すること。また学生証は係員の請求があったときは呈示すること。
③ 学生証を必要とする者は、所定の下付願を２日前までに生活支援係へ提出すること。
④ 学割証１枚につき１人１回に限り割引普通乗車券を購入できる。

(3) 保健室

本校には、学生の健康診断、健康相談、救急処置を行うため保健室を設け、看護師により救急処置を行っている。

① 健康診断

本校においては、毎学年定期に学生の健康診断を実施する。この健康診断の目的は学生の健康状態を知り、学生の健康管理の重要な資料とするとともに、疾患を有する学生を早期に発見し、適切な治療方法を指導し、学生の健康を保持増進させることにある。従って、学生はこの診断を必ず受けるよう義務づけられている。止むを得ない事由により診断を受けることができないときは、その旨を校長に届け出て、後日に診断を受けなければならない。

② 健康相談

日常において身体の具合が悪い学生、あるいは、健康面で問題や不安のある学生は、保健室まで申し出てよく相談すること。

③ 学校環境衛生検査及び整備

学校薬剤師による定期検査を実施し、その整備・改善に努めている。

⑷ 学生相談室

本校には、学生がよりよい高専生活を送れるように学生相談室が設置され、学生の悩み、不満、苦情を聞いて、問題解決への手助けを行っている。学生相談室は、室長、副相談室長、各学科長、保健室の看護師の計９名で構成され、特別支援教育コーディネーター（今年度は学生相談室長が兼務）と連携し、学生支援に熱意を持って対応している。また、希望があったり、必要と認めた場合は、定期的に本校に来校されている学外カウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの橋渡しをしたり、学外の医療機関や福祉機関への紹介・連携を行っている。

また、学生がより充実した学生生活を送れるよう、全教員にオフィスアワーの設定が義務づけられている。全教員は週に最低２時間、放課後各自オフィスアワーを設定し、学生からの学習や進路に関する質問をはじめ、生活面で困っていること等の相談を受けるようになっている。

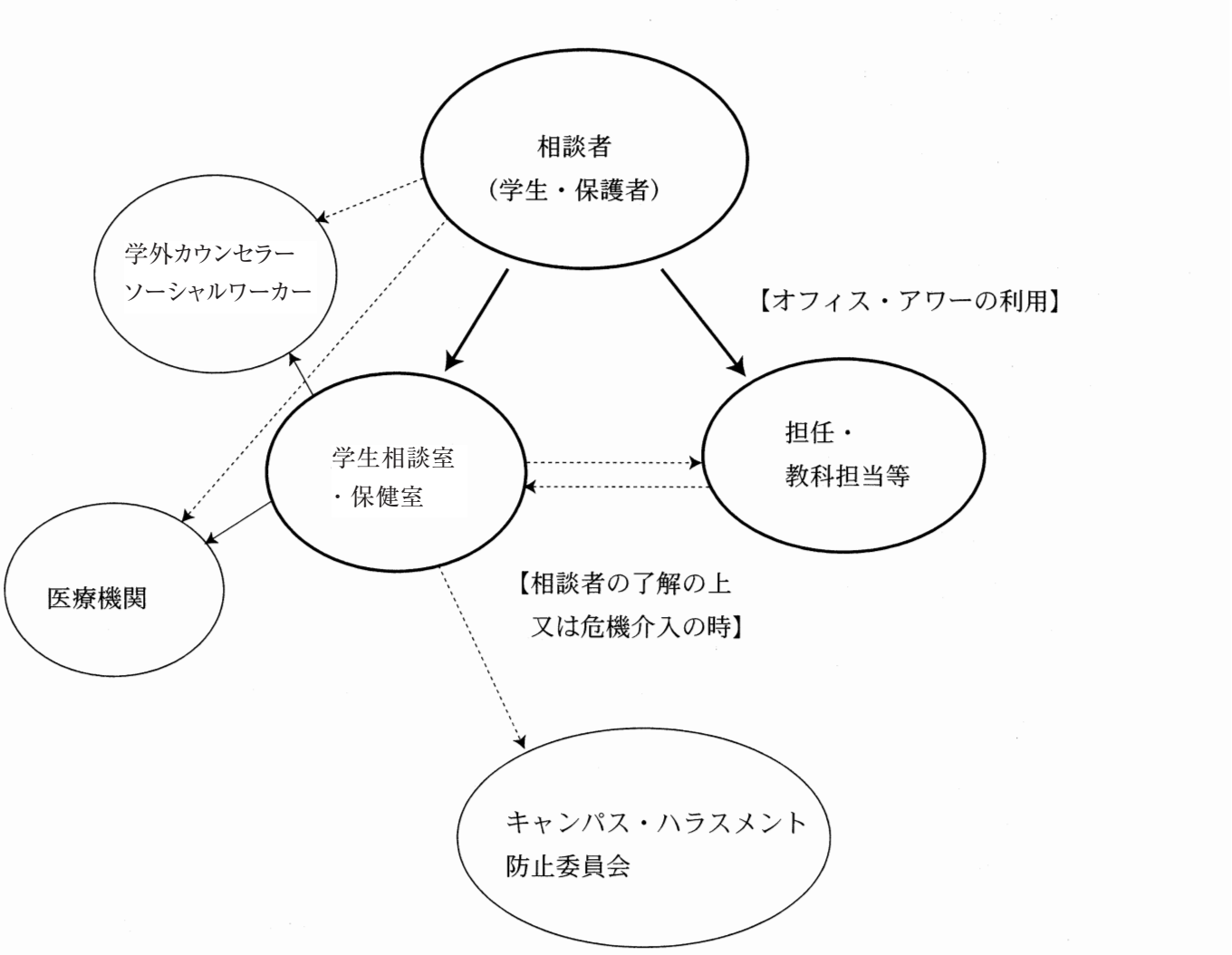

(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

本校では、全学年が日本スポーツ振興センターに加入し、学校安全の普及充実を図るとともに学校の管理下における学生の災害に対して必要な給付を受けることにしている。

◎ 共 済 掛 金

年額１人1,550 円を毎年度当初（４月）に納入することになっている。

◎ 給　　付

学校の管理下における学生の負傷、疾病、障害又は死亡につき、当該学生の保護者に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターより医療費、障害見舞金又は死亡見舞金が支給される。

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000 円以上のもの		医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの ・学校給食等による中毒　・ガス等による中毒 ・熱中症　・溺水　・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎　・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により１級から 14 級に区分される		障害見舞金 4,000 万円～ 88 万円 〔通学(園)中の災害の場合　2,000 万円～ 44 万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000 万円〔通学（園）中の場合　1,500 万円〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 （学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 3,000 万円〔通学（園）中の場合　1,500 万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死 （学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 1,500 万円〔通学（園）中の場合も同額〕

なお、上表のほか附帯業務として、損害賠償等を受けたことなどにより死亡見舞金を支給しないものに対する供花料（17万円）の支給がある。

学校の管理下となる範囲について

学校の管理下となる場合	例
1　学校が編成した教育課程に基づく授業中	●各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間 ●特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、大掃除）
2　学校の教育計画に基づく課外活動中	●部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等
3　休憩時間中	●始業前、業間休み、昼休み、放課後
4　通常の経路および方法による通学中	●登校中、下校中
5　学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	●鉄道の駅での集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など
6　学校の寄宿舎にあるとき	

（6）佐世保工業高等専門学校の人権問題への取り組み

佐世保工業高等専門学校は、人権尊重の精神に基づき、すべての構成員が互いに他の者を対等な人格と認め、互いに人権を尊重しあい、個人の尊厳が保障される場でなければなりません。

佐世保工業高等専門学校は、セクシュアル・ハラスメントのみならず、キャンパスにおけるさまざまな個人の尊厳に対する侵害を防ぎ、これらに対応するために、新たに「佐世保工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を制定しました。また、これに併せて「佐世保工業高等専門学校セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」を見直し、「佐世保工業高等専門学校キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則」に改正しました。

佐世保工業高等専門学校は、良好な就学・就業・教育・研究環境の維持発展に努め、キャンパス・ハラスメントの徹底的な防止とその対策の実施に努めます。不幸にもキャンパス・ハラスメントが生じた場合は、速やかに被害者の権利を回復し、良好な環境を取り戻すために誠実に問題解決に取り組みます。

佐世保工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン

（平成１６年４月１日制定）

佐世保工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン（平成16年３月５日制定）の全部を改正する。

１　はじめに

佐世保工業高等専門学校（以下「本校」）は、学生・教職員すべての個人の尊厳が尊重され、それぞれの人権が守られた中で、安心して就学・就業・教育・研究ができる環境を保障し、維持するために、以下のガイドラインを定めます。

２　ガイドラインの対象

⑴　このガイドラインは、本校の学生、教職員（非常勤職員を含む。）のすべてを対象とします。

⑵　このガイドラインは、学校の内外、授業時間の内外、勤務時間の内外などを問わず、本校の学生又は教職員にかかわるキャンパス・ハラスメントのすべてに適用されます。

３　キャンパス・ハラスメントについて

このガイドラインにおいてキャンパス・ハラスメントとは、キャンパスのあらゆる場での差別的扱いや就学・就業・教育・研究上の利益・不利益を与えうる関係を利用した嫌がらせをいいます。このガイドラインでは、キャンパス・ハラスメントを以下

のとおり分類しますが、これらと異なるものであっても、本校における人権侵害については、このガイドラインにより対応することとします。

また、具体的なキャンパス・ハラスメントの例は、別表に示すとおりです。

⑴　セクシュアル・ハラスメント 相手側の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって就学・就業を遂行する上で一定の不利益を与えたり、または就学・就業環境を悪化させること。

⑵　アカデミック・ハラスメント等 教育・研究の場において、「指導」、「教育」又は「研究」の名を借りて、嫌がらせや差別をしたり、人格を傷つけること。

キャンパス・ハラスメントは、本校の構成員である学生及び教職員の相互の人格に対する尊重の気持ちと良識ある行動によって防止できるもので、常に相手の立場に立って考える思いやりが必要です。差別的言動や就学上・就業上の利益・不利益を与えうる関係を利用した嫌がらせを含め、相手の人権を脅かしたりする言動であれば、それはすべて個人の尊厳を侵害する行為になります。人権侵害の認定に関しては、被害者の判断が重要な基準となります。

4　キャンパス・ハラスメントに関する相談体制

本本校では、キャンパス・ハラスメントに関する相談に対応するために相談員を置きます。相談員は、キャンパス・ハラスメントについての相談活動を行い、相談者を援助します。相談員については、毎年度、掲示、学生便覧、ホームページ等で周知します。相談員へは、被害者以外の者でも相談できます。相談者は最も相談しやすい相談員を選択できます。相談員は、問題解決に当たって、常に相談者の意思を確認し、プライバシーを保護し、人権の尊重に充分に配慮します。相談者は、相談に当たって、付添い人を同席させることもできます。また、相談者は、問題解決の進捗状況について、相談員から適宜報告を受けることができます。なお、相談者が相談員の対応に納得がいかない時は、別の相談員に相談することができます。

キャンパス・ハラスメントの相談の過程で、虚偽の申し立てや証言をした場合は、虚偽の申し立てによる人権侵害としてキャンパス・ハラスメントの加害者に該当する場合があります。

5　キャンパス・ハラスメントに関する苦情処理体制

本校におけるキャンパス・ハラスメントの防止等を行うために、キャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置します。

相談員の役割は、相談者から話を受容的に聴いて内容を整理し、解決法を探すことであり、調査をしたり、調停をしたりして、紛争解決を行うことではありません。

相談員は、相談者が被害の救済、相手方との間での問題解決など苦情処理を望む場合には、相談者の同意を得た上で、キャンパス・ハラスメント防止委員会委員長（以下「防止委員会委員長」という。）に報告します。

苦情処理の方法には、「申し入れ」、「調停」及び「調査・措置」があり、相談者はどの方法を選択するか相談員と話し合います。相談員は、相談者の相談内容及び希望する苦情処理の方法を防止委員会委員長へ報告します。

⑴　申し入れは、加害者とされる者に対して（必要な場合は関係者にも）事実関係を確認の上、問題とされる行為があった場合はその行為を止めるよう、加害者に申し入れるものです。防止委員会委員長は、主事、学科長、基幹教育科長、専攻科長、事務部長又は課長に事実関係の確認及び加害者への申し入れを依頼するものとしますが、必要に応じ校長として事実関係の確認及び加害者への申し入れを直接行うこともあります。

防止委員会委員長は、申し入れの内容について被害者又は加害者が納得できない場合は、「調停」又は「調査・措置」の手続へと進むため防止委員会へ報告します。この場合、被害者が特に希望する場合は被害者の氏名を明らかにしないで報告するものとします。

⑵　調停は、防止委員会委員３名が調停員となり、被害者及び加害者の双方の話し合いで紛争を解決する方法です。調停委員は、当事者間の話し合いに立ち会い、調停案を作成します。調停が成立したときは合意事項を文書で当事者に確認の上、防止委員会に報告します。

調停に当たって、当事者はいつでも調停を打ち切ることができます。また、調停委員が、適当な期間が経過しても合意が成立する見込みがないと判断した場合は、調停不成立として調停を終了させることができます。調停の打ち切り、または不成立になった場合は、被害者は防止委員会に「調査・措置」を申し立てることができます。

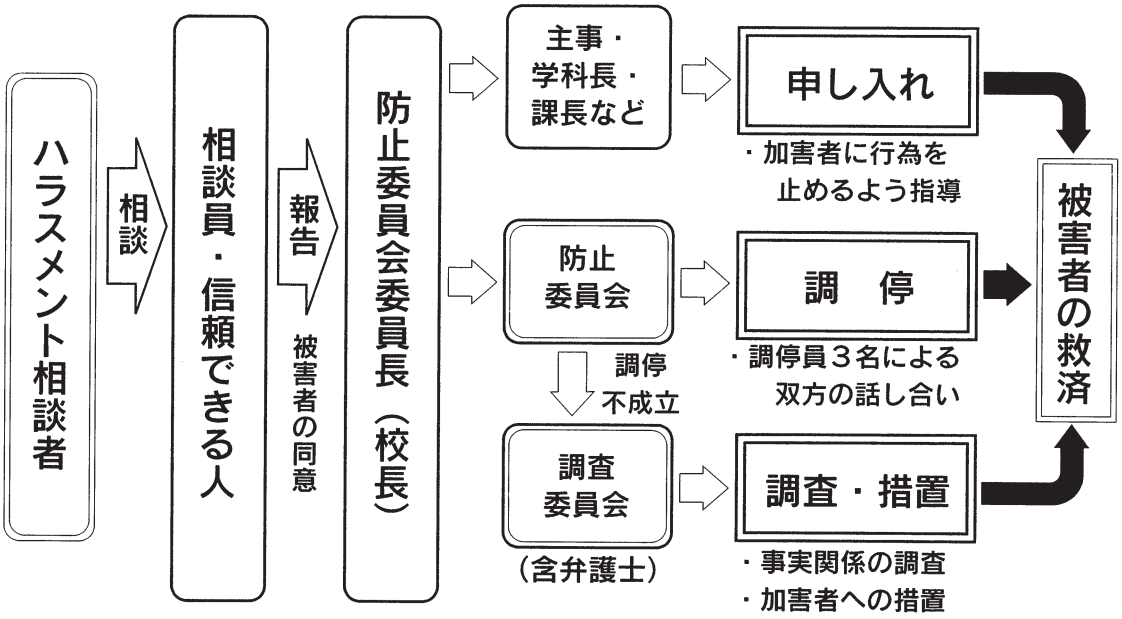

⑶　調査・措置は、キャンパス・ハラスメントの被害者が学校に対して加害者に何らかの措置を取ることを求める手続きです。

①　調査

防止委員会委員長は、被害者から、加害者に対して何らかの措置を望む申し立てが行なわれた場合は、キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置します。調査委員会には、必要に応じて外部から弁護士などの専門家を加えるなど、委員会の客観性・公平性の確保に配慮します。調査委員会が当事者又は関係者から事情聴取を行う場合は、当事者等のプライバシーに充分に配慮します。加害者とされる者が一定期間内（原則として事情聴取要請後２週間以内）に事情聴取に応じなかった場合には、被害者の主張を重視します。

被害者が調査委員会の調査を受ける場合は被害者が希望する第三者の同席を求めることができます。なお、調査の過程で、当事者等が虚偽の申し立てや証言をした場合は、虚偽の申し立てによる人権侵害としてキャンパス・ハラスメントの加害者に該当する場合があります。

また、加害者とされる者には、充分な弁明の機会が与えられます。

調査委員会は、設置された日から２ヶ月以内をめどに調査を終了し、結果を直に防止委員会へ報告します。

②　措置

防止委員会委員長は、調査委員会からの報告を受け、被害者の不利益の回復、環境の改善、加害者に対する指導等の措置を決定します。措置が決定されたら、直ちに当事者にその結果が通知されます。当事者は決定された措置に不服のある場合は、防止委員会委員長に異議の申立てを行うことができます。

６　特別な場合の相談

本校教職員が、被害者から相談を受け、又は被害を直接見聞した場合において、その被害が重大であり学校として迅速な対応が必要と判断した場合は、その教職員は、被害者の意思にかかわらず、相談員又は防止委員会委員長へ被害の内容を報告しなければなりません。この場合、被害者の氏名を明らかにしないことを原則とします。

７　キャンパス・ハラスメント防止のために

本校は、次のとおりキャンパス・ハラスメントの防止に努めます。

○　本ガイドラインを学生便覧、学校のＨＰなど、学校の広報物で広く公示し、防止の啓発に努めます。

○　学生に対して、新入生オリエンテーションや講演会などの機会を通して、キャンパス・ハラスメントに対する知識・理解を深めるよう努力します。

○　教職員に対して、キャンパス・ハラスメント防止のための研修会を積極的に行い、教職員の意識の改革を行います。

○キャンパス・ハラスメントの生じやすい環境の改善及び慣行の排除の努力をします。

○　相談者がキャンパス・ハラスメントの相談をしたことに対して、申し立てられた側が報復することを厳しく禁じます。もし、報復行為がなされた場合には、学校として、ただちに必要な措置を取ります。また、第三者が、申し立てた者、または申し立てられた者に、何らかの差別的・不利益的取り扱いや、嫌がらせをしたり、よくない噂を流したりした時も同様に厳しく対処します。

８　規則等

防止委員会、相談員、調査委員会等に関し必要な事項は、規則等により別に定めます。

９　見直し・改訂

本ガイドラインは、適宜見直し、必要に応じ改訂を行うものとします。

附　則

このガイドラインは、平成16年４月１日から施行する。

附　則

このガイドラインは、平成17年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日）

このガイドラインは、令和２年４月１日から施行する。

別　表

キャンパス・ハラスメントの具体例

Ａ　セクシュアル・ハラスメント

１　相手方の意に反する性的な言動を行い、それへの対応によって、就学、就業、教育又は研究を行う上で一定の利益又は不利益を与えること。

⑴　性的要求への服従又は拒否を、教育又は研究上の指導及び評価並びに学業成績等に反映させること。

⑵　性的要求への服従又は拒否を、人事、勤務条件の決定、業務指揮に反映させること。

⑶　教育又は研究上の指導及び評価に関する利益、不利益の与奪等あるいは人事権、業務指揮権行使等を条件として性的働きかけをすること。

⑷　相手への性的な関心の表現を業務を遂行する中に混交させること。

２　相手方の意に反する性的な言動を行うことにより、就学、就業、教育又は研究を行う環境を著しく損なうこと。

⑴　執拗若しくは強制的に性的行為に誘ったり、交際の働きかけをすること。

⑵　性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること。

⑶　正常な業務遂行を性に関わる話題、行動等で妨害すること。

○　相手の性的魅力や自分の抱く性的関心に関わる話題等で業務等を妨害すること。

⑷　性的な意図をもって、身体へ一方的に接近又は接触すること。

○　相手の身体の上から下まで長い間じろじろ眺め又は目で追うこと。

○　相手の身体の一部（肩、背中、腰、頬、髪等）に意識的に触れること。

⑸　性的な面で不快感をもよおすような話題、行動及び状況をつくること。

○　相手が返答に窮するような性的又は下品な冗談を言うこと。

○　職場にポルノ写真、わいせつ図画を貼る等の扇情的な雰囲気をつくること。

○　卑わいな絵画、映像又は文章等を見ることを強要すること。

○　親睦会、終業後の付き合い等で、集団で下品な行動をとること。

○　性に関する悪質な冗談やからかいを行うこと。

○　相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨害すること。

○　意図的に性的なうわさを流すこと。

○　個人的な性体験等を尋ねること又は経験談を話したり、聞いたりすること。

○　自動車への同乗を強要すること。

○　つきまとい行為（ストーカー的行為）

⑹　異性一般に対する軽蔑的な発言や話題

○　異性であるという理由のみによって、性格、能力、行動及び傾向等において劣っているとかあるいは望ましくないものと決めつけること。

○　異性の主張や意見を、異性としての魅力に結びつけること。

⑺　人格の評価を傷つけかねない性的表現をしたり、性的うわさを流すこと。

○　特定個人の性に関するうわさを流すこと。

○　異性の前で、他の異性との性的魅力を比較すること。特にいずれかを悪く言うこと。

3　以上の行為を見聞した第三者が不快に感じる場合は、その第三者に対するセクシュアル・ハラスメントに該当する場合があります。

B　アカデミック・ハラスメント等

1　学生の人権、人間性を無視する指導や、学生に対して嫌がらせ（ハラスメント）行為を行うこと。学生に対する嫌がらせ（ハラスメント）行為とは、教員の立場や権力の濫用に起因する態度、言葉、処遇によって被権力の立場にある学生の勉学、研究、日常生活に理不尽な支障をきたす行為を指します。

○　学生に、体罰を与えたり暴言を吐いたりすること。

○　学生に対して客観性、公平性に欠けた理由により退学・留年勧奨、研究・教育指導拒否、を行うこと。

○　研究会や指導を名目に、学生を不必要に学外や深夜に呼び出すこと。
○　学生の意思に沿わないような進路を押し付けること。
○　学生に対して、客観性、公平性に欠ける成績評価をすること。
○　学生の成績の良し悪しにより差別的処遇を行うこと。
○　指導教員が学生の必要な書類に客観性、公平性に欠けた理由により印鑑を押さないこと。
○　学生の性別により差別的扱いをすること。
○　心身に障害を持つ学生に対して差別的扱いをすること。

2　他の教職員の人権や人間性を無視する言動や嫌がらせ（ハラスメント）行為を行うこと。職務上の上下関係に起因する権力の濫用に起因する態度、言葉、処遇を行い、被権力の立場にある教職員の教育、研究、日常業務に理不尽な支障をきたす行為を指します。また、こういった行為は職務上の上下関係に起因しない場合でも該当します。

○　他の教職員に対して、教育・研究妨害を行うこと。
○　客観性、公平性に欠けた理由により昇任差別、退職勧奨などを行うこと。
○　他の教職員に対して、対等な人格であるという視点が欠如した差別的言動を行うこと。
○　他の教職員に対して、性別による差別的扱いや言動を行うこと。
○　心身に障害のある他の教職員に対して差別的扱いや言動を行うこと。
○　他の教職員の日常業務に支障をきたすような職務以外の用事による接触を行うこと（電子メールなどによる接触も含む）。
○　職場の環境を悪化させるような行為(騒音など)を行うこと。
○　断りにくい立場にある者を、飲み会にしきりに誘ったり、飲み会の席で飲酒を無理強いしたりすること。

3　他の学生や教職員の人権やプライバシーの侵害につながる情報を流すこと（インターネットを利用しての行為を含む。）。

○　学生や教職員、学校に関する中傷や侮蔑、無責任なうわさを流すこと。
○　学生や教職員のプライバシーに関する情報を無断で流すこと。
○　職務上知り得た個人情報を勝手に漏洩すること。
○　特定の個人に関する情報を無断で掲示したり、差別的な落書きを行ったりすること。
○　特定の個人の容姿を褒めたり、けなしたりなど、身体的特徴を話題にすること。

キャンパス・ハラスメント相談員

本校では、キャンパス･ハラスメントに関する相談に対応するために相談員を設置しています。
相談員は、キャンパス・ハラスメントについての相談活動を行い、相談者を援助します。
相談員及び連絡方法は，次のとおりです。　（令和７年４月１日現在）

氏　名	職　名　等	連　絡　方　法
※森　川　浩　次	教授　機械制御工学科 （機械制御工学科長）	研究室（機械工学科Ｃ棟） 内線３２７ ダイヤルイン　０９５６－３４－８４６４ morik@sasebo.ac.jp
※川　崎　仁　晴	教授　電気電子工学科 （電気電子工学科長）	研究室（電気電子・物質工学科棟１階） 内線３３６ ダイヤルイン　０９５６－３４－８４６８ h-kawasa@sasebo.ac.jp
※手　島　裕　詞	教授　情報知能工学科 （情報知能工学科長）	研究室（電子制御工学科Ａ棟２階） 内線３７２ ダイヤルイン　０９５６－３４－８４８４ teshima@sasebo.ac.jp
※城　野　祐　生	教授　化学・生物工学科 （化学・生物工学科長）	研究室（電気電子・物質工学科棟１階） 内線３５１ ダイヤルイン　０９５６－３４－８４９８ yjohno@sasebo.ac.jp
村　山　智　子	准教授　化学・生物工学科	研究室（電気電子・物質工学科棟２階） 内線３６７ ダイヤルイン　０９５６－３４－８５０８ murayama@sasebo.ac.jp
※森　　保　仁	教授　基幹教育科 （基幹教育科長）	研究室（一般教科棟１階） 内線４１５ ダイヤルイン　０９５６－３４－８４４６ y-mori@sasebo.ac.jp
※大　里　浩　文	教授　基幹教育科	研究室（管理・一般教科棟３階） 内線４０２ ダイヤルイン　０９５６－３４－８４３３ hosato@sasebo.ac.jp
瀬　長　由　貴	学生課専門職員	学生課（管理・一般教科棟１階） 内線２５６ ダイヤルイン　０９５６－３４－８４２８ senaga@sasebo.ac.jp
※岡　　亜希子	看護師	保健室（図書館１階） 内線４２４ ダイヤルイン　０９５６－３４－８４２２ oka@sasebo.ac.jp

○　相談者は最も相談しやすい相談員を選択できます。
○　相談員へは、被害者以外の者でも相談できます。
○　相談員は、問題解決に当たって、常に相談者の意志を確認し、プライバシーを保護し、人権の尊重に充分に配慮します。
○　相談者は、相談に当たって、付添い人を同席させることもできます。
○　※印の相談員は学生相談室学生相談員を兼ねています。
○　令和７年４月１日付け改組に伴い、建物名は変更される場合があります。

⑺　佐世保工業高等専門学校いじめ防止対策の取り組み

いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであるとの認識のもと、どの学生にも起こり得る、どの学生も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止に全教職員が組織的に取り組むことを目指し、次のとおり基本計画を策定しています。

佐世保工業高等専門学校いじめ防止対策基本計画

〔平成２７年２月１３日制　　定〕

佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。最終改定平成２９年３月１４日。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処をいう。以下、同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため「佐世保工業高等専門学校いじめ防止基本計画」（以下「基本計画」という。）を定める。

Ⅰ　基本方針

（いじめの定義）

第１　「いじめ」とは、学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（いじめの禁止）

第２　学生は、いじめを行ってはならない。本校及び教職員は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成するよう努めなければならない。

（基本的姿勢）

第３　いじめは、どの学生にも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが学校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。

２　いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。

３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、本校、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

４　本校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行わなければならない。

（本校及び教職員の責務）

第４　本校及び教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、当該学校に在籍する学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

２　本校の全ての教職員は、本基本計画及び機構の定める「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」の読解を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。

３　校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。

４　本校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置することがあってはならない。

Ⅱ　いじめの防止

（いじめ防止対策委員会の設置）

第５　本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する「いじめ防止対策委員会」を置く。

２　いじめ防止対策委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（教職員の資質向上のための研修の実施）

第６　教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修及び学生指導上の諸問題等に関する研修を計画的に行い、いじめの防止等の対策に従事するために必要な本計画への精通、学校全体での組織的な対処及びそのための教職員相互間における日常的なつながりと信頼感及び一体感の向上（同僚性の向上）の確保に努める。

（人権意識、道徳的実践力の育成）

第７　本校の特別活動のカリキュラムを通して、道徳教育、人権教育、法教育（いじめが刑事事件、少年の保護事件、民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む）の充実を図り、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する対人交流の能力を養う。

（自己有用感や自己肯定感の育成）

第８　本校の文化祭や体育祭等の学校行事を通して、学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、その功績をたたえる機会を設けて、学生の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、地域貢献活動に参加する機会などを積極的に設ける。

（家庭や地域社会、関係機関との連携）

第９　本校の基本方針をホームページ等で公開し、保護者や地域住民の理解を得る。また、保護者懇談会などを通じて家庭との緊密な協力関係を構築するとともに、地区補導連絡協議会に参加するなど、地域と連携した対策を図る。

（いじめ防止基本計画の周知）

第１０　この基本計画は、本校のホームページに公開し周知を図る。

Ⅲ　早期発見

（教職員による観察や情報交換）

第１１　教職員は、いじめを早期に発見するため、日頃から学生の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、学生が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く

保つとともに、教職員相互が学科会議、担任連絡会、特別教育支援部会等において学生に関する情報交換を行い、情報共有に努める。

（定期的ないじめ調査や個人面談の実施）

第１２　いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や個人面談を実施し、学生がいじめを相談しやすい体制を整える。

（相談体制の整備や相談機関の周知）

第１３　学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行う体制として、学生相談室をもって充てる。

２　学生相談室は、電話相談窓口等、本校以外の相談窓口についても学生に広く周知する。

（新入生への配慮）

第１４　新入生のいじめの防止や早期発見のために、出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対するきめ細かな支援を行う。

Ⅳ　いじめに対する措置

（いじめの発見や相談を受けたときの対応、いじめの事実調査と組織的対応）

第１５　教職員は、いじめと疑われる行為を発見又は通報を受けた場合、ささいな兆候であっても早い段階から関わりを持ち、いじめを受けた学生や通報者の安全を確保する。

２　教職員は、学生や保護者からいじめに関する相談や通報を受けた場合、真摯な対応を行い、その内容をいじめ防止対策委員会へ報告する。

３　いじめ防止対策委員会は、必要に応じて調査部会を設置し、速やかに当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、事実確認の結果を高専機構に報告する。

（いじめを受けた学生やその保護者への支援）

第１６　いじめを受けた学生には、心のケアや授業等への配慮を行い安心して教育を受けられる環境を確保する。

２　家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係及び安全確保と秘密厳守を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有や助言などの継続的な支援を行う。

３　いじめを受けた学生にとって信頼できる友人・教職員等と連携し、いじめを受けた学生に寄り添う体制を整える。

４　状況に応じて臨床心理士など外部専門家の協力を得る。

（いじめを行った学生やその保護者への助言）

第１７　いじめを行った学生から複数の教職員による事情聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合には、必要に応じて外部の専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、及びその再発を防止する措置をとる。

２　事実関係について、迅速に保護者へ伝え理解や納得を得た上で、適切な対応がとれるよう協力を求めるとともに、いじめの事案に関わる情報共有や継続的な助言を行う。

３　いじめを行った学生への指導に当たっては、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないような一定の教育的配慮のもと、出席停止等の特別の指導計画を行うほか、状況により警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。

（いじめが起きた集団への働きかけ）

第１８　いじめを見ていた学生に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

２　はやしたてるなど同調していた学生に対してはそれらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

３　いじめは当事者間だけの問題ではなく、学校全体の問題としてとらえ、全ての学生が互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう指導する。

（インターネット上のいじめの対応）

第１９　インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取るとともに、必要に応じて警察や法務局等の協力を求める。

２　学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

（いじめを行った学生に対する措置）

第２０　学生がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認める場合には、学則第４０条の規定に基づき、当該学生に対して懲戒を加える。

（いじめの解消）

第２１　いじめが止んでいる状態が３か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められ、いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し必要な支援及び指導を行う。

（重大事態への対処）

第２２　いじめ防止対策委員会は、重大事態への対処及びそれと同種の事態の発生を防止するため、調査部会を置き、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

２　重大事態調査に係るいじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

３　重大事態調査を行う場合においては、高専機構から、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を仰ぐ。

４　学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあっては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。

５　重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにホームページによる公表を行う。

Ⅴ　取り組みの状況把握と検証（PDCA）

（点検と見直し）

第２３　本校は、より実効性の高い取組を実施するため、基本計画が実情に即して機能しているかをいじめ防止対策委員会で点検・評価し必要に応じて見直しを行う。

（評価と検証）

第２４　本校は、いじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの防止等に向けた取組等について、いじめ防止対策委員会及び内部組織委員会により検証し、高専機構本部に報告すると共に、改善に努める。

２　本校は、いじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめ防止等に向けた取り組みについて外部組織等により検証し、その都度改善に努める。

３　本校は、いじめ防止等に向けた取り組みが、学生の視点・立場に置いて成果が生じているかを学生に対するアンケート調査によって把握し、これを評価するとともに、その都度改善に努める。

４　評価にあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行う。

Ⅵ　文書の取り扱い

第２５　本校は、いじめの防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、誤った破棄等が行われることが無いよう、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第１０７号）に基づき、適切に取り扱うものとし、そのために必要な措置を講じる。資料は、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則の定める保存期間を超える場合であっても当該学生が卒業するまでは保存する。

附　則

この基本計画は、平成２７年２月１３日から施行する。

附　則

この基本計画は、令和２年７月２日から施行する。

7．同窓会会則

（昭和42年３月24日制定）

第１章　総　則

第１条　この会は，佐世保工業高等専門学校同窓会と称する。
第２条　この会の本部を佐世保工業高等専門学校内に置く。
第３条　この会は，会員相互の交誼を厚くし，知識を交換し，母校発展のために尽力し，すすんで工業の伸展に寄与することを目的とする。
第４条　この会はその目的を遂行するため，次の事業を行う。
⑴　会員名簿の発行
⑵　会報の発行
⑶　工業界及び工業教育上の調査研究並びに援助
⑷　その他必要事業
第５条　この会は，必要な地区に支部を置くことができる。支部に関する規約は，別に定める。
第６条　この会は，会員相互の連絡通信の便宜上，部会を置くことができる。部会に関する規約は，別に定める。

第２章　会　員

第７条　この会は，次の会員をもって組織する。
⑴　正 会 員　佐世保工業高等専門学校卒業生
⑵　準 会 員　佐世保工業高等専門学校在学生
⑶　特別会員　佐世保工業高等専門学校現旧教員
なお，原則として３年以上在籍した中途退学者も，本人の申請があれば幹事会の承認を経て，会費の納入をもって正会員として登録する。その場合、名簿は入学年度と同じ期に記す。

第３章　役　員

第８条　この会に次の役員を置く。
名誉会長　佐世保工業高等専門学校長
会　　長　　１名
副 会 長　　４名
幹　　事　　若干名
会　　計　　１名
会計監事　　２名
第９条　会長は，幹事の推薦により総会出席正会員の３分の２以上の賛同をえて選出し，任期は２年とする。
会長は，この会を代表し会務を統理する。
第10条　副会長は，会長の推薦により総会出席正会員の３分の２以上の賛同をえて選出し，任期は２年とする。
副会長は会長を補佐し，会長が事故あるときはその職務を代理する。
第11条　幹事は次により選出する。
⑴　専攻学科毎に正会員の互選によるもの各２名以上
⑵　準会員より推薦されたもの２名
⑶　佐世保工業高等専門学校教員より推薦されたもの２名
⑷　会長の委嘱によるもの若干名
幹事の任期は２年とする。幹事は互選により常任幹事６名を選出する。常任幹事は常時会務を処理する。
第12条　会計は正会員から選出し，その任期は２年とする。会計は同窓会費の収支を管理する。
第13条　会計監事は幹事以外の正会員から選出し，その任期は２年とする。会計監事は，総会提出前に前年度の収支決算を監査するほか，随時に会計を監査する。
第14条　庶務，その他の事務を処理するため，書記を置くことができる。

第４章　会　議

第15条　会議は次により開催する。
⑴　この会の会議を分けて，総会，幹事会とする。
⑵　総会は、集合形式による方法とインターネットによる方法との併用により開催する。但し、大規模災害や疫病発生等により集合形式の総会開催が困難な場合は、幹事会の承認によりインターネットによる総会のみとする事ができる。
⑶　インターネットによる総会は、同窓会ホームページに10日間議案を掲載し、この間にインターネットにより正会員からの賛否を募る方法とする。
⑷　幹事会は、原則として集合形式による方法とするが、特別の事情がある場合は、インターネットによるメール会議又はオンライン会議とすることができる。
第16条　総会は次により開催する。
⑴　総会は定期総会と臨時総会とする。
⑵　インターネットによる定期総会は、毎年 11 月 1 日から 10 日間とする。
⑶　集合形式による定期総会は，インターネットによる総会終了後毎年 11 月中に開催する。
⑷　正会員は、インターネット総会又は集合形式による総会のいずれかに参加できる。
⑸　臨時総会は特に必要があるとき，又は幹事の３分の２以上の要求があるとき，会長がこれを招集し、定期総会に準じた方法で開催する。
第17条　定期総会はおおむね次の事項の処理をする。
⑴　当該年度の収支決算及び翌年度の予算承認
⑵　事業の報告並びに計画
⑶　役員の選出
⑷　会則の改正
⑸　その他必要と認める事項
第18条　総会の議事は、インターネットへの投稿正会員と集合形式による出席正会員の合計の過半数をもって決定する。可否同数の時は議長がこれを決する。
第19条　幹事会は，会長が随時招集し，この会の決算書及び予算書を作成し，会の活動並びに業務の運営につき審議する。
第20条　臨時緊急を要することで，会長が幹事会を招集するいとまがないときは，常任幹事会をもってこれに代えることができる。

第５章　会　計

第21条　この会の経常費は，会費，寄附金，その他の収入による。
第22条　この会の出納事務取扱責任者は、佐世保工業高等専門学校総務課長とする。
第23条　この会の会員（特別会員を除く。）になるものは，入会の際（入学時）に入会費3,000円を納めるものとする。ただし，入会金の返納は行わない。正会員は，会費10,000円を卒業時に納めるものとする。
第24条　この会の会計に余剰金を生じた場合は，原則として基金に繰入れるものとする。基金の運営については別にこれを定める。
第25条　この会の会計年度は毎年10月1日に始まり，翌年9月30日に終わる。

第６章　連絡・広報の方法

第26条　連絡・広報は次により行う。
⑴　会員への行事案内や連絡等の広報は、原則としてホームページによるものとする。
⑵　同窓会会報は、住所の明らかな全会員に郵送を行い，ホームページにも掲載する。
⑶　同窓会が運営するイベント管理システムへのアドレス登録者には，必要に応じて個別の連 絡・広報を行う。

附　則　この会則は，昭和 42 年 3 月 24 日から施行する。
附　則　この会則は，昭和 44 年 1 月 2 日から実施する。
附　則
1　この会則は，昭和 48 年 1 月 2 日から実施する。
2　第 21 条にかかわる終身会費の返納は，昭和 47 年度以前に入学した者については，なお従前の通りとする。
附　則　この会則は，平成 3 年 1 月 2 日から実施する。
附　則　この会則は，平成 10 年 1 月 2 日から実施する。
附　則　この会則は，平成 16 年 1 月 2 日から実施する。
附　則　この会則は，平成 22 年 11 月 28 日から実施する。
ただし，第 11 条と 12 条の任期については，平成 23 年 11 月から適用する。
附　則　この会則は，平成 26 年 11 月 15 日から実施する。
附　則　この会則は，平成 29 年 11 月 4 日から実施する。
附　則　この会則は，令和 2 年 11 月 30 日から実施する。

佐世保工業高等専門学校配置図

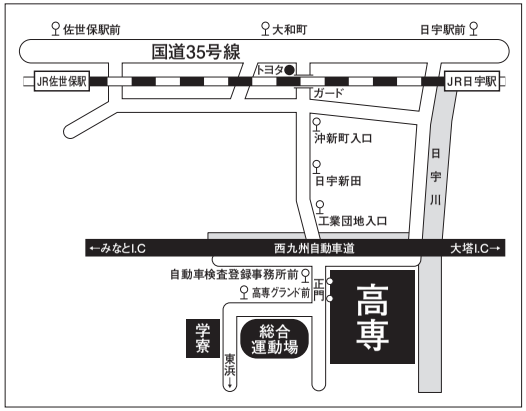

1：ＪＲ佐世保駅下車の場合
佐世保駅前から「西肥バス」で「沖新町」
または「沖新経由東浜行」に乗車
「自動車検査登録事務所前」下車
所要時間約15分。

2：ＪＲ日宇駅下車の場合
（特急は日宇駅には停車しない）
日宇駅から徒歩約20分。
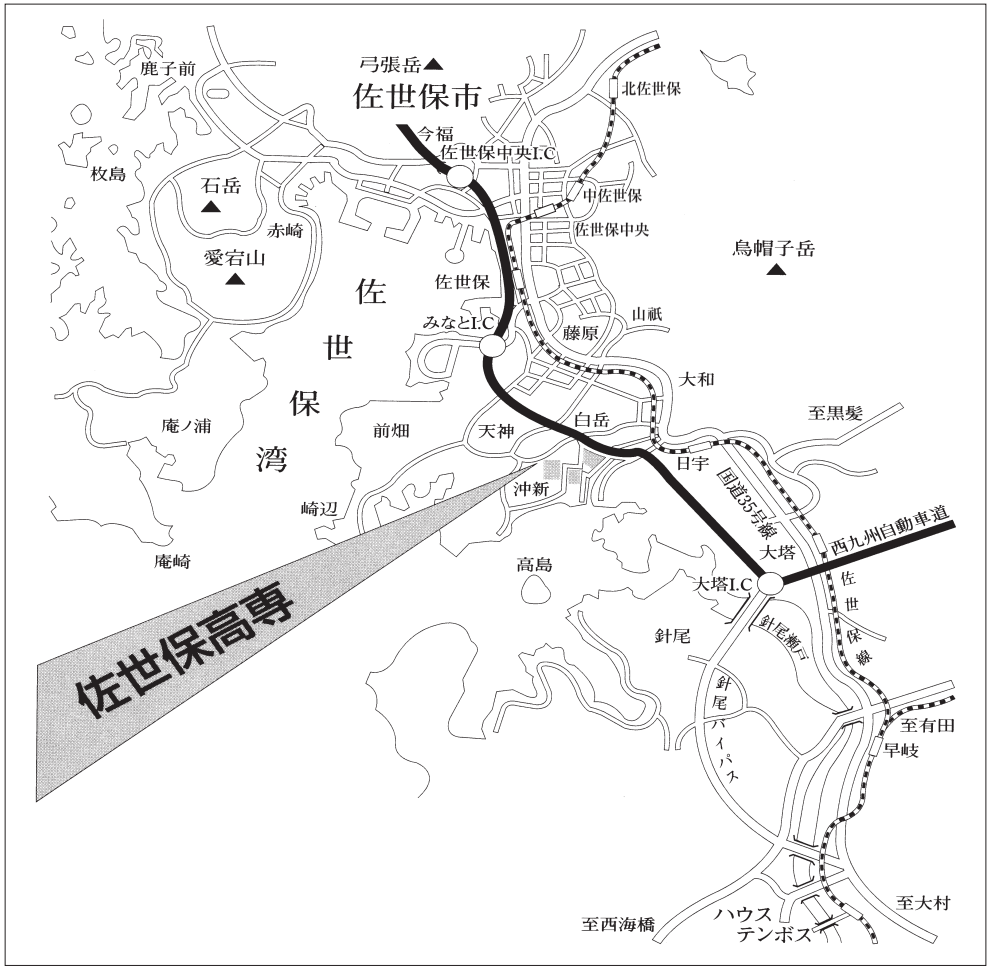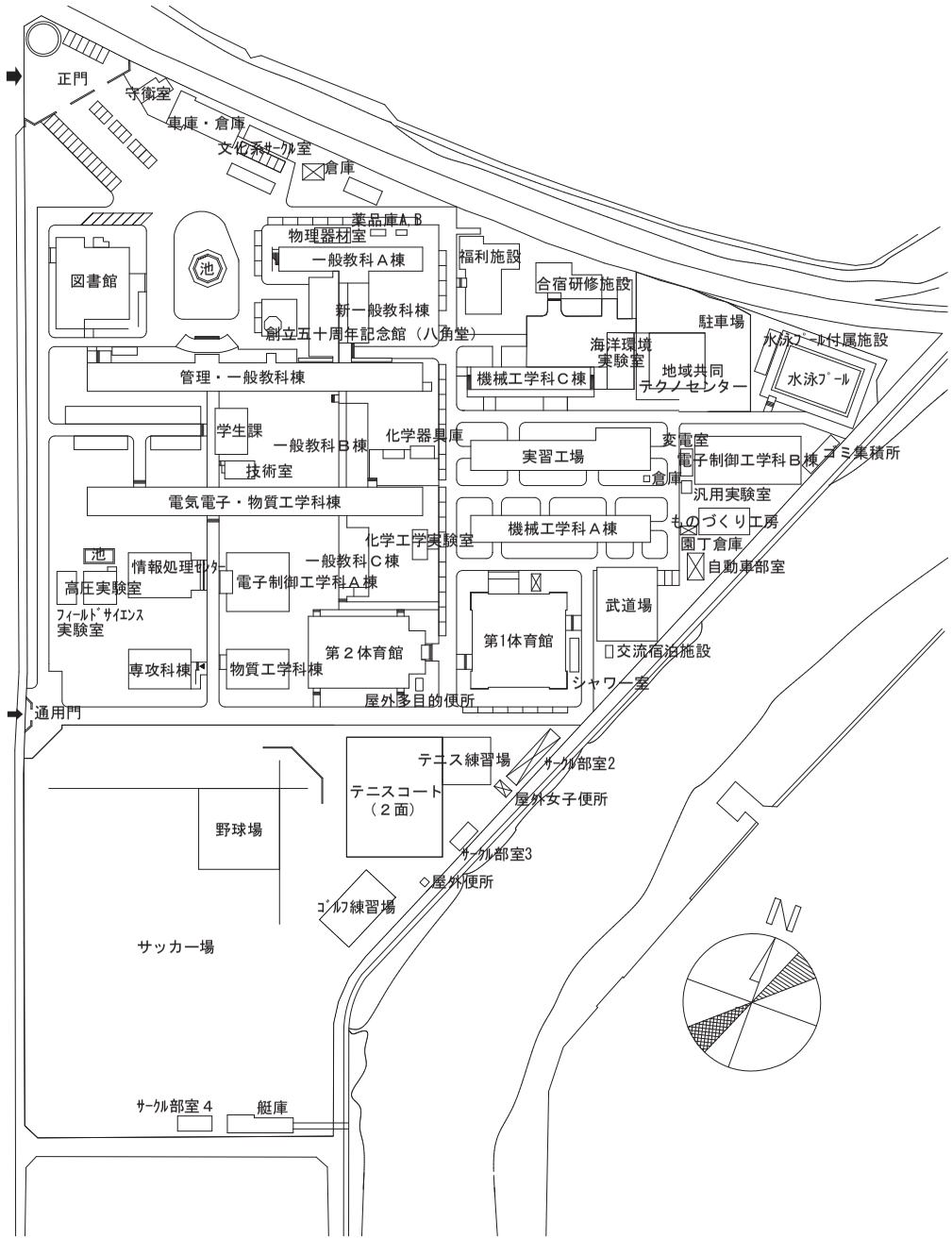
3：西九州自動車道を利用した時は大塔Ｉ.Ｃで
降りて国道35号線に出てください。